

鹿児島県
高病原性鳥インフルエンザ等
防疫対策マニュアル（本編）



令和 8 年 9 月

鹿児島県農政部家畜防疫対策課

内容

はじめに	1
第1章 基本方針	
第1-1 基本方針	3
第1-2 防疫組織体制	6
1 発生段階別の対応	6
2 鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等対策本部	7
3 鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等対策本部 事務局	8
4 現地対策本部（本土）	10
5 地域対策本部	11
6 地域振興局・支庁（地域連絡協議会）の役割	11
7 発生市町村の役割	12
8 近隣市町村の役割	12
9 生産者団体、農協等の役割	13
10 関連事業者の役割（協力）	13
11 関係機関・団体の役割分担	14
第2章 発生予防対策	
第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備	
第2-1 平時からの取組	15
1 県の取組	15
2 市町村の取組	16
3 生産者団体等の取組	16
4 関連事業者の取組（3を除く）	17
5 家きんの所有者の取組	17
第2-2 発生に備えた体制の構築・強化	18
1 県の取組	18
2 市町村の取組	21
3 生産者団体等の取組	21
4 関連事業者の取組	21
第2節 浸潤状況調査	
第3 浸潤状況を確認するための調査	21
第3章 まん延防止対策（家きんにおける防疫措置）	
第4 異常家きんの発見及び検査の実施	22
1 異常家きんの早期発見	22
2 家きんの所有者等から届出を受けたときの対応	23
3 農場での検査等	25
4 農場等における措置（簡易検査等により本病が否定できない場合）	27
5 陽性判定時に備えた準備	28
6 鹿児島中央家保による検査及び検体の送付	33
7 県が実施するモニタリングで陽性が確認された場合の対応	34
8 野鳥等で感染が確認された場合の対応等	35

9	動物衛生研究部門による検査	36
10	その他	36
第5	病性等の判定	37
1	病性の判定方法	37
2	患畜及び疑似患畜	37
第6	病性等判定時の措置	43
1	関係者への連絡	43
2	対策本部の開催及び国、県等の連携	44
3	報道機関への公表等	46
4	防疫措置に必要な人員の確保	47
5	大臣指定地域における続発等に備えた対策	48
第7-1	発生農場等における防疫措置	49
1	と殺（法第16条）	49
2	死体の処理（法第21条）	52
3	汚染物品の処理（法第23条）	55
4	家きん舎等の消毒（法第25条）	56
5	家きん舎等における殺鼠剤等の散布等	57
6	家きん等の評価	57
第7-2	発生農場等における具体的な作業内容	59
1	防疫措置従事者の行程等	59
2	集合基地での作業	60
3	仮設基地での作業	63
4	発生農場での作業	66
5	埋却場所での作業	68
6	防疫服、防疫用具の着衣・脱衣の手順	73
第8	通行の制限又は遮断（法第15条）	79
第9	移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域の設定	80
1	制限区域等の設定	80
2	制限区域の変更	84
3	制限区域等の解除	84
4	制限の対象	85
5	制限の対象外	85
6	必要書類等	91
第10	家きん集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）	92
5	必要書類等	95
第11	消毒ポイントの設置（法第28条の2）	96
1	消毒ポイントの設置	96
2	消毒ポイントの選定	98
3	消毒ポイントの設置、運営	99
4	消毒ポイントの作業	99
第12	ウイルスの浸潤状況の確認等	102
1	疫学調査	102

2	制限区域内等の周辺農場の検査	105
3	1の(2)又は2の(1)及び(2)の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応	107
4	検査員の遵守事項	107
5	飼養衛生管理基準の遵守状況の確認(法第34条の2)	108
第13	緊急ワクチン(法第31条第1項)	109
第14	消毒等(法第9条又は30条による消毒及びねずみ駆除等)	109
1	役割分担	109
2	消毒薬等の選択	109
3	消毒の方法	109
4	消毒薬の使用上の注意	110
第15	家さんの再導入	111
第16	農場監視プログラム	111
第17	発生の原因究明	111
第18	離島における対応	112
1	組織体制(現地対策本部)	112
2	動員体制	113
3	農場での検査(簡易検査等)	113
4	病性鑑定材料の送付	113
5	病性鑑定材料送付後の作業	115
6	防疫資材、機材の準備	116
7	制限区域の設定	116
8	消毒ポイント	116
9	病性等判定時の連絡体制	117
第19	食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫措置	118
1	食鳥処理場で異常家さんを発見した場合	118
2	簡易検査陽性から疑似患畜決定までの作業	118
3	患畜又は疑似患畜と決定した場合の対応	118
第20	防疫作業における注意事項	119
1	発生農場からのウイルス散逸防止	119
2	健康管理・感染予防対策	119
3	防疫措置に関する安全管理	120
4	家さんの所有者等への配慮	120
第4章	その他	
第21	その他	121

※ 本文中における「防疫指針 第〇の〇」、【留意事項〇】の表示は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和２年７月１日 農林水産大臣公表 一部変更：令和７年１０月１日）」（以下「防疫指針」という。）及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（令和７年１０月１日付け７消安第 3954 号農林水産省消費・安全局長通知）」（以下「留意事項」という。）の該当箇所を示す。なお、【留意事項〇】の部分は、防疫指針の記載のまま。

はじめに

防疫指針 前文

- 1 鳥類のインフルエンザは、A型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）では、そのうち、次の3つを規定している。
 - （1）高病原性鳥インフルエンザ
国際獣疫事務局（WOAH）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病
 - （2）低病原性鳥インフルエンザ
H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたものを除く。）の感染による家きんの疾病
 - （3）鳥インフルエンザ
高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルス以外のA型インフルエンザウイルスの感染による飼養されている鶏、あひる、うずら及び七面鳥の疾病
- 2 高病原性鳥インフルエンザは、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 3 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、その伝播力の強さ及び高致死性から、ひとたびまん延すれば、
 - （1）養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、
 - （2）国民への鶏肉及び鶏卵の安定供給を脅かし、
 - （3）国際的にも、高病原性鳥インフルエンザの非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。
- 4 低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した発生事例も確認されている。
- 5 また、海外では、家きん等との接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスへの人の感染及び死亡事例も報告されており、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要である。
- 6 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）については、現在、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近

隣諸国から渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、訪日外国人等の渡航者の増加や物流の活性化による人や物を介したウイルスの侵入も考えられることから、今後も我が国に本病が侵入する可能性は高い。

このため、国民、日本への入国者及び帰国者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に本病ウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、家きんの所有者（当該家きんを管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体等が緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

第1章 基本方針

第1-1 基本方針

防疫指針 第1の1

- 1 本病の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動防疫対応」である。

防疫指針 第1の3

- 2 家きんの所有者は、家きんの伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、家きんの飼養衛生管理等の措置を適切に実施しなければならない。そのために重要なのは、家きんの健康観察と記録、本病が疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行、長靴の交換やねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、全ての家きんの所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

- (1) 農林水産省は、県や家きんの所有者、飼養衛生管理者（法第12条の3の2第1項に規定する飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）、関係団体等に対し、必要な情報の提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針を策定し、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、県に対し必要な指導及び助言を行うことに加え、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施する本病に関する研究を推進する。
- (2) 県は、平時から、家きんの所有者や飼養衛生管理者、関係団体等に必要な情報提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針に即して策定する飼養衛生管理指導等計画に沿って、本病の発生予防を徹底する。また、発生時に備えて、県を挙げた動員計画や資材の調達計画を策定し、体制の整備等の準備を行う。
- (3) 市町村及び関係団体は、県の行う家きんの所有者等への必要な情報の提供や発生時に備えた準備に協力するとともに、家きんの所有者に必要な支援を行う。
- (4) 飼料の製造・販売業者、廃鶏取扱業者、死亡鳥取扱業者、化製処理施設、食鳥処理場、集卵業者、GPセンター等の畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行う家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置に協力する。

【留意事項1】畜産業に関連する事業を行う者

畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）には以下の者を含む。

- 1 家きん及び家きん卵に関する事業者

品評会等の家きんを集合させる催物の開催者、食鳥処理場、GPセンター等（液卵加工場を含む。以下同じ。）、ふ卵場、化製処理施設等の所有者、獣

- 医師、キャッチャー（鶏を出荷用のカゴ等に入れる作業員）、農協等
- 2 生産資材の製造・販売業者
飼料の製造・販売業者、敷料の製造・販売業者、動物用医薬品の販売業者等
- 3 1及び2に係る輸送・保管事業者
家きん運搬業者、廃鶏取扱業者、集卵業者、飼料運搬業者、死亡鳥取扱業者、排せつ物・堆肥運搬業者等

防疫指針 第1の4

3 発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された家きんが飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒に加え、第12の1に基づく疫学的調査による疫学関連家きんの特定が非常に重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の2までに基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。

- (1) 農林水産省は、初動防疫対応等を定めた防疫方針（第6の2の（1）の防疫方針をいう。）の決定及び見直しを責任を持って行うとともに、これに即した県の具体的な防疫措置を関係省庁の協力を得て支援する。また、法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当てする。
- (2) 県は、（1）の防疫方針並びに第2-2の1の（1）に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行するとともに、第12の1に基づく疫学調査により疫学関連家きんを早期に特定し、厳格に監視する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、県の行う具体的な防疫措置に協力する（県が市町村又は関係団体等に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

防疫指針 第1の5

4 なお、国は、あらかじめ定めた3の（1）の防疫方針に基づく初動防疫対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を聴きつつ、法第3条の2第2項に基づき、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

- 5 これら一連の防疫措置を確実に実施できるよう、本マニュアルにおいて、県内各者の役割と取り組むべき事項を明確に定めることとする。本病の防疫措置は、法、防疫指針、留意事項、「家畜伝染病予防法第13条の2の第1項の規定による届出に係る留意事項について」（平成25年4月1日付24消安第6369号農林水産省消費・安全局長通知）、「家畜伝染病予防法に基づく焼却、埋却及び消毒の方法に関する留意事項」（令和2年2月26日付け消安第5374号農林水産省消費・安全局長通知）、「家畜伝染病予防法施行細則」（昭和26年8月25日鹿児島県規則第83号。）に定めるもののほか、本マニュアルに基づき実施する。

第 1－2 防疫組織体制

1 発生段階別の対応

本病の発生状況に応じて、次の 4 段階の防疫態勢をとるものとする。

(1) レベル 1：近隣諸国での発生時

- ・ 渡り鳥の情報を把握し、飛来に合わせて、農場の侵入防止対策（飼養衛生管理基準チェック表による点検等）を強化させる。
- ・ 国内発生時に速やかに防疫措置が行える体制作り（防疫演習の実施、防疫措置従事者のリスト作成、防疫資材の備蓄・点検等）を行う。

(2) レベル 2：国内（隣接県（熊本県・宮崎県・沖縄県）及び本県を除く。）での発生時

- ・ 野鳥等の野生動物が感染源となるため、野生動物の侵入防止対策など飼養衛生管理基準の再チェックを行い、防疫体制をさらに強化する。

(3) レベル 3：隣接県での発生時

- ・ 必要に応じて消毒ポイントの設置等を行い、隣接県からの侵入を防止する。
- ・ 農場の消毒や野鳥及びねずみ等の野生動物の侵入防止対策（防鳥ネットの再点検、消石灰等の散布）等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底する。

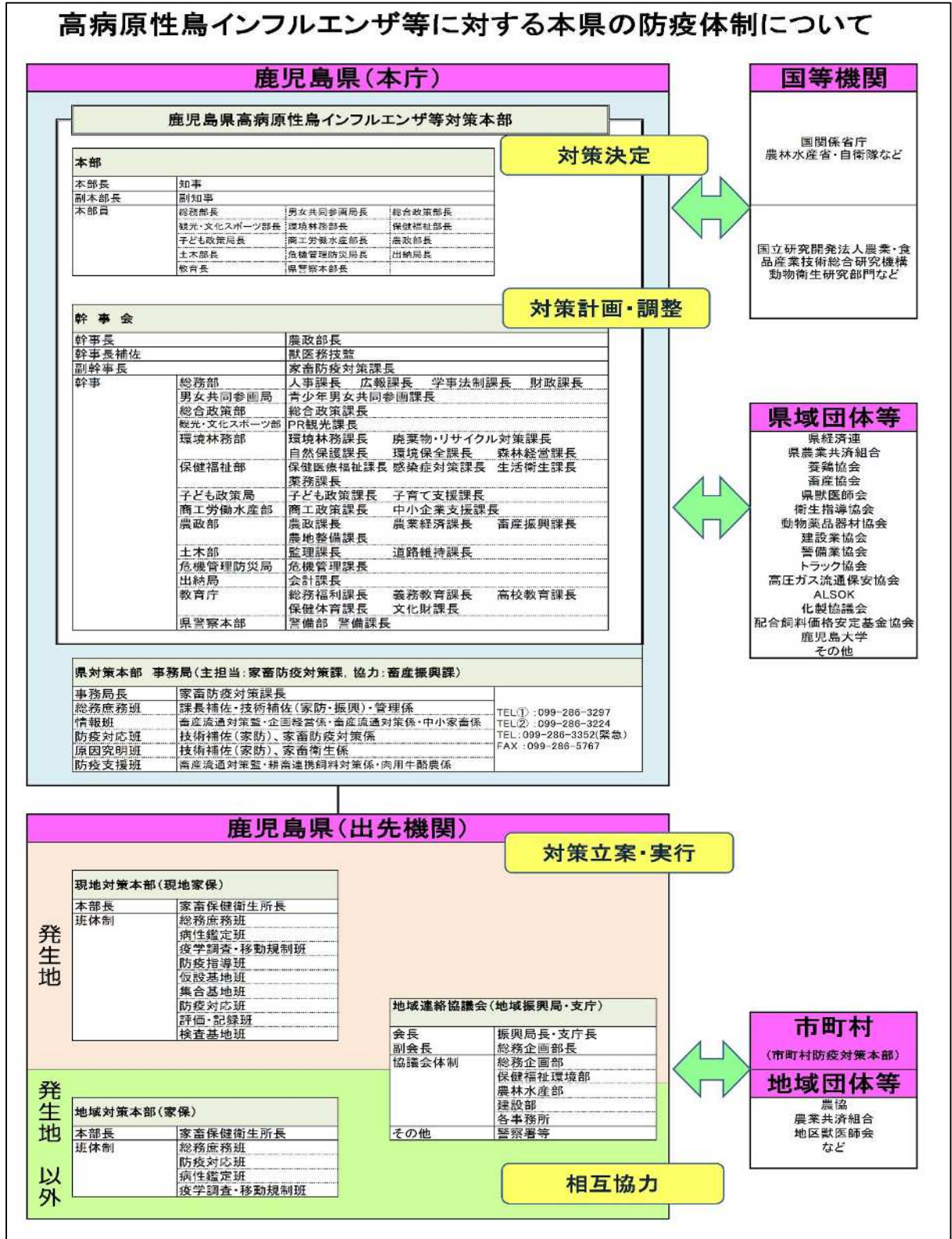
(4) レベル 4：本県での発生

- ・ 本マニュアル等に基づき、速やかにと殺・埋却等の防疫措置を行い、本病のまん延防止対策を実施。

※ 野鳥等（家きん以外の鳥類、その死体、糞便、環境資料等を含む。）から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合もこれに準ずる。

2 鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等対策本部

鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）は、鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等対策本部設置要領に基づいて設置され、本部長を知事、副本部長を副知事とする。〔資料編P2～3〕



3 鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等対策本部 事務局

県対策本部事務局は、事務局長を県農政部家畜防疫対策課長とし、県農政部家畜防疫対策課（以下「県家防課」という。）と県農政部畜産振興課（以下「県振興課」という。）が協力しながら運営するとともに、幹事会各課と連携をとり、必要な防疫対策を実施する。〔資料編P2～3〕

（１）主な役割

- ① 具体的な防疫対策の決定・支援
- ② 現地対策本部との連絡・調整
- ③ 農林水産省との連絡・調整
- ④ 各制限区域・消毒ポイントの決定・告示
- ⑤ 隣接県、県関係部局、県警察本部、市町村及び関係団体への通報・連絡及び防疫活動への協力要請
- ⑥ 緊急防疫対策会議の開催
- ⑦ 報道機関に対する情報提供
- ⑧ 県民に対する情報提供、広報活動、相談受付
- ⑨ 防疫措置従事者の派遣
- ⑩ 防疫措置従事者の派遣要請（発生市町村、近隣市町村、関係団体、農林水産省、他都道府県、自衛隊）

（２）県対策本部事務局の班構成

- ① 総務庶務班（課長補佐、技補（県家防課）、技補（県振興課）、管理係）
 - ・ 県対策本部の開催準備、事務・調整
 - ・ 庁内の主管課・対策本部幹事課・地域連絡協議会との連絡調整
 - ・ 関係各所との連絡調整（庁内関係部署、出先機関、県警、県議会）
 - ・ 予算編成と執行、経費の確保、支払い業務
 - ・ 県職員の動員調整
 - ・ 農林水産省・県外動員者等の連絡調整
 - ・ 農林水産省・県外動員者の宿泊先調整及び動員者の連絡の調整
 - ・ 自衛隊派遣要請に関する危機管理防災課との調整
 - ・ 自衛隊受入時に必要な契約業務
 - ・ 動員者の連絡バス等の調整
 - ・ 防疫措置従事者の食料等の発注調整、配送・回収
 - ・ 農林水産省派遣職員等の窓口
- ② 情報班（畜産流通対策監・企画経営係・畜産流通対策係・中小家畜係）
 - ・ 情報集約・全体調整（会議室等確保）、プレスリリース、ホームページ、
 - ・ 広報資料の作成・提供
 - ・ 県民問い合わせ対応、相談窓口設置、マスコミ対応
 - ・ 防疫措置の上部機関への報告、日報収集及び記録
 - ・ 関係団体との連絡・調整

- ・ 畜産関連団体との連絡調整、農家への情報提供
 - ・ 振興局・支庁（農政普及課等）からの動員調整
 - ・ 市町村・関係団体等からの動員調整
 - ・ 農家支援（出荷遅延等に対する生産者支援）
- ③ 防疫対応班（家畜防疫対策係）
- ・ 関係各所との協議・連絡調整（農林水産省・防疫協定締結団体・農地整備課等）
 - ・ 防疫措置の企画指導（発生農場・埋却地等の防疫作業、制限区域等の設定・解除・告示など）
 - ・ 発生農場・埋却地への動員者等の積算
 - ・ 県対策本部の資料作成、現地対策本部との連絡調整
 - ・ 農林水産省との協議・連絡調整（発生農場・埋却地等の防疫措置）
 - ・ 焼埋却処理等に関する関係機関との調整
 - ・ 自衛隊派遣要請に係る危機管理防災課との調整
 - ・ 防疫作業に係る民間事業者との調整
 - ・ 消毒薬・殺鼠剤等の調達・配付（動物薬品機材協会等との連絡調整）
 - ・ 発生農場及び周辺農場における家畜・物品の評価、防疫措置に係る経費など
 - ・ 手当金・負担金の申請・支払い
- ④ 原因究明班（家畜衛生係）
- ・ 関係各所との連絡調整（県振興課など）
 - ・ 防疫措置の企画指導（周辺地域・発生地以外）
 - ・ 集合基地・仮設基地への動員者等の確認・調整（家畜防疫員）
 - ・ 集合基地・仮設基地の設置・運営準備
 - ・ 健康調査に係る感染症対策課との連絡調整
 - ・ 仮設基地との進捗管理・連絡調整
 - ・ 予算編成と執行、経費の確保、支払い業務
 - ・ 農林水産省との協議・連絡調整（疫学調査、発生状況等確認検査、家きんの移動等に関する例外協議）
 - ・ 現地情報の収集
 - ・ 国の疫学調査チームとの連携
- ⑤ 防疫支援班（耕畜連携飼料対策係・肉用牛酪農係）
- ・ 県振興課職員の動員調整（集合基地・仮設基地）
 - ・ 集合基地等で使用するレンタカー等の調整
 - ・ 消毒ポイント設置運営に関する県警察本部及び地域振興局との連絡調整
 - ・ 消毒ポイント設置運営に関する県警備業協会等への協力要請・連絡調整

4 現地対策本部（本土）

現地対策本部は、発生地の家畜保健衛生所（以下「家保」という。）に設置し、家保所長を対策本部長とし、以下の班構成をもって現地における防疫活動の指揮・監督を行う。

（１）主な役割

- ① 発生農場における防疫措置、疫学調査等の調整
- ② 制限区域内農場に係る防疫指示及び相談受付
- ③ 発生市町村、近隣市町村、関係機関・団体等の地域関係機関との連絡調整
- ④ 消毒ポイントの設置に当たる助言
- ⑤ 集合基地及び仮設基地の運営

（２）班構成

- ① 総務庶務班（衛生課長、防疫係長、現地家保職員）
 - ・ 地域振興局・市町村・関係団体との協議・連絡調整
 - ・ 集合基地及び仮設基地設置の調整
 - ・ 管内市町村及び関係団体への支援要請
 - ・ 防疫措置に係る予算及び人員、防疫資材確保等の後方支援
 - ・ 職員の勤務管理
- ② 病性鑑定班（現地家保職員、応援派遣家保職員）
 - ・ 発生農場以外における病性鑑定
- ③ 疫学調査班（鹿児島中央家保職員、現地家保職員）
 - ・ 発生農場の疫学関連調査
- ④ 移動規制班（現地家保職員）
 - ・ 制限区域の設定
 - ・ 制限の対象や指導内容について関係者・団体等への周知
 - ・ 制限に関する相談受付及び制限の対象外の協議
- ⑤ 防疫指導班（防疫課長）
 - ・ 発生農場における防疫作業計画の策定及び防疫作業の指示
 - ・ 発生農場の緊急的な疫学関連調査
- ⑥ 集合基地班（第 7－2 の 2 参照）
 - ・ 集合基地の設置・運営
- ⑦ 仮設基地班（第 7－2 の 3 参照）
 - ・ 仮設基地の設置・運営
- ⑧ 防疫対応班（第 7－2 の 4 参照）
 - ・ 発生農場における防疫措置の指示
- ⑨ 評価班（現地家保職員）
 - ・ 家きん及び汚染物品の評価、写真撮影（第 7－1 の 6 参照）
- ⑩ 検査基地班（鹿児島中央家保職員、肉用牛改良研究所）
 - ・ 制限の対象外に係る検査等の日程調整、班編制、行程等の作成、資材準備（第

12の2参照)

※発生状況確認検査、清浄性確認検査、搬出制限区域解除検査及び監視強化区域解除検査を電話確認等で行う場合は、現地対策本部（病性鑑定班）が実施する。

5 地域対策本部

発生地以外の家保には地域対策本部を設置し、総務庶務班、病性鑑定班、疫学調査及び移動規制班を編制して管内の防疫対応にあたるとともに、現地対策本部への家畜防疫員（法に規定する事務に従事させるため、知事が主として県職員の中から任命する獣医師）の派遣を行う。

（１）主な役割

- ① 管内市町村、関係機関・団体等の地域関係機関との連絡調整
- ② 現地対策本部への家畜防疫員の派遣

（２）班構成

- ① 総務庶務班（衛生課長）
 - ・ 県対策本部、現地対策本部との連絡調整
- ② 病性鑑定班（家保職員）
 - ・ 管内家さん飼養農場における病性鑑定
- ③ 疫学調査班（家保職員）
 - ・ 管内に発生農場の疫学関連農場があった場合、当該農場の疫学関連調査
- ④ 移動規制班（家保職員）
 - ・ 管内に制限区域が入った場合の通行規制、制限区域の設定
 - ・ 制限の対象や指導内容について関係者・団体等への周知
 - ・ 移動規制に関する相談受付

6 地域振興局・支庁（地域連絡協議会）の役割

地域振興局長・支庁長を会長とする地域連絡協議会は、現地対策本部と連携をとり、必要な対策を実施する。

（１）主な役割

- ① 現地対策本部のサポート
- ② 地域の必要な対策の立案・実施
- ③ 防疫措置従事者の派遣（発生農場の埋却地等の選定・確認、作業協力を含む）
- ④ 集合基地及び仮設基地の設置、管理、運営のサポート
- ⑤ 通行制限及び消毒ポイント設置に係る道路使用の調整
- ⑥ 消毒ポイント候補地の調査・選定
- ⑦ 消毒ポイントの管理・運営及び必要資材、水・電力の確保
- ⑧ 消毒ポイントにおける作業人員の派遣
- ⑨ 消毒ポイントにおける車両消毒実施状況の集計

- ⑩ 地域関係機関・団体への情報提供、相談窓口設置（風評被害防止対策）
- ⑪ と殺等の防疫措置従事者の健康調査（医師・保健師等の人員確保）及び医療用資材の確保
- ⑫ 管内の家きん飼養者への侵入防止のための消毒等に対する協力

7 発生市町村の役割

県対策本部からの協力要請に基づき、現地対策本部及び地域連絡協議会と連携をとり、必要な対策を実施する。

（１）主な役割

- ① 市町村民に対する情報提供（発生情報、制限区域及び内容、風評被害防止対策など）、相談窓口の設置及び必要な対策の実施
- ② 管内の家きん及び愛玩鳥飼養者への情報伝達、異状の有無の確認及び家保への早期通報の周知、飼養者が実施する消毒等に対する協力
- ③ 集合基地となる場所の選定・確保
- ④ 仮設基地となる場所の選定・確保の協力（土地の紹介・仲介など）
- ⑤ 集合基地及び仮設基地の設営、管理（撤収含む）の協力
- ⑥ 防疫措置に必要な資材・機材等の入手に係る協力
- ⑦ 発生状況に応じて、防疫措置従事者（発生農場・埋却地・消毒ポイントでの作業など）、健康調査従事者（集合基地での健康調査及び仮設基地での防疫服着脱指導等）として従事可能な所属職員の派遣
- ⑧ 発生農場の周辺住民への通行自粛並びに防疫作業に関する概要説明及び協力要請
- ⑨ 埋却場所の選定に関する助言及び協力
- ⑩ 消毒ポイント候補地の調査・選定への協力
- ⑪ 消毒ポイントに係る通行制限及び道路使用の調整（市町村道に限る）及び広報
- ⑫ 消毒ポイント等で使用する水及び電力の確保への協力
- ⑬ 制限の対象外に係る検査等を実施する場合に、従事者が集合するための検査基地の提供（利用可能な公共施設の紹介等）
- ⑭ 発生農場の家きん等の評価に係る協力
- ⑮ 発生農場等で使用された防疫資材（防疫服等）の廃棄処分への協力

8 近隣市町村の役割

県対策本部からの協力要請に基づき、現地対策本部及び地域連絡協議会と連携をとり、必要な対策を実施する。

（１）主な役割

- ① 市町村民に対する情報提供（発生情報、制限区域及び内容、風評被害防止対策など）、相談窓口の設置及び必要な対策の実施
- ② 管内の家きん及び愛玩鳥飼養者への情報伝達、異状の有無の確認及び家保への早期通報の周知、飼養者が実施する消毒等に対する協力

- ③ 発生状況に応じて、防疫措置従事者（発生農場・埋却地・消毒ポイントでの作業など）、健康調査従事者（集合基地での健康調査及び仮設基地での防疫服着脱指導等）として従事可能な所属職員の派遣
- ④ 管内の家きん及び愛玩鳥飼養者への侵入防止のための消毒等に対する協力
- ⑤ 発生農場の周辺住民への通行自粛並びに防疫作業に関する概要説明及び協力要請（管内住民に影響が及ぶ場合）
- ⑥ 消毒ポイント候補地の調査・選定への協力（管内に設置する場合）
- ⑦ 通行制限及び消毒ポイントに係る道路使用の調整（市町村道に限る）及び広報（管内の道路を制限する場合）
- ⑧ 消毒ポイントに使用する水及び電力の確保（管内に設置する場合）
- ⑨ 制限の対象外に係る検査等を実施する場合に、従事者が集合するための検査基地の提供（利用可能な公共施設の紹介等、管内に対象農場がある場合）

9 生産者団体、農協等の役割

（１）主な役割

- ① 発生状況確認検査、清浄性確認検査、制限の対象外に係る検査等に関する協力
- ② 消毒ポイントにおける人員派遣
- ③ 防疫措置従事者（発生地等の防疫作業）の派遣
- ④ 特殊自動車（重機やフォークリフト等をいう。以下同じ。）及びオペレーター等の確保
- ⑤ 発生農場の家きん等の評価に係る協力
- ⑥ その他の防疫作業全般に関する協力（発生農場が属する団体の場合）
- ⑦ 系列農場における侵入防止のための消毒
- ⑧ 団体構成員に対する情報提供（発生情報、制限区域及び内容、風評被害防止対策など）、相談窓口の設置及び必要な対策の実施

10 関連事業者の役割（協力）

県、市町村、生産者団体、農協等の実施する防疫措置への協力

1 1 関係機関・団体の役割分担

主な作業内容における関係機関・団体の役割分担は、原則として、下記の表のとおりとする。

作業内容		県	家保	振興局	発生市町村	近隣市町村	生産者団体	農協団体等	その他
検査対応	家きん		◎				○		
	野鳥		○	◎	○	○			◎（大学等）
発生に関する情報提供、相談窓口の設置等		◎	○	○	◎	◎	○	○	
発生農場の家きん等の評価			◎		○		○	○	
家きん飼養農場への侵入防止のための消毒薬等の配布		◎	○	○	○	○	○	○	
集合基地	集合基地の選定・確保		○		◎				
	設営・管理	○	◎	◎	○				
	運営（防疫措置従事者の従事等）	◎※	◎	◎※	○	○	○	○	
仮設基地	仮設基地の選定・確保		◎		○				
	設営・管理		◎	◎	○				
	運営（防疫措置従事者の従事等）	◎※	◎	◎※	○	○	○	○	
発生農場等防疫措置	防疫作業（防疫措置従事者の従事）	◎	◎	◎※	○	○	○	○	△（民間、国等）
	防疫資材の確保	◎	◎	○	△		○		
	水源・電力の確保		○		○		◎		
	埋却地等の選定・確認	◎	◎	○	○		○		
	重機・オペレーターの確保	○	◎				○	○	◎（建設業協会）
	防疫措置従事者の健康相談	◎		◎					
	防疫資材の廃棄処分		◎		◎				
	周辺住民への調整等		◎	○	○	△			
制限区域関係	制限区域の選定・設定	◎	◎		△	△			
	制限区域の広報	◎	○		○	△			
	対象外の協議	◎	◎				○		
通行制限	道路使用の調整	○	○	◎	◎	△			◎（県警察）
	交通規制標示		◎	◎	◎	△			
	制限内容の広報	◎			◎	△			
発生状況確認検査 清浄性確認検査 制限の対象外検査 監視強化区域解除検査	ルート等計画策定		◎				○		
	検査基地の選定・確保		◎		○				
	家畜防疫員の確保	◎	○					△	
	案内人の派遣				△	△	◎	△	
消毒ポイント	候補地の調査・選定	○	○	◎	○	△			
	資材の確保	◎		◎					
	消毒ポイントの管理・運営			◎					
	水源・電力の確保			◎	○	△			◎（生コン組合等）
	消毒作業員派遣	△		◎※	△	△		△	◎（業者）
	道路使用の調整			◎	◎	△			◎（県警察）

◎：主体となり活動 ○：協力 △：必要に応じて

※ 発生時の県職員の派遣要請について、①県農政部の農地整備課及び農地保全課並びに発生地域の地域振興局・支庁の農村整備課は、埋却地での作業。②地域振興局・支庁の農政普及課等は、消毒ポイントや集合基地及び仮設基地での作業。③県保健所は、防疫措置従事者の健康調査等。といった業務に専属で職員派遣を行うため、その派遣人員と所属人員数を考慮し、一般の防疫作業に係る防疫措置従事者の派遣要請から除外するなど必要に応じて対応する。

第2章 発生予防対策

第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

第2-1 平時からの取組

1 県の取組

防疫指針 第2-1の2

- (1) 家きんの所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動防疫対応に必要な家畜防疫員の確保及び育成に努めるとともに、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議して獣医師のリストアップを行う。また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。
- (2) 県家防課及び家保は、農林水産省から提供を受けた発生状況等に関する情報について、必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての家きんの所有者、関係団体等に周知する。
- (3) 飼養衛生管理指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画を策定し、家きんの所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、当該計画に沿って、毎年、指導等を行う。また、指導等を行う際は、飼養衛生管理等支援システム等を活用し、家きんの所有者、飼養衛生管理者、担当獣医師等と連携して、飼養衛生管理の向上を図る。
- (4) 外国人労働者、外国人技能研修生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の遵守について、十分に周知し、必要に応じて指導及び助言する。
- (5) 家きんの所有者に対して、その飼養している家きんにつき、家きんの伝染性疾病の発生を予防し、当該家きんに起因する家きんの伝染性疾病的まん延を防止することについて、第一義的責任を有していることの理解が深まるよう周知徹底を図る。また、家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じ、防疫措置への理解及び協力を得るために、100羽以上の家きんの所有者（エミュー及びだちょうにあっては、10羽以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

① 法第51条に基づく農場への立入検査

渡り鳥の飛来する10月から5月は「飼養衛生管理基準遵守強化期間」として特に対策を徹底するよう指導を行う。

② 研修会の開催

なお、①及び②の措置の実施に当たっては、飼養衛生管理基準の不遵守、早期の通報を怠る第4の1の(1)の届出の遅延等、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった場合、手当金及び特別手当金が減額されて交付されることを周知する。また、特に大規模な家きんの所有者（鶏及びうずらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては1万羽以上の所有者をいう。以下同じ。）に

については、法第 52 条に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に県に報告させるなど、十分な指導を行う。

- (6) 農場に出入りする関連事業者に対し、衛生管理区域の出入口での消毒の励行など飼養衛生管理基準の遵守について周知するとともに、食鳥処理場、GPセンター、化製処理施設及び共同堆肥施設等に対し、交差汚染防止のための消毒設備の設置等を指導する。
- (7) 第 9 の 1 の移動制限区域内の農場等を直ちに特定できるよう、農場ごとに、本病が発生した場合の初動防疫対応に必要な情報（農場の所在地、飼養鳥種、飼養羽数、埋却地又は焼却施設（以下「埋却地等」という。）の確保状況等）を把握し、地図情報システムや家保ネット等を活用して整理する。
- (8) 近年、経営の大規模化及び効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場の飼養衛生管理の指導については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、本病の発生予防及び早期発見のため、日頃から家保と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。
- (9) 本病が過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域（以下「大臣指定地域」という。）において、家畜保健衛生所や自衛防疫団体等が中心となって、平時から地域の農場同士でそれぞれの飼養衛生管理状況等について情報交換を行い管理水準の向上を図るなど、地域の農場が相互に協力し、農場周辺での発生に備えた対策等を一体的に実施するよう指導する。その際、家畜保健衛生所や、担当獣医師等の第三者の有識者の視点を活用するよう助言する。
- (10) 県家防課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。また、防疫対応等の記録や経験について、防疫演習等の機会を積極的に捉え、適切に関係者に引き継がれるよう努める。

【留意事項 2】大臣指定地域における措置について

都道府県は、家きん飼養羽数 100 羽未満（エミュー及びだちょうにあっては、10 羽未満）の農場であって、生きた家きん等の出荷がないと確認された農場は、対象から除外することができる。

2 市町村の取組

防疫指針第 2-1 の 3

- (1) 農林水産省及び県の取組に協力する。
- (2) 家きんの所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

3 生産者団体等の取組

防疫指針第 2-1 の 3

- (1) 農林水産省及び県並びに市町村の取組に協力する。
- (2) 家きんの所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。特に、高病原性鳥インフルエンザ等を侵入させないための消毒等の日頃の衛生管理や、家畜の健康観察等について家きんの所有者の指導及び支援を行う。

4 関連事業者の取組（３を除く）

防疫指針 第２－１の４

- （１）消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じる。
- （２）農林水産省及び地方公共団体並びに生産者団体等の取組に協力する。

5 家きんの所有者の取組

防疫指針 第２－１の５

- （１）飼養している家きんにつき、家きんの伝染性疾病の発生を予防し、当該家きんに起因する家きんの伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有していることを自覚し、家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のために、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、家きんの飼養に係る衛生管理その他の措置を適切に実施するよう努める。
- （２）大規模な家きんの所有者は、発生時の影響の緩和を図るため、農場における衛生管理区域や人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について都道府県と相談の上、当該管理に取り組むよう努める。
- （３）１から３までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第 2－2 発生に備えた体制の構築・強化

1 県の取組

防疫指針 第 2－2 の 2

- (1) 発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。
- ① 家畜衛生担当部局、畜産・農業関係団体のみではなく、家畜衛生担当部局以外の県職員及び畜産・農業関係以外の団体を含む県を挙げた動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図る。
 - ② 県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、民間事業者の活用を検討するとともに、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。
 - ③ 特殊自動車（重機やフォークリフト等をいう。以下同じ。）を操縦する者のリストアップを行う。
 - ④ 衛生資材、薬品等の備蓄及び追加調達先の確認、特殊自動車等の調達先の確認、死亡鳥保管場所の確保等を行う。また、可能な限り、資材や特殊自動車の調達等に関する防疫協定の締結を進める。
- (2) 発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施するため、消毒ポイントの設置場所の調整及び地図情報システム等を活用した整理を行う。
- (3) 家きんの所有者に対する埋却地等の事前確保に係る指導等を徹底するとともに、周辺の住民、農場及び生産者団体等並びに関連事業者（以下「周辺住民等」という。）の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。これらの取組が十分でない場合は、次の措置を講ずるとともに、家きんの所有者に対して、これらの措置を講ずるに当たって必要な取組を求める。
- ① 当該家きんの所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供するとともに、必要に応じて市町村と連携して周辺住民等への説明を行う。
 - ② 市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、県知事は、法第 21 条第 7 項に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。
 - ③ 家きんの所有者、焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）の所有者又は管理者、市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、農場ごとに、利用可能な焼却施設等を具体的にリストアップする。その際、化製処理施設については、交差汚染防止対策が講じられ、利用可能であることを確認する。さらに、発生時の防疫措置が円滑に進むよう、あらかじめ発生時の利用について、その所在地を管轄する県、市町村等と調整し、焼却施設等の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺住民等の理解の醸成に向けた取組を行うよう焼却施設等の利用を計画している家きんの所有者に対して指導等を行う。

また、県知事は、法第 21 条第 7 項に基づき、特に必要があると認めるときは、市長村長に対し、協力を求める。さらに、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討し、埋却地等の事前準備が不十分な家きんの所有者が生じないよう支援を行う。

- ④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じて周辺住民等への説明を行う。
- (4) 大規模な家きんの所有者のうち、特に家きんの羽数が多く、発生した場合のと殺等に多大な時間を要すると県知事が認める者に対して、発生に備えた対応計画を策定するよう指導等を行うとともに、策定された対応計画を確認し、動物衛生課に報告する。

【留意事項 3】大規模な家きんの所有者の対応計画の策定

都道府県は、防疫指針第 2-2 の 2 の (4) の大規模な家きんの所有者に対して対応計画の策定を指導し、その内容を確認するに当たっては、都道府県が策定する動員計画及び調達計画を踏まえるとともに、以下の事項が含まれていることを確認する。

- 1 防疫措置中の農場内の動線図
- 2 防疫措置完了までに必要な農場内で防疫作業に当たる人員
- 3 防疫措置完了までに必要な農場内で使用する資材
- 4 家きんの死体の処理方法（焼却又は埋却の具体的な段取り、土地利用に関する周辺の住民、農場及び関連事業者への説明等）

【留意事項 4】化製処理施設における交差汚染防止対策の実施

都道府県は、農場ごとに利用可能な化製処理施設を具体的にリストアップする際に、以下の交差汚染防止対策が講じられていることを確認する。

- 1 車両消毒設備の整備及び消毒の徹底
化製処理施設の出入口には、タイヤが浸漬できる消毒槽とゲート式車両消毒装置、動力噴霧器等の設備等を整備し、発生農場から搬入する車両はもとより、施設内へ出入りする全ての車両について、入退場時及び交差汚染の可能性のある場所での作業終了後に消毒の徹底を図ること。
- 2 死体及び汚染物品受入搬入口の区別
原則として、死体及び汚染物品受入搬入口は他の搬入口と明確に区別すること。
- 3 交差汚染防止対策の実施
原則として、患畜又は疑似患畜が確認された農場（以下「発生農場」という。）から搬入する車両と、非発生農場から搬入する車両の動線を交差させないこと。また、牛など他の家畜を含む荷下ろし等の作業において、作業員等が

原因となる車両の交差汚染が生じないように、作業員等の動線にも注意すること。なお、設備の構造等によりやむを得ず交差が避けられない場合には、当該作業を実施した後、作業場所の消毒を徹底し、作業員等の長靴及び手袋についても消毒すること。

【留意事項５】化製処理施設利用に係る合意について

都道府県は、化製処理施設の利用を計画している家きんの所有者に対して、その所在地を管轄する都道府県、市町村と調整し、以下に掲げる事項を含めた防疫計画を策定の上、化製処理施設の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺の住民、農場及び関連事業者の理解の醸成に向けた指導等を行う。

- １ 化製処理施設利用にあたっての死体等の受入体制
- ２ 化製処理施設内における作業動線
- ３ 化製処理にあたって使用するライン
- ４ 作業中の病原体拡散防止策
- ５ 化製処理後産物の取扱い

- （５）発生時には、県内の危機管理防災部局等の関係部局及び近隣の県との連携や、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の家きんの飼養状況、（１）に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画、（２）から（４）までの取組状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。このため、県家防課は、本庁及び各地域振興局等の関係部局に対して、本マニュアルに基づき、あらかじめ防疫作業に従事可能な者の名簿作成を依頼しておく。また、県家防課及び県振興課並びに家保は、消毒ポイントやと殺等について人員の確保が必要であることを地域振興局・支庁、市町村及び各種団体に説明し、その協力が得られるようにしておく。
- （６）発生時に県内の危機管理防災部局等の関係部局、近隣の県、市町村、警察、獣医師会、民間事業者、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、農林水産省が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図る。
- （７）大臣指定地域においては、その他の地域と比較して本病の発生又は続発するリスクが高いことから、発生時に粉じん、羽毛等の拡散防止対策や緊急消毒等の追加措置を迅速に行えるよう指導する。
- （８）発生時には、発生地域の家きんの所有者や防疫措置従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることから、総務部局、精神保健主管部局等とも連携し、相談窓口の設置等具体的に対応できるよう努める。

- (9) 家きんにおける本病ウイルスの浸潤状況を適切に監視し、発生を迅速に発見する検査体制を常に整備する。

2 市町村の取組

防疫指針 第2-2の3

- (1) 農林水産省及び県の取組に協力する。
- (2) 家きんの所有者が行う発生予防及びまん延防止の取組に対する支援を行う。
- (3) 管内又は近隣市町村での発生に備えて、事前に次の検討を行う。
- ① 市町村対策本部の設置に関する事項
 - ② 所属職員のうち防疫措置（と殺・埋却・消毒等）に従事可能な者の確保及び派遣方法
 - ③ 市町村有地における埋却候補地のリスト化
 - ④ 市町村道の通行遮断等の対応
 - ⑤ 消毒ポイント候補地の調査・選定への協力、運営時に用いる水及び電源の確保
 - ⑥ 防疫措置従事者の集合場所（集合基地）の選定
 - ⑦ 市町村民への情報提供の方法、相談窓口の設置

3 生産者団体等の取組

防疫指針 第2-2の3

- (1) 農林水産省及び県の取組に協力する。
- (2) 家きんの所有者が行う発生予防及びまん延防止の取組に対する支援を行う。
- (3) 県内で発生した場合に備えて、次の検討を行う。
- ① 家きん、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況の把握方法
 - ② 所属職員のうち防疫措置（と殺・埋却・消毒等）に従事可能な者や特殊自動車の運転が可能な者の確保及び派遣方法
 - ③ 団体構成員への情報提供の方法

4 関連事業者の取組

防疫指針 第2-2の4

- (1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずる。
- (2) 農林水産省及び地方公共団体並びに生産者団体等の取組に協力する。

第2節 浸潤状況調査

第3 浸潤状況を確認するための調査

本項の内容は防疫指針第3を参照とする。

第3章 まん延防止対策（家きんにおける防疫措置）

第4 異常家きんの発見及び検査の実施

1 異常家きんの早期発見

（1）家きん所有者等の対応

① 家きんの所有者等は、本病の症状を熟知した上で、毎日、健康観察を行い、異常家きんの有無を確認するとともに、死亡羽数等を記録して保管する。

② 次の場合は、直ちに家保へ届出ること。

ア 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間（当該期間中に家きんの伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算21日間）をいう。以下同じ。）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となった場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものが明らかであると獣医師が判断する場合は、この限りでない。

イ 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合。

ウ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかであると獣医師が判断する場合を除く。）又はまとまってうずくまっている場合。

エ 民間獣医師等が行った簡易検査キットを用いた抗原検査（以下「簡易検査」という。）や血清抗体検査により陽性となった場合。

オ 少羽数の死亡であるが、通常の死亡状況とは異なる場合。

カ 家きんから採取した検体について動物用生物学的製剤（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。）若しくは再生医療等製品（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第23条の25第1項又は第23条の37第1項の承認を受けた再生医療等製品をいう。）又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体からA型インフルエンザウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認された場合

2 家きんの所有者等から届出を受けたときの対応

防疫指針 第4の1

(1) 家保の対応

- ① 1の(1)の②の届出を受けた家保は、「異常家きん等の届出を受けた際の報告」[別記様式1、様式編P1]により症状及び疫学情報の聞き取りを行う。
- ② 聞き取りにより、本病を疑う場合は、当該農場の家きん、家きんの死体の移動自粛等の措置[留意事項14]を指導するとともに、立入検査を行う旨を伝え、家畜防疫員の到着予定時刻を知らせる。
- ③ 県家防課に別記様式1を提出し、立入検査を行う旨と農場への到着予定時間を報告する。
- ④ 簡易検査陽性に備えて、全職員に連絡・招集を行い、迅速な防疫措置が行えるよう、以下の作業を行う。
 - ア 制限予定区域の設定及び農場リストの作成
 - イ 農場の畜舎等の配置図の作成
 - ウ 防疫措置計画の策定準備
 - エ 市町村、生産者団体及び関連事業者への連絡体制の確認

(2) 県家防課の対応

- ① (1)の③の報告を受けた県家防課は、動物衛生課へ報告する。
- ② 簡易検査陽性に備えて、次の事項を実施する。
 - ア 緊急防疫作業に必要な家畜防疫員の待機状況、緊急連絡網の確認
 - イ 防疫資材の在庫確認
 - ウ 制限区域が複数の家保におよぶ場合における制限予定区域の設定、農場リストの作成及び各家保への確認

【留意事項12】異常家きんの届出を受けた際の報告

都道府県畜産主務課は、家きんの所有者、獣医師等から異常家きんを発見した旨の届出を受けた場合には、別記様式1により動物衛生課に報告する。なお、報告に当たっては、確認が取れた事項から報告することとし、確認に時間を要する事項については、確認が取れ次第報告すること。

【留意事項13】家畜防疫員が現地に携行する用具

- 1 農場立入用衣類：長靴、防疫服、手袋、シューズカバー、メディカルキャップ、防塵マスク等
- 2 臨床検査用器材：白布（消毒薬に浸し、その上に3及び4の器材を置くために用いる。）、懐中電灯等
- 3 簡易検査用器材：簡易検査用検査キット等
- 4 病性鑑定材料採取用器材：採取用器具（解剖器具、材料保存液、採血器具（採血針、採血管等）、綿棒）、アルコール綿、保温・保冷資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱、ビニールシート等

- 5 連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、防水デジタルカメラ、画像送受信機等
- 6 消毒用器材：バケツ、ブラシ、消毒薬、噴霧消毒器等
- 7 その他：ガムテープ、ビニールテープ、油性マーカー、カッター、ハサミ、カラスプレー、ビニール袋、立入禁止看板、着替え、食料品等

【留意事項 14】都道府県が行う指導に関する事項

- 1 家きんの所有者から届出があった場合
 - (1) 異常家きん以外の家きんを含む全ての家きんについて、当該農場からの移動を自粛すること。
 - (2) 当該農場の排水については、立入検査の結果が判明するまで、又は適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。
 - (3) 農場の出入口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
 - (4) 農場外に物を搬出しないこと。また、家きんの所有者及び従業員等が外出する場合には、農場内で使用した衣服や靴等を交換し、適切な消毒等を行うこと。
 - (5) 異常家きん及び当該異常家きんの卵、排せつ物、敷料等は、他の家きんと接触することがないようにすること。
- 2 獣医師から届出があった場合
 - (1) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、1の(1)から(4)までの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）のウイルスの拡散防止に関する指導をすること。
 - (2) 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
 - (3) 帰宅後は、車両内外を十分に洗浄・消毒するとともに、衣類を洗濯し、入浴して身体を十分に洗うこと。
 - (4) 異常家きんが患畜又は疑似患畜でないと判明するまでの間は、鳥類の飼養施設に立ち入らないこと。
 - (5) 本病と判明した場合には、異常家きんを診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、鳥類の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らないこと。
- 3 食鳥処理場から届出があった場合
 - (1) 異常家きん及びこれと同一の農場から出荷された家きんのと殺を中止するとともに、必要に応じて当該食鳥処理場に出入りする関係者に情報提供すること。

- (2) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両については、消毒を徹底するとともに、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類の飼養施設に出入りさせないこと。
- (3) 従業員等（異常家きんの届出時に食鳥処理場に入場していた全ての者をいう。以下（４）において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等及び（１）の情報提供を受けた者のうち異常家きんの搬入日以降に当該食鳥処理場に入場した者（以下「処理場入場者」という。）は、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 異常家きんの所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、１の（１）から（５）までの指導を行うこと。
- (6) 異常家きんの出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該食鳥処理場に家きんを搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類の飼養施設（異常家きん出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- (7) 高病原性鳥インフルエンザと判明した場合には、処理場入場者に対し、異常家きんが患畜又は疑似患畜と判定された日から７日間は、鳥類の飼養施設（異常家きん出荷農場及び処理場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、処理場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

3 農場での検査等

防疫指針 第４の２

- (1) 家畜防疫員は、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、家保へ２の農場に到着した時間を連絡する。防疫服を着用して家きん舎に入り、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況を確認するとともに、異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん）のそれぞれ複数羽（死亡家きんについては８羽以上（８羽に満たない場合は全羽）、生きた家きんについては少なくとも２羽）を対象とした簡易検査を行う。その際、可能な限り異常家きんを含む家きんの群の状況についてデジタルカメラで撮影する。

【留意事項 15】簡易検査の実施について

農場で簡易検査を実施する場合、死亡家きんの検査を優先して実施し、当該検査結果が陽性となった場合には、迅速な初動防疫対応のために、その後の生きた家きん等の検査を行う前に、直ちに都道府県畜産主務課に報告すること。

1 鶏を対象とした簡易検査

鶏を対象とした簡易検査を実施する場合、原則として、1羽につき気管スワブを1検体として実施すること。

2 鶏以外の家きんを対象とした簡易検査

鶏以外の家きんを対象とした簡易検査を実施する場合には、1羽につき気管スワブ及びクロアカスワブのそれぞれを1検体として実施すること。

3 死亡家きんの気管スワブは、気管を切開し粘膜を直接こすりとり採材すること。なお、全長の半分は簡易検査に用い、残り半分は遺伝子検出検査（PCR検査及びリアルタイムPCR検査）及びウイルス分離検査用の材料とすること。

（2）簡易検査陽性の場合、鹿児島中央家保で病性鑑定を行うため、簡易検査陽性の個体が識別できるようにしておく。

（3）家畜防疫員は、簡易検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況、撮影した写真並びに簡易検査の結果を家保に電話、電子メール等で報告する。

（4）検査の結果、次のいずれかを確認した場合には、連絡を受けた家保は直ちに県家防課に報告し、県家防課は死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況、撮影した写真並びに簡易検査の結果等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。〔別記様式2-1、様式編P2〕

① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

② 簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された場合

③ 民間獣医師等が行った簡易検査や血清抗体検査により陽性となったことが確認できた場合

【留意事項16】死亡の理由が高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によることが明らかな場合の指導事項

次に例示する場合等については、家きんの死亡の理由が高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によることが明らかな場合として差支えないものとする。ただし、都道府県は当該農場に対し、高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合であっても、翌日も対象期間（当日から遡って21日間（当該期間中に家きんの伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算21日間）をいう。以下同じ。）の平均死亡率の2倍以上の死亡又は5羽以上まとまっ

た死亡を確認した場合は、家畜保健衛生所へ届け出るよう指導すること。

(例 1)

家きんの飼養羽数が少ない(概ね 100 羽未満)ため、対象期間の平均死亡羽数が 0 羽であるにもかかわらず、1 羽が死亡したことにより、その日の死亡率が対象期間の平均の 2 倍以上となっている場合であって、同居家きんにチアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザを疑う症状が認められない場合

(例 2)

ひな(21 日齢以下のものをいう。以下同じ。)の死亡により、同一の家きん舎内における 1 日の家きんの死亡率が対象期間の平均の 2 倍以上となっている場合であって、当該家きん舎内におけるひなの死亡羽数を当該死亡ひなの確認時において同一管理下にあるひなの群の飼養羽数で除して得られる死亡率が、当該家きん舎内における平均的なひなの死亡率(あらかじめ当該農場の所在する都道府県の家畜防疫員と協議して定めたものに限る。)の 2 倍未満であり、かつ、当該家きん舎内における 21 日齢を超える家きんの死亡率が、対象期間の平均の 2 倍未満の場合

(例 3)

誘導換羽期間中において当該誘導換羽の対象となっている家きん(以下「換羽家きん」という。)の死亡により、同一の家きん舎内における 1 日の家きんの死亡率が対象期間の平均の 2 倍以上になっている場合であって、当該家きん舎内における換羽家きんの死亡羽数を当該死亡家きんの確認時において同一管理下にある換羽家きんの群の飼養羽数で除して得られる死亡率が、当該家きん舎内における平均的な換羽家きんの死亡率(あらかじめ当該農場の所在する都道府県の家畜防疫員と協議して定めたものに限る。)の 2 倍未満であり、かつ、当該家きん舎内における換羽家きん以外の家きんの死亡率が、対象期間の平均の 2 倍未満の場合

4 農場等における措置(簡易検査等により本病が否定できない場合)

防疫疫指針 第 4 の 3

(1) 県は、3 の(4)により動物衛生課に報告した場合には、3 の農場の家きんの所有者に対して、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

① 法第 32 条第 1 項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア 生きた家きん

イ 家きん卵(ただし、GP センター等(液卵加工場を含む。以下同じ。)で既に処理されたものを除く。)

ウ 家きんの死体

エ 家きんの排せつ物等

オ 敷料、飼料及び家きん飼養器具

② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

③ 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

- ④ 必要に応じて、当該農場を中心とした半径 3 km 以内の区域の農場について、
①に掲げるものの移動自粛等の必要な指導を行う。
- (2) 県は、3 の (4) により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する過去 21 日間 (⑤を除く。) の次の疫学情報を収集し、第 5 の 2 の疑似患者及び第 12 の 1 の (2) の疫学関連家きんを特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。〔別記様式 2-2、様式編 P 3〕〔疫学調査票、様式編 P 4~5〕
 - ① 家きんの移動履歴
 - ② 当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴
 - ア 家きんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員及びキャッチャー（鶏を出荷用カゴ等に入れる作業員）等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者
 - イ 家きん運搬車両、廃鶏運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等複数の農場の飼養衛生管理区域内に立ち入る車両
 - ③ 堆肥の出荷先
 - ④ 種卵の出荷先
 - ⑤ 検査のスケジュール
- (3) 鹿児島中央家保への病性鑑定材料の搬送
 - ① 3 の (1) の簡易検査において陽性であった家きんを含め、原則 1 農場あたり 10 羽を病性鑑定材料とする。〔資料編 P 7~8〕
 - ② ①の病性鑑定材料で生きた家きんを含む場合は安楽殺した後に搬送するものとする。
 - ③ 病性鑑定材料は、個体識別ができるよう、それぞれに検体番号を付しビニール袋等の密閉容器に入れてその外側を消毒し、ウイルス拡散防止を講じる。
 - ④ 検体輸送担当者は当該農場の衛生管理区域外で検体を受け取り、鹿児島中央家保へ搬送する。家畜防疫員は、検体の到着予定時間を家保へ連絡し、家保は県家防課、鹿児島中央家保へ連絡する。

【留意事項 17】動物衛生課への報告

防疫指針第 4 の 2 の (3) の報告については別記様式 2-1 により、第 4 の 3 の (2) の疫学情報の提出は別記様式 2-2 により行う。

5 陽性判定時に備えた準備

防疫指針 第 4 の 4

(1) 県家防課の対応

- ① 県家防課は、3 の (4) により動物衛生課に報告した場合には、家保等と連携して速やかに次の措置を講じ、その内容について、速やかに（遅くとも 6 の (1) の①の遺伝子検出検査の結果が出る前までに）、動物衛生課に報告する。
 - ア 当該農場における家きん舎等の配置の把握
 - イ 周辺農場における家きんの飼養状況の整理
 - ウ 第 2-2 の 4 の (1) に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に沿

った、家きんのと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人的支援の要否の検討を含む。）

エ 患畜及び疑似患畜の死体を処理する埋却地又は焼却処理施設等の確保（農林水産省の保有する移動式焼却炉の利用の有無を含む。）

オ 消毒ポイントの設置場所の選定

カ 各市町村、近隣の県及び生産者団体、関連事業者への連絡

② 現地以外の家保及び地域振興局・支庁に連絡し、（３）から（５）の対応を指示するとともに、県対策本部立ち上げ準備を行う。

③ 家保、関係機関、防疫協定締結団体等と連携して防疫措置従事者及び資材・機材の確保に備える。国（自衛隊含む）及び他県からの防疫措置従事者の派遣が必要な場合には、その算定を行い、国等へ派遣を要請する。なお、資材・機材の発注にあたっては、二重発注や発注漏れがないよう、関係機関と連携して行う。

④ 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県及び山口県の８県へ連絡する。なお、混乱を避けるために、この時点での情報の取扱いについては慎重を期すよう依頼する。

⑤ 現地家保と連携して、農場周囲の県道及び国道の通行自粛の調整を行う。

⑥ 保健福祉部が行う防疫措置従事者の健康調査等について、保健福祉部との連絡調整を行う。

【留意事項 18】陽性判定がなされた場合に備えた準備に関する報告

都道府県は、陽性判定がなされた場合に備えた準備等が円滑に進められるよう、当該農場等の現地調査を行い、農場内の建物の配置、農場内外の道幅、仮設テントの設営場所及び資材置場として活用可能な場所等を整理すること。

都道府県畜産主務課は、陽性判定がなされた場合に備えた準備として講じた措置については、それぞれの項目ごとに、順次、速やかに動物衛生課にファクシミリ又は電子メールにより報告すること。特に、他の機関との調整を要する、国や他都道府県等からの人員や資材の支援の要否に関する事項については、分かり次第直ちに報告すること。

（２）現地家保の対応

① 管内の地域振興局・支庁、保健所、市町村、建設業協会支部等に連絡し、防疫措置等の協力を要請する。

② 制限区域内に位置する家きんの飼養者又は当該農場が所属する生産者団体へ連絡し、疑似患畜確定後の制限内容等を周知する。また、発生農場が所属する生産者団体がある場合には、防疫措置の協力を依頼する。

③ ④の報告を基に、防疫措置に必要な資材・機材・オペレーターの手配を行う。県家防課及び県振興課と連携し、二重発注や発注漏れがないよう注意する。

④ 防疫指導班を編成して発生現地に派遣する。防疫指導班は、農場の立入検査を行った家畜防疫員及び仮設基地班並びに防疫対応班と協議の上、「事前準備

チェック票」〔様式編P 6～8〕を用いてイからオを検討し、「鳥インフルエンザ初動防疫事前調査票」〔様式編P 9～10〕及び農場概要図〔様式編P 11〕を作成する。作成した調査票等は、写真撮影後、携帯電話やメール等を活用して家保及び県家防課へ報告する。現地（農場や埋却地等）の立入調査で使用する防疫服等については、現地対策本部で準備する。

ア 防疫指導班の構成員

構成員は次のとおりとするが、家畜防疫員以外は必要に応じて加えるものとする。

- | | |
|---------------------|------|
| ・家畜防疫員（現地家保） | 1～2名 |
| ・本庁・地域振興局・支庁 農業土木担当 | 1～3名 |
| ・市町村畜産担当 | 1名 |
| ・保健所担当 | 1名 |
| ・建設業協会 | 必要人数 |

イ 防疫作業計画の策定

- ・と殺方法
- ・搬出・運搬方法（動線、使用機材・特殊自動車等）
- ・清掃・消毒方法
- ・と殺家きんの処理方法
- ・汚染物品の処理方法
- ・必要な資材（特殊自動車含む）の量及び搬入場所
 - * 二酸化炭素ガスボンベ1本でと殺できる羽数：500～800羽/本
- ・防疫フェンスの必要の有無と規模
- ・防疫措置従事者の必要人数
- ・特殊自動車オペレーターの必要人数
- ・水源、電源等の確認

ウ 埋却地の確認〔資料編P 14～15〕

と殺した家きんを埋却処理する場合、家畜防疫員は、家きんの所有者があらかじめ選定していた埋却候補地について、本庁・地域振興局・支庁の農業土木担当及び建設業協会支部職員並びに市町村等職員と、次の条件に合った適切な埋却地であることを確認するとともに、埋却の工法や手順等についても協議する。やむを得ない事情により、埋却地を使用できない場合には、家保及び県家防課に連絡し、あらかじめ確保してある公有地の利用を検討する。

- ・人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所であること。
- ・傾斜地等を造成した土地などではなく、近隣に河川や湖沼などが無い場所であること。
- ・洪水や崩落等の可能性がない場所であること。
- ・埋却溝の掘削が速やかに開始できる場所であること。
- ・4m程度の掘削が可能であること。
- ・埋却後3年以上、発掘等を実施する予定がない場所であること。
- ・機械（特に重機）、資材の搬入が容易な場所であること。
- ・埋却溝の必要面積は、次の数字を用いて試算する。

- * 1 トンのフレコンバッグ（1 m³）に入る目安量
（入れすぎるとバッグのバンドが切れるため、注意すること）
 - 死体（鶏）：200～300 羽
 - 家きん卵：5,000 個
 - 飼料等：600 kg

エ 周辺道路の通行制限の確認

通行制限の必要性がある場合、通行制限する場合の遮断ポイントを決定するとともに、家保を介して当該道路を所管する機関に通行制限の要請を行う。

オ 仮設基地の選定

仮設基地班、防疫作業班と連携して、仮設基地及び仮設トイレの設置場所を選定する。民有地を借り受ける場合は、市町村に仲介を依頼して、地主の承諾を得る。

仮設基地：防疫措置従事者の脱衣及び休憩、防疫資材の保管等の場所。設置条件は、防疫措置を行う場所の隣接地で、コンテナやテント等を設置できる広さがあり、作業中の防疫措置従事者及び特殊自動車等と動線が交差しない場所。

カ 防疫フェンスの設置

必要に応じて業者と防疫フェンスの仕様や設置の位置等の打合せを行い、防疫フェンスを設置する。

- ⑤ 評価班を編成し、評価班は、と殺予定の家きんのうち、代表的な個体について、体格・骨格が分かる写真を撮る等、評価のための参考資料等を確保し記録する。また、家きん卵、飼料等の数量把握を行う。

- ⑥ 疑似患畜と判定されるまでの間（遺伝子検出検査の結果が判明するまでの間）、発生農場において、ウイルスまん延防止対策として、次の緊急防疫作業を実施する。

ア 農場の外部の見やすいところに立入禁止の掲示を行い、ロープ等で出入口を封鎖するとともに、出入口を必要最低限とし、消毒槽及び噴霧消毒（動噴）施設を設ける。

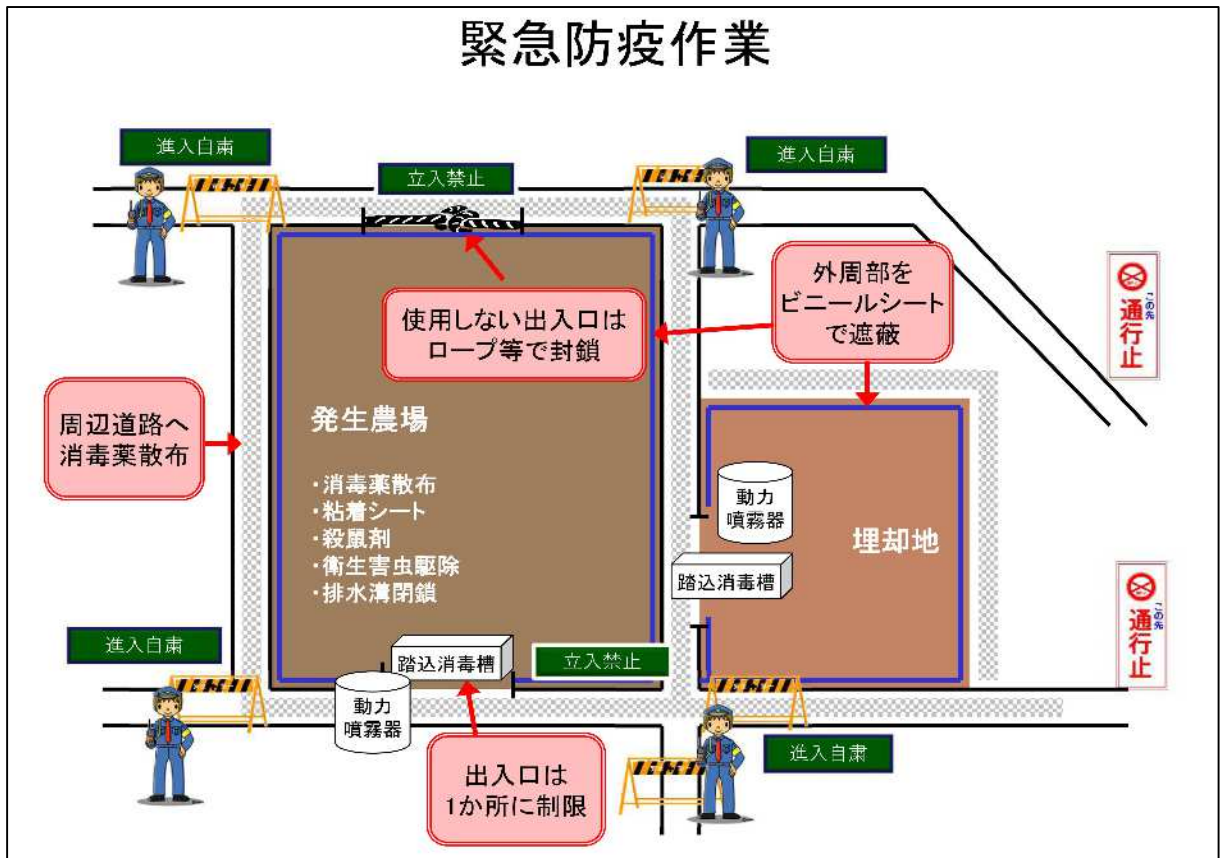
イ 必要に応じて発生農場及び近隣農場の外周部をビニールシート等で遮蔽するとともに、農場内の全ての動物は隔離する。

ウ 家きん舎、堆肥舎等において、殺鼠剤、殺虫剤等を的確かつ迅速に使用する。

エ 農場周辺の通行を自粛し、道路への消毒薬の散布などにより、周辺の消毒を徹底する。

オ あらかじめウイルスに汚染したおそれがある全てのもの（農場敷地内の地面、周辺道路、家きん及び死体、家きん舎の壁及び天井、家きんの管理の際に使用した衣類及び器具等を含む）に消毒薬を十分に散布する。

- ⑦ 集合基地設営のために、備蓄資材の積み降ろしのための緊急の人員（地域振興局・支庁から10から20名程度、市町村から10名程度）要請、仮設基地等への輸送用のトラック等の手配を行う。



(3) 現地以外の家保の対応

- ① あらかじめの割り当て〔資料編P4～6〕により、仮設基地班、防疫対応班並びに疫学調査班を担当する家保は、事前準備のために家畜防疫員を現地に派遣する。集合基地班を担当する家保は、集合基地の場所が決まった後、家畜防疫員を集合基地に派遣する。検査基地班を担当する家保は、直ちに発生状況確認検査の準備を行う。

ア 仮設基地班

防疫指導班と連携して、仮設基地及び仮設トイレの設置場所を選定する。

資材が届き次第、仮設基地設営の準備を行う（第7-2の3の(2)）。

イ 防疫対応班

防疫指導班と連携して、防疫作業計画を策定する。

ウ 疫学調査班

第12の(1)の疫学調査の事前調査を行う。

エ 集合基地班

資材及び防疫措置従事者の受入準備（第7-2の2の(2)）

オ 検査基地班

県家防課及び現地家保、生産者団体、現地市町村等と連携して、制限の対象外に係る検査等の準備を行う。

(ア) 検査基地の選定

(イ) 検査対象農場の把握

(ウ) 案内人の確保

(エ) 家畜防疫員の確保

- ② 鹿児島中央家保及び肝属家保は、県家防課の要請に基づき、必要な備蓄資材を防疫措置従事者が到着するまでに現地に搬入できるように準備する。必要に応じて、鹿児島地域振興局及び大隅地域振興局に資材搬出の協力を要請する。
- (4) 現地を管轄する地域振興局・支庁の対応
 - ① 発生市町村と連携・協議して、第11の2により消毒ポイントの設置場所を選定する。
 - ② 県家防課及び県振興課、市町村等と連携して、消毒ポイント運営に要する人員及び資材・機材の確保に備える。
- (5) 現地以外の地域振興局・支庁の対応

県家防課及び県振興課の要請に応じて、防疫措置従事者の確保に備える。鹿児島地域振興局及び大隅地域振興局は、家保からの依頼に応じて、家保の備蓄資材の搬出に協力する。
- (6) 発生市町村の対応
 - ① 集合基地を選定し、現地家保へ報告する。

集合基地：防疫措置従事者が集合し、作業説明、防疫服への更衣、防疫措置へ従事した後の健康調査、仮設基地へ搬入する資材の管理等を行う場所。設置条件は、発生地（農場等）に近く、駐車場が広く、多数の人員・資材を収容できること（体育館、公民館等）。
 - ② 現地家保が仮設基地設置場所を民有地に選定した場合は、その借用についての仲介を行う。
 - ③ 現地家保や現地地域振興局・支庁と連携して、発生農場、埋却地、集合基地、仮設基地、消毒ポイント等の防疫措置に関連する施設並びに作業場所の周辺に居住する住民に対しては、法に基づく防疫措置を行う旨を十分に説明する。
 - ④ 現地家保と連携して、発生農場周囲の市道の通行自粛の調整を行う。
 - ⑤ 消毒等に使用する水源及び電力を確保する。
- (7) 近隣市町村の対応

県家防課及び県振興課並びに地域振興局・支庁の要請に応じて、防疫措置従事者及び消毒ポイント人員の確保に備える。
- (8) 生産者団体、関係団体等の対応
 - ① 制限区域内に所属する農場がある場合には、農場管理者へ連絡し、疑似患畜確定後の制限内容等を周知する。
 - ② 現地家保、地域振興局・支庁及び市町村と協力して防疫措置従事者の派遣及び資材の確保に備える。
- (9) 防疫協定締結団体等の対応

県家防課の要請を受け、防疫協定の内容に応じた協力を備える。

6 鹿児島中央家保による検査及び検体の送付

防疫指針 第4の5

- (1) 鹿児島中央家保は、搬入された家きんについて、病性鑑定材料（気管スワブ、クロアカスワブ、主要臓器等）を採取し、次の検査を実施する。
 - ① H5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出するPCR検査及びリアルタイム

PCR検査

- ② ウイルス分離検査
- ③ 簡易検査

(2) 鹿児島中央家保の病性鑑定の結果、次のいずれかに該当する場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、簡易検査を実施した検体（懸濁液、スワブ）、分離されたウイルス又は核酸抽出物を動物衛生研究部門に送付する。

- ① 簡易検査が陽性となった場合
- ② ウイルス分離検査の結果、赤血球凝集能があるウイルス（HI試験（抗体のHA亜型を判別する赤血球凝集抑制反応試験をいう。以下同じ。）により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限る。）が分離された場合
- ③ (1)の①の遺伝子検出検査の結果、H5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された場合

(3) 送付に当たっては「採取した検体の郵送に当たっての注意」〔防疫指針参照〕を参照する。

(4) 鹿児島中央家保は県家防課に、県家防課は動物衛生課に対し、動物衛生研究部門に材料を送付する旨の連絡をする。

【留意事項 19】病性鑑定時の検査方法等

都道府県で実施する病性鑑定時の検査等については、別紙1により行う。

〔別紙1 防疫指針参照〕

【留意事項 20】検体の送付

- 1 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）に検体を送付する際には、家畜伝染病予防法施行規則第56条の25に基づき、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬すること。なお、病性鑑定依頼書（別記様式3）は、電子メールにより提出すること。
- 2 ウイルスの送付に当たっては、HA価が8倍以上であることを確認する。送付すべき尿膜腔液の量は、原則として500μl以上で、送付用チューブの容量の範囲で可能な限り多い量とするが、特別な事情がある場合には、動物衛生部門に確認すること。

〔別記様式3、様式編P12〕

7 県が実施するモニタリングで陽性が確認された場合の対応

防疫指針 第4の6

(1) 遺伝子検出検査及び血清抗体検査

県家防課は、第3の定点モニタリング又は強化モニタリングにおいて、A型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合には、動物衛生課に連絡の上、直ちに家畜防疫員を現地に派遣し、3の(1)及び6の(1)の検査

並びに各家きん舎ごとに 10 羽の血液を採取し実施する寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査を行う。

- (2) (1) の検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、H5 又は H7 亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清及び第 3 の定点モニタリング又は強化モニタリングにおいて抗体が確認された血清を動物衛生研究部門に送付する。
- (3) (2) の検査の結果、H5 又は H7 亜型の A 型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が検出された場合には、第 16 の農場監視プログラムを適用する。

8 野鳥等で感染が確認された場合の対応等

防疫指針 第 4 の 7

- (1) 県は、野鳥等の家きん以外の鳥類その他の動物（その死体、糞便等を含む。）で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合には、原則として、次の措置を講ずる。
 - ① 法第 10 条に基づき、当該鳥類その他の動物が確認された場所又は当該鳥類を飼養していた場所（以下「確認地点」という。）の消毒並びに通行制限及び遮断（山中、住宅密集地等で発見された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く。）
 - ② 確認地点を中心とした半径 3 km 以内の区域にある全ての農場に対する速やかな電話等による確認（死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び飼養衛生管理支援システム等を活用した飼養衛生管理基準の遵守状況の確認）、注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底の指導
- (2) 県は、県の職員で野生動物の事務に従事する者（環境林務部等）及び家畜防疫員が相互に連絡し、適切に分担して、野鳥のサーベイランス検査を行う。この際、家畜防疫員は、農場に対する指導及び検査を優先的に行うものとするが、可能な限り環境林務部等の行う野鳥のサーベイランス検査に協力する。

【留意事項 21】動物園等の飼養鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合の防疫対応について

都道府県は、動物園等の飼養鳥（家きんを除く。以下同じ。）で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合において、家きんにまん延するリスクが高いと判断した場合には、必要に応じて法第 10 条又は法第 25 条の 2 の規定に基づく消毒並びに通行制及び遮断の措置や法第 31 条の規定に基づく検査、注射等を検討するとともに、関係部局と調整の上、飼養鳥の所有者又は管理者に対して、自主的なとう汰を含む防疫措置の要請を行う。

【留意事項 22】野鳥等から低病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合の対応について

低病原性鳥インフルエンザウイルスが野鳥等その他の動物から確認された場合には、都道府県は確認地点を中心とした半径 1 km 以内の区域にある全ての農場に対する電話等による確認（死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及

び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認）、注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底を指導する。

ただし、緊急の必要がある場合には、法第 10 条の規定に基づき消毒並びに通行制限及び遮断の措置を講じる。

9 動物衛生研究部門による検査

防疫指針 第 4 の 8

動物衛生研究部門は、6、7 及び第 16 の 1 の（4）により県から検体の送付があった場合には、ウイルス亜型特定検査（ウイルスの H A 亜型を特定する検査をいう。以下同じ。）、病原性判定試験（鶏への接種試験又は H A 領域の遺伝子解析をいう。以下同じ。）又は H I 試験を行う。また、その結果について、動物衛生課に報告する。

10 その他

防疫指針 第 4 の 9

2 から 6 までの措置は、家きんの所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家きんが発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、県は、食鳥処理場から高病原性鳥インフルエンザを疑う旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該食鳥処理場及び出荷農場に派遣し、食鳥処理場においては 3 に準じた措置を、出荷農場においては 4 に準じた措置を講じる。なお、異常家きんが、県外の農場から出荷された家きんであることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課に連絡する。

また、動物衛生課又は他都道府県より、県内の農場から出荷された家きんに異常家きんが認められた旨の連絡を受けた場合は、直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、4 に準じた措置を講じる。

第5 病性等の判定

1 病性の判定方法

防疫指針 第5の1

農林水産省は、次により病性を判定する。

(1) 異常家きんの届出があった場合

- ① 死亡率の推移、県が行う臨床検査、簡易検査及び遺伝子検出検査（PCR検査又はリアルタイムPCR検査をいう。以下同じ。）の結果により判定する。
なお、異常家きんが発生農場と疫学的関連のある農場（患畜又は疑似患畜が確認された農場と同一の飼料運搬車両が出入りしている農場等）で飼養されている場合には、遺伝子検出検査の結果によらず、簡易検査の結果により判定することができる。
- ② ①により病性が判定されなかった場合には、県が行うウイルス分離検査及び動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査の結果に基づき判定する。
- ③ ②により病性が判定されなかった場合には、②により分離されたウイルスについて動物衛生研究部門が行う病原性判定試験の結果に基づき判定する。

(2) モニタリング検査で発見された場合など、臨床的異常所見を伴わず検査結果が陽性となった場合

- ① インフルエンザウイルスが分離された場合には、県が行う遺伝子検出検査並びに動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。
- ② 血清抗体検査のみが陽性となった場合には、県が速やかに実施する再検査（臨床検査、遺伝子検出検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査）を踏まえ、次のとおり判定する。
 - ア 再検査の結果、臨床症状が確認された場合には、（1）により判定する。
 - イ 再検査の結果、臨床症状が確認されなかった場合には、県が行う遺伝子検出検査の結果に基づき判定する。
 - ウ イにより病性が判定されない場合には、県が行うウイルス分離検査並びに動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。
 - エ ウによりウイルスが分離されず、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生研究部門が行うHI試験の結果に基づき、第16の農場監視プログラムの適用を判断する。

2 患畜及び疑似患畜

防疫指針 第5の2

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から県家防課に通知する。

① 患畜

ア 分離されたウイルスが病原性判定試験により病原性が高いと判断される家

きん

イ 遺伝子検出検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、かつ、HA開裂領域の遺伝子解析により高病原性と判断される配列が検出された家きん

② 疑似患畜

ア 患畜が確認された農場で飼養されている家きん

イ 死亡、チアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認された農場において飼養されており、かつ、次のいずれかに該当する家きん

(ア) 患畜又は疑似患畜（イ（ア）を除く。以下同じ。）に掲げる家きんに限る。）が確認された農場と疫学的関連のある農場で飼養されており、簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された家きん

(イ) 遺伝子検出検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された家きん

(ウ) 分離されたウイルスについて、遺伝子検出検査によりH5若しくはH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験によりH5若しくはH7亜型であることが確認された家きん

(エ) 血清抗体検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きん

ウ イに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん

エ 患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）が確認された農場で患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って7日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん

ただし、当該他の農場の飼養家きんに異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。

オ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きん

カ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家きん

【留意事項 23】簡易検査の結果に基づき疑似患畜と判定された場合の対応について

防疫指針第5の2の(1)の②のイの(ア)に基づき判定された疑似患畜が確認された農場と疫学的関連がある農場において、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認され、当該農場の飼養家きん

の簡易検査でA型インフルエンザウイルスの抗原が確認された場合、当該家き
んは②のイの（ア）に基づき判定された疑似患畜とみなす。

（２）低病原性鳥インフルエンザ

農林水産省は、１の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家き
んを低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定する。ただし、高病原
性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定されるものを除く。当該判定の結
果については、判定後直ちに、動物衛生課から県家防課に通知する。

① 患畜

分離されたウイルスがH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスで
あって、病原性判定試験により病原性が低いと判断される家きん

② 疑似患畜

ア 患畜が確認された農場で飼養されている家きん

イ 血清抗体検査によりA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出され
た家きんが確認された農場において、採材した検体についての遺伝子検出検
査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な遺伝子
が検出された家きん

ウ 分離されたウイルスについて、遺伝子検出検査によりH5若しくはH7亜
型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験によりH5若しくはH7亜型
であると確認された家きん

エ 血清抗体検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに対
する抗体が検出された家きんが確認された農場で飼養されており、抗体の陽
転又は抗体価の上昇が確認された家きん

オ イからエまでに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家
きん

カ 患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）が確認された
農場で患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）の病性等
判定日から遡って7日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携
わっている者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の
農場において飼養されている家きん

ただし、当該他の農場の飼養家きんに異状が確認されず、飼養衛生管理が
適切であることが確認された場合は、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から
除外することができる。

キ 第12の1の（１）の疫学調査の結果により、患畜又は疑似患畜（イからエ
までに掲げる家きんに限る。）の病性等判定日から遡って7日目の日から現
在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん

ク 第12の1の（１）の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日
目の日より前に患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）
と接触したことが明らかとなった家きんであって、当該患畜又は疑似患畜の
発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家き
ん

【留意事項 24】 患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合における協議

家畜防疫員が次の措置が全て講じられていることを確認した場合は、都道府県は、防疫指針第5の2の(1)の②のエ及び同(2)の②の力の家きんについて、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外できる。

1 本病感染の否定

- (1) 発生農場で直接の飼養管理を行った飼養管理者（以下、「飼養管理者」という。）が直接の飼養管理を行っている全ての農場（発生農場を除く。）における全家きん舎において、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザを疑う症状が確認されていないこと。
- (2) 1日の家きんの死亡率が対象期間の平均の2倍未満であること（留意事項第15を含む。）
- (3) 全ての家きんが、患畜又は疑似患畜と過去7日間接触していないこと

2 飼養衛生管理基準の遵守の徹底

家畜防疫員が、発生時の立入検査の際に、飼養管理者が管理する全ての農場において、飼養衛生管理基準が厳格に遵守され、更に、発生予防措置を強化する事項として次について取り組まれていることが確認できる場合

- (1) 衛生管理区域が明確に設定されており、従業員を含む全ての農場来訪者が記録され保存されていること
- (2) 全家きん舎において、防鳥ネットの網目の隙間が2cm以下又は同等の効果を有すると認められる設備が整備され、野鳥が家きん舎へ侵入しないための対策が徹底されていること
- (3) 定期的に農場内の点検を行い、農場敷地内のため池等の野鳥が飛来する可能性が高い場所に飛来防止のための対策がとられており、家きん舎の破損部や隙間及び排気管からねずみ等の野生動物が家きん舎へ侵入しないための対策が徹底されていること
- (4) 農場において使用される作業着、長靴等が当該農場専用であり、他農場へ持ち出されていないこと
- (5) 農場に入退場する畜産関係車両が消毒設備により消毒されていること。

3 その他発生予防・まん延防止対策の実施

飼養管理者が管理する全ての農場において、病性判定日から遡って7日目から現在までの間に次の措置がとられていたことが、発生時の家畜防疫員の立入検査で確認できる場合。

- (1) 家きん舎又は飼養衛生管理区域内への入場時にシャワーイン（農場間を移動する際に自宅等で入浴した場合を含む。）が行われており、かつ、眼鏡等の身につけているものを消毒する措置がとられていること
- (2) 飼養管理等に関連する器材及び車両が専用で、定期的に洗浄・消毒されており、作業動線が他の農場と交わらないこと

(3) 敷地内にGPセンター等又は食鳥処理場が設置されている場合、車両消毒装置が整備され、敷地内へ入退場する車両の消毒が徹底されていること

【留意事項 25】 患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合に疑似患畜から除外した場合の対応

都道府県は、防疫指針第5の2の(1)の②のエ及び同(2)の②の力の家さんについて、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外した場合、当該家さんを飼養する農場に対し、防疫指針第9の1の(1)の①に規定する移動制限区域内の農場と同様の措置を講ずる。

【留意事項 26】 同一の集卵ベルトを共有している農場のいずれかにおいて患畜又は疑似患畜が確認された場合の対応

集卵ベルトを共有している農場のいずれかにおいて患畜又は疑似患畜が確認された場合、次の措置を講じること、患畜又は疑似患畜が確認されていない他の農場（以下「非発生農場」という。）の家さんについて、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。

1 非発生農場における本病感染の否定

- (1) 全家さん舎において、高病原性又は低病原性鳥インフルエンザを疑う症状が確認されていないこと。
- (2) 1日の家さんの死亡率が対象期間の平均の2倍未満であること（防疫指針第4の2の(3)の①に準じる。）
- (3) 全ての家さんが、患畜又は疑似患畜と過去7日間接触していないこと。

2 非発生農場における家さんの取扱い

都道府県は、非発生農場の家さんについて、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外した場合、当該家さんを防疫指針第12の1の(2)の疫学関連家さんとして取り扱うとともに、当該農場に対して、防疫指針第9の1の(1)の①に規定する移動制限区域内の農場と同様の措置を講ずる。

3 飼養衛生管理基準の遵守の徹底

非発生農場において飼養衛生管理基準が厳格に遵守されていること。

4 発生農場における防疫措置時のまん延防止対策の徹底

防疫指針第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された場合は、

- (1) 原則として、速やかに、発生農場から非発生農場への病原体拡散防止のため、農場の外縁部及び家さん舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置等を行うこと。
- (2) 必要に応じて、非発生農場との境界にブルーシート又はパネルの設置、家さん舎の排気口への不織布又はフィルターの設置、家さん舎内外の消毒薬噴霧等により、粉じん、羽毛等の拡散防止対策を講ずること。

(3) 集卵ベルトを介して、発生農場から非発生農場へ家きん卵（種卵を含む。）を搬入させないこと。

(4) 発生農場の家きん舎等の1回目の消毒が完了するまで、集卵ベルト稼働時は、発生農場から送り出されるベルトについて、非発生農場に入る前の地点で消毒を実施すること。

【留意事項 27】 病性等判定日を起算日とする日数の数え方

病性等判定日当日は、不算入とする。

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

防疫指針 第6の1

(1) 県家防課は、第5の2により家きんが患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、家保と連携して速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場（高病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第5の2の(1)の②のイに掲げる家きんに限る。）又は低病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第5の2の(2)の②のイからエに掲げる家きんに限る。）が確認された農場をいう。以下同じ。）の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

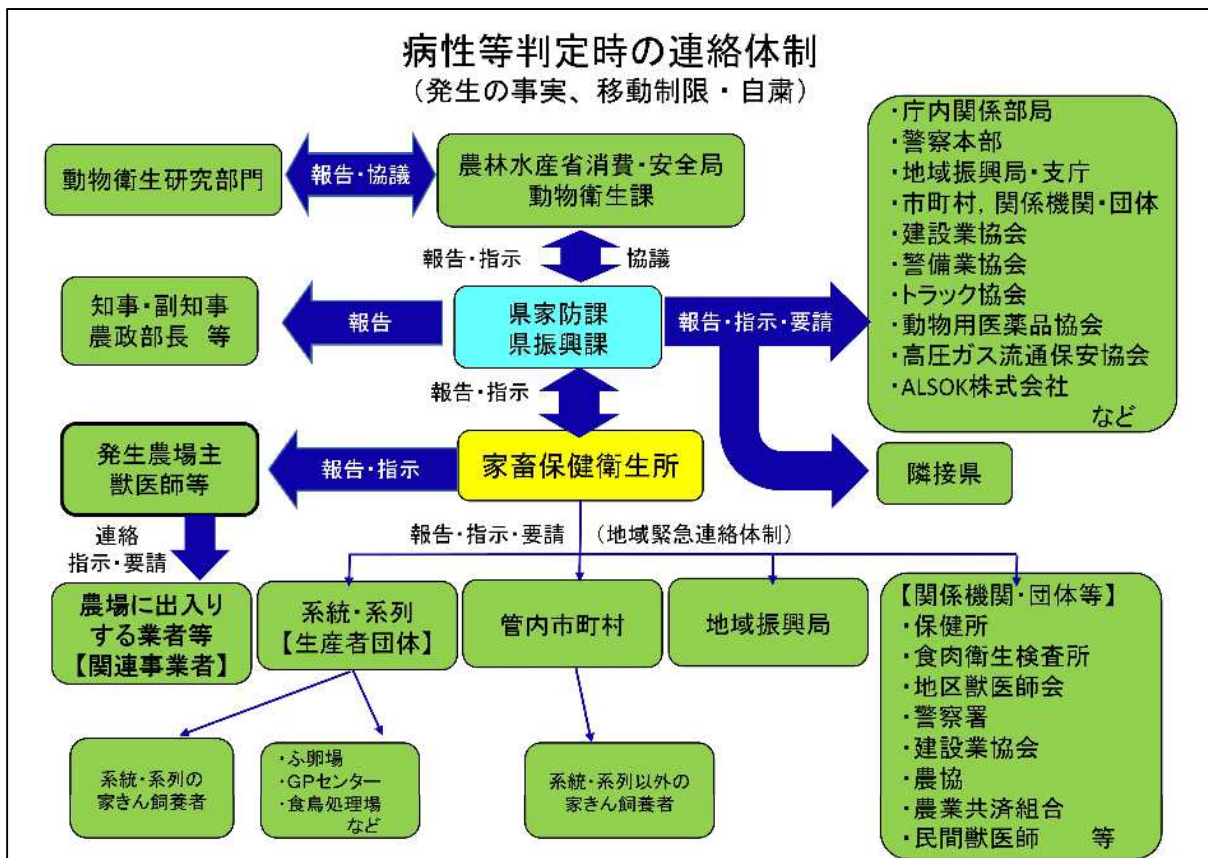
- ① 当該家きんの所有者
- ② 県内の市町村
- ③ 県獣医師会、生産者団体その他関係団体等
- ④ 県警察、その他関係機関
- ⑤ 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県及び山口県の8県

【留意事項 28】 野鳥対策に係る関係者への連絡

防疫指針第5の2により家きんが患畜又は疑似患畜であると判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課及び都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の野生生物担当部局等の関係部局に連絡する。なお、野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合も、同様に関係機関、関係団体、近隣の都道府県等で情報を確実に共有する。

- (2) (1) の場合、家保は、当該家きんの所有者に対して、当該家きんに起因する本病のまん延を防止することについて、当該所有者が当該家きんのと殺、死体の焼却、汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有していることを説明する。
- (3) (1) の場合、家保は、当該農場から半径3 km 以内の農場及び県が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な情報を提供する。
- (4) (3) により情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われているものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。
- (5) 県家防課は、家きんが患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を管轄の家保を通じて当該家きんの所有者及び第4の5の(1)の①の力に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、そ

の結果について当該家さんの所有者に説明するとともに、県家防課から動物衛生課に報告する。



2 対策本部の開催及び国、県等の連携

防疫指針 第6の2

- (1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜であると判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省の防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
- (2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を県に派遣する。
 - ① (1)の防疫方針を県に正確に伝達し、国と県が連携を密にできるよう調整する職員
 - ② (1)の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
 - ③ と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
 - ④ 小委に設置する疫学調査チーム
- (3) 県家防課は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、県対策本部を、発生地域の家保は現地対策本部を設置する。また、それ以外の家保は、地域対策本部を設置する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があると

きは、病性の判定前に設置する。〔資料編P 2～5〕

- (4) 県家防課は、県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の役割分担を定める。
- (5) 農林水産省から派遣された(2)の①の職員は、県対策本部に出席し、(1)の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
- (6) 県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体、近隣の県等との連絡体制を構築する。
- (7) 農林水産省は、県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。
- (8) 農林水産省対策本部及び県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

【留意事項 29】 都道府県対策本部

1 都道府県対策本部の設置

都道府県は、2の組織構成を考慮して都道府県対策本部を設置することとし、防疫措置の円滑な実施及び国や周辺都道府県との連絡調整を図ること。

なお、必要に応じて、発生農場等における課題を早期に解決し、防疫措置を円滑に行うため、発生地近くの家畜保健衛生所等に現地対策本部を設置し、当該都道府県職員のうち迅速な防疫措置について判断できる者等を常時配置すること。

この際、都道府県が実施する防疫措置に協力するため、農林水産省から現地対策本部に連絡員を派遣する場合がある。

2 組織構成

都道府県知事を本部長とし、危機管理防災部局等の関係部局の協力を得た上で、本部長の下に次の各班の機能を有した組織を設置し、防疫の円滑な推進を図ること。

- ・ 総 務 班：国の防疫方針に基づく具体的な防疫方針の策定、予算の編成及び執行、情勢分析、農林水産省、その他の関係機関との連絡調整（発生農場、現地対策本部及び畜産主務課間等の連絡調整を含む。）及び庁内連絡会議の開催を行う。
- ・ 情 報 班：発生状況及び防疫対応状況等の収集、広報資料の作成、広報連絡及び問合せの対応を行う。
- ・ 病性鑑定班：異常家きんの届出に対する立入調査、病性鑑定のための検体の採取、当該検体の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。
- ・ 防疫指導班：発生農場を調査し、防疫措置の企画及び指導に関し総務班に助言する。
- ・ 防疫支援班：焼却、埋却、消毒等の防疫用の資材・機材の調達及び配布、防疫措置要員の動員並びに関連業務の調整を行う。
- ・ 防疫対応班：立入制限、殺処分、農場消毒等の防疫措置並びに移動制限区域

	及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）内農場等の検査等の対応を行う。
・ 評価班	：発生農場及び周辺農場における手当金の交付のための家きんや物品等の評価等を行う。
・ 記録班	：発症家きんの家きん舎内の位置（場所）や羽数等の情報の記録、発症家きんの写真撮影、防疫措置の画像の撮影等を行う。
・ 疫学調査班	：まん延防止のため、発生農場における家きん、人、物及び車両の出入りに関する疫学情報を収集し、疫学関連家きんの特定のための調査を実施する。
・ 原因究明班	：感染経路究明のための必要な情報の収集及び整理や国の疫学調査チームと連携した現地調査を実施する。
・ 庶務班	：所要経費の確保及び手当金等の支出に関する事務を行う。
・ 保健班	：公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局を含む。）との連携のもと、防疫措置従事者及び家きんの飼養者の健康確認や保健上の問題（精神保健上の問題を含む。）に対応する。

3 報道機関への公表等

防疫指針 第6の3

- （１）第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課と県家防課で協議の上、病性の判定前に公表する。別記様式４〔様式編Ｐ１３〕
- （２）（１）による公表は、原則として、農林水産省と県が同時に行う。
- （３）（１）による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
- （４）（１）による公表に当たっては、我が国でこれまで家きん肉・家きん卵を食べることにより人に感染した例は報告されていないこと等について正確な情報提供を行う。
- （５）防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と県家防課で協議の上、必要に応じ、報道機関等に公表する。
- （６）報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
 - ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
 - ② 発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。なお、県家防課は、可能な範囲において、農場の周辺及び内部での防疫措置の画像を報道機関へ提供する。

【留意事項 30】報道機関への公表

患畜又は疑似患畜と判定したときの報道機関への公表は、別記様式 4 により行うこと。

【留意事項 31】報道機関への協力について

都道府県対策本部の情報班が中心となって、報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供すること等により、防疫指針 6 の 3 の（6）の事項について協力を求めること。

4 防疫措置に必要な人員の確保

防疫指針 第 6 の 4

- （1）県家防課は、第 2－2 の 1 の（1）に基づき事前に策定した動員計画及び第 4 の 5 で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場における殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、関係部局、県内市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

なお、具体的な防疫計画の策定に当たって、民間事業者、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を検討する。

- （2）県家防課は、（1）により策定した具体的な防疫計画に基づいて、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合は、動物衛生課と協議する。

【留意事項 32】防疫措置に必要な人員の確保に関する事項

- 1 本病の発生の確認後、速やかに防疫措置を開始することができるよう、都道府県は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて集合を命ずる。
- 2 防疫措置従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させようとする者の家きんの飼養の有無を確認し、家きんを飼養している場合には、直接防疫業務に当たらせないようにする。
- 3 都道府県は、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議すること。動物衛生課は、各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。
- 4 都道府県は、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県から応援を受けてもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足し、関係機関に協力を要請する場合、動物衛生課と協議するとともに、関係部

局間での密接な連携を図ること。

- 5 都道府県は、他の都道府県又は関係機関に協力を要請する場合、作業体制、作業要領、後方支援、報道対応等に係る方針（役割分担及び派遣期間を含む。）を明確にし、速やかに殺処分等の防疫措置が実施できるようにする。

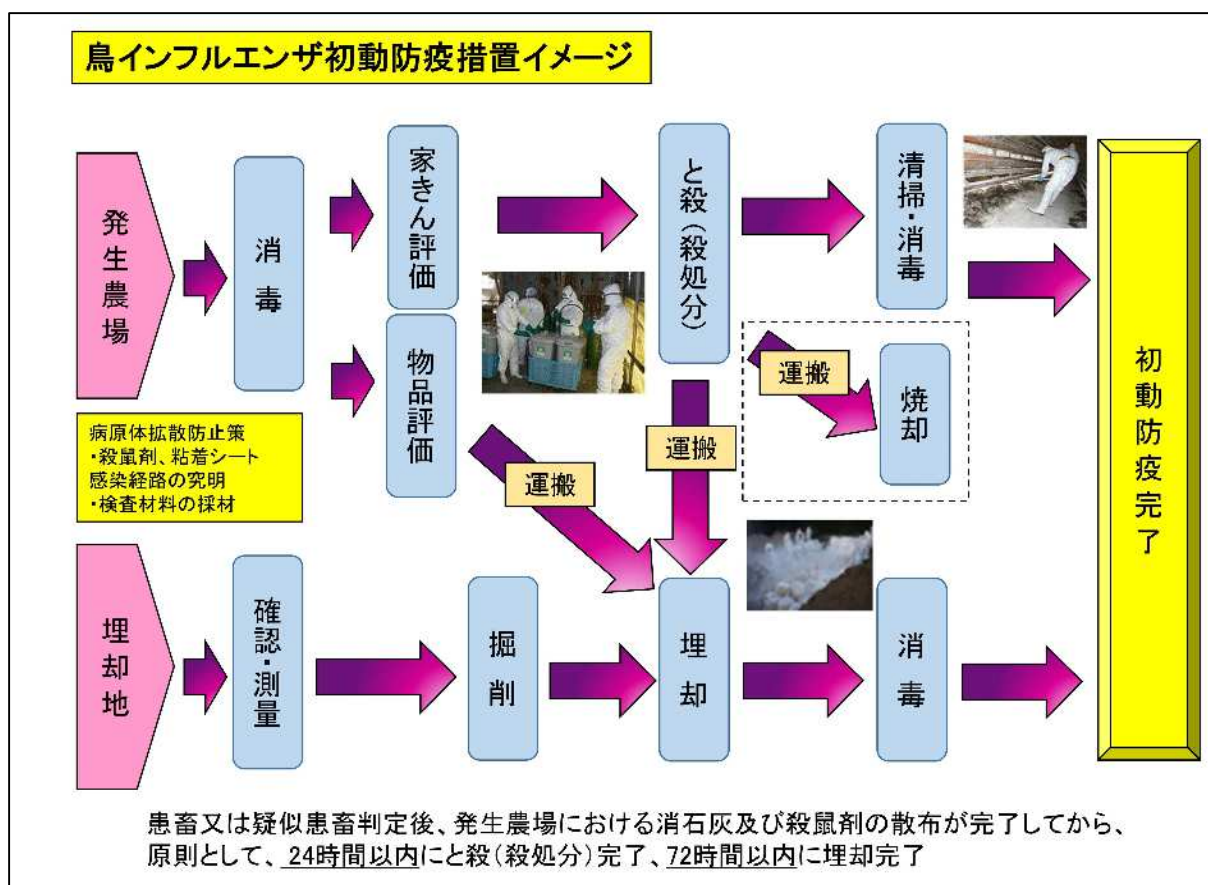
5 大臣指定地域における続発等に備えた対策

防疫指針 第6の5

- (1) 県は、大臣指定地域における農場で患畜又は疑似患畜が確認された場合には、大臣指定地域内の農場に対して、直ちに法第 30 条に基づき消毒方法等の実施に関する命令を行うとともに、粉じん、羽毛等の侵入防止対策等のまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう指導する。
- (2) 県は、病性等判定日から遡って7日以内に、発生農場と同一の死亡鳥保管場所、堆肥施設等を利用した家きんの所有者に対して、当該施設に出入りした車両の消毒を実施するよう指導する。
- (3) 県は、病性等判定日から遡って7日以内に、発生農場から死亡家きん、堆肥等を搬入した大臣指定地域における共同死亡鳥保管場所、共同堆肥施設等の施設の所有者に対して、法第 26 条第 1 項に基づき、期限を定めて当該施設等の消毒を命じるとともに、施設等の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を出し入れする者に対して、当該車両の消毒を実施するよう指導する。

第 7 - 1 発生農場等における防疫措置

発生農場においては、直ちに初動防疫措置を実施する。



1 と殺（法第 16 条）

防疫指針 第 7 の 1

- (1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書〔別記様式 5、様式編 P15〕を交付する。当該家きんの所有者による迅速かつ適切なと殺の実施が困難であると認められる場合においては、法第 16 条第 3 項に基づき、家畜防疫員がと殺を実施する。
- (2) 発生農場等への出入口は、原則として 1 か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。
- (3) 県は、第 5 の 2 により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲 1 km 以内の区域に位置する農場（第 12 の 2 の (1) の検査の対象農場に限る。）の外縁部及び家きん舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。また、大臣指定地域で発生が確認された場合には、当該地域において家きん舎の換気を考慮しつつ、フィルター、細霧装置、不織布の設置等により、粉じん、羽毛等の侵入防止対策を講ずる。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施することとし、発生農場における措置は、第 4 の 5 の (2) の⑥で実施する緊急防疫作業で兼ねるものとする。
- (4) 県は、可能な限り早期に防疫措置に着手するとともに、患畜又は疑似患畜につ

いて、当該農場内で、原則として第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、(3)の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。

- (5) と殺は、原則として家きん舎内で行う。やむを得ず家きん舎外でと殺を行う場合には、外部から見えないようブルーシート等で周囲を覆うとともに、家きんが逃亡しないようケージ等を用意し、ウイルスの拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。また、作業者の安全に配慮しつつ、フィルター、細霧装置、不織布の設置等により、家きん舎内の羽毛、粉じん、羽毛等の拡散防止対策を講ずる。
- (6) と殺は、動物福祉に配慮しつつ、二酸化炭素によるガス殺、泡殺鳥機等により迅速に行う。また、臨床症状が確認されている家きん舎を優先して行う。
- (7) 患畜又は疑似患畜の死体は、埋却、焼却等のための箱又は袋詰めをするまでの間、羽毛やふけの飛散を防止し、病原体拡散防止措置を講ずる。
- (8) と殺に当たっては、家きんの所有者、防疫措置従事者等の感染防止、健康管理及び安全確保に留意するとともに、家きんの所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分配慮する。
- (9) 県は、国と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、と殺時又はと殺前に発症している家きんの場所や羽数を記録するとともに、当該家きんの病変部位を鮮明に撮影し、速やかに動物衛生課に送付する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家きんを含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。
- (10) 県は、積極的に民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者等に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速にと殺を完了させる。
- (11) 第2-2の1の(4)に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、と殺を行う。

【留意事項 33】発生農場における防疫措置の実施に関する事項

- 1 都道府県は、農場の建物の配置等を考慮して、仮設テントの設営場所、資材置場等を決定するとともに、総括責任者、各作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にすること。
- 2 家畜防疫員は、家きんの所有者に対し、本病の概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、法第52条の3に基づき行政不服審査法（平成26年法律第68号。）による審査請求をすることができないことについて、遺漏なく説明すること。
- 3 都道府県は、大規模農場において防疫措置が必要となった場合、感染拡大防止の観点から、農場ごとの飼養状況、発生状況、家きん舎の構造・設備、周辺の環境（周辺農場数、家きんの飼養密度等）等を考慮の上、防疫指針第5の2の患畜又は初発の疑似患畜が確認された家きん舎及びその周辺家きん舎で飼養されている家きん等、臨床症状が確認されている家きんのと殺を優先して行う等迅速な防疫措置を図るため作業の優先順位付けを実施すること。

- 4 現地の総括責任者は、鳥種別のと殺予定羽数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ都道府県対策本部に確認し、その指示を受けるものとする。

【留意事項 34】 防疫措置従事者に関する事項

防疫措置従事者が防疫措置を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 入場時には、防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと。
- 2 退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した防疫服等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいをを行うこと。また、場内で着用した防疫服等は、消毒液に浸漬した後、ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒する。
- 3 都道府県対策本部は、現地での着替えや靴の履き替えを円滑に行えるよう、農場の出入口に仮設テントを設置する等の配慮を行うこと。その際、作業の前後で作業者の動線が交差しないようにすること。
- 4 帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行うとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- 5 防疫措置に従事した日から7日間は発生農場以外の鳥類に接触しないこと。ただし、防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日間にまで短縮できることとする。
- 6 都道府県対策本部は、防疫措置前後に防疫措置従事者の健康状態を確認するなど、公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局を含む。）と連携して、家きんの所有者、防疫措置従事者等の心身の健康維持に努めること。

【留意事項 35】 と殺指示書の交付

家畜防疫員が患畜又は疑似患畜の所有者に対して交付すると殺指示書は、別記様式5により作成すること。

【留意事項 36】 防疫措置前の病原体拡散防止措置

都道府県は、発生農場及び発生農場の周囲 1 km 以内の区域に位置する農場（防疫第 12 の 2 の（１）の検査の対象農場に限る。）における消石灰等の散布、粘着シートの設置、殺鼠剤の散布等を必要に応じて専門業者に依頼し、迅速かつ効果的に発生農場外への病原体拡散防止措置を実施する。また、粘着シートを設置する場合には野鳥等への影響を考慮して設置する。

【留意事項 37】 防疫措置時の病原体拡散防止措置

都道府県は、発生農場におけると殺等の防疫措置時の病原体拡散を防止するため、農場等の状況に応じて、以下の措置を講ずる。

- 1 排気口へのフィルターの設置、液状消毒薬を用いた排気口の継続的な消毒、排気量の調整又は周辺農場との境界での寒冷紗等による防護壁の設置。
- 2 と殺は、原則として家きん舎内で行い、死体は袋詰め又は消毒等を実施してから持ち出す。また、やむを得ず生きた家きんを持ち出す場合は、羽毛等の拡散防止対策を実施する。
- 3 原則として、防疫措置従事者等や物資等の輸送用の車両は他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

2 死体の処理（法第 21 条）

防疫指針 第 7 の 2

- （１）家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対し、当該死体の焼却、埋却又は化製処理を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な死体の処理の実施が困難であると認められる場合においては、法第 21 条第 4 項に基づき、家畜防疫員が死体の処理を実施する。
- （２）患畜又は疑似患畜の死体は、原則として、第 5 の 2 により患畜又は疑似患畜であると判定された後、１の（３）の発生農場における措置が完了してから 72 時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却し、又は化製処理を行う。
- （３）焼却又は化製処理を行う場合には、県は第 2－2 の 1 の（３）の③の合意が得られていることを確認の上、動物衛生課と協議を行う。
- （４）焼却、埋却又は化製処理のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
 - ① 当該死体を入れた容器の外装等を十分に消毒する。
 - ② 原則として、密閉車両又は密閉容器等を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
 - ③ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

- ④ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ⑤ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ⑦ 死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。
- ⑧ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑨ 移動経過を記録し、保管する。

【留意事項 38】 死体を処理する場所までの家畜防疫員等の同行について

死体を処理する場所まで同行する者については、家畜防疫員その他、家畜防疫員の指示を受けた都道府県職員等でも可能とする。

- (5) 焼却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。
 - ① 焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。
 - ② 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
 - ③ 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - ④ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から死体投入場所までの経路並びに使用した設備及び資材を消毒する。
 - ⑤ 焼却又は化製処理が完了し、設備、資材及び④の経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。
- (6) 焼却、埋却又は化製処理が困難な場合には、発酵による消毒を行う。
- (7) 第2-2の1の(4)に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、死体の処理を行う。
- (8) 本県における死体の処理については、原則、埋却とする。

【留意事項 39】 患畜等の死体の発酵による消毒の方法（例）

防疫指針第7の2の(6)の発酵による消毒は、以下の基準に基づき病原体の拡散防止に万全を期しつつ実施する。

- 1 敷料等を15～25cmの厚さ、4mの幅、処理する鶏の羽数により適切な長さ（1,000羽で1mを目安とする。）で敷く。
- 2 死体を周辺から30cm程度内側に、20cmから25cmの厚さに載せる。
- 3 死体の上に羽毛が十分にぬれるまで水をかける。
- 4 死体を覆うように、おがくず、もみがら、敷料等を15cmの厚さに載せる。
- 5 死体が数層に重なるまで、1から4までの操作を同様に行う。
- 6 病原体に汚染されていないおがくず、わら等を20cmの厚さに載せ、最上部に消石灰を散布する。屋外の場合には、防水性で通気性のある特殊ビニール

シート等で覆う。

- 7 温度計を挿し、内部の温度を毎日チェックする（通常、1週間以内に、57℃から63℃になる）。通常、7日から10日後には、温度は46℃から52℃に低下するので、必要に応じて攪拌し、通気を良くする。
- 8 死体が表面に出ないように、新たに、病原体に汚染されていないおがくず又はわらを載せる。
- 9 攪拌して3週間から4週間で発酵による消毒は完了する。
- 10 攪拌しない場合には、少なくとも3か月間静置する。

【留意事項 40】 24 時間以内のと殺の完了と 72 時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24 時間及び 72 時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肉用鶏平飼いで5から10万羽程度の飼養規模を、採卵鶏ケージ飼いで3から6万羽程度の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、家きん舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に応じた防疫措置の遂行に努めること。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫措置に必要な獣医師を含む人員及び資材の確保、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めるとともに、大規模農場においてと殺が必要となった場合には、留意事項 31 の優先順位付けに基づき実施すること。

【留意事項 41】 死体の処理の完了について

患畜又は疑似患畜の死体の処理については、以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第7の2の死体の処理が完了したとみなす。

- 1 焼却又は化製処理のため死体を農場から移動させるために密閉容器等を用いる場合、農場内の全ての死体を密閉容器等に入れ終えた時点
- 2 発酵による消毒を行う場合、ウイルスの拡散防止に万全を期した発酵処理を開始するための封じ込め措置が完了した時点

3 汚染物品の処理（法第 23 条）

防疫指針 第 7 の 3

- (1) 家畜防疫員は本病ウイルスにより汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対し、当該物品の焼却、埋却又は消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な汚染物品の処理が困難であると認められる場合においては、法第 23 条第 3 項に基づき、家畜防疫員が汚染物品の処理を実施する。
- (2) 発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、焼却し、発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却し、又は化製処理を行う。焼却、埋却又は化製処理による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野鳥を含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。
 - ① 家きん卵（ただし、病性等判定日から遡って 7 日目の日より前に採取され区分管理（汚染した又はそのおそれがあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたもの、GP センター等で既に処理されたもの及び種卵を除く。）
 - ② 種卵（ただし、病性等判定日から遡って 14 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
 - ③ 家きんの排せつ物等
 - ④ 敷料
 - ⑤ 飼料
 - ⑥ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品
- (3) 汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
 - ① 原則として、密閉車両又は密閉容器等を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
 - ② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ③ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
 - ⑤ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外になっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で掲示する。
 - ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ⑦ 移動経過を記録し、保管する。
- (4) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。
 - ① 焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。
 - ② 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
 - ③ 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - ④ 汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

(5) 第2-2の1の(4)に基づき事前に対応計画を策定した農場にあつては、当該計画に沿って、汚染物品の処理を行う。

(6) 本県における汚染物品の処理については、原則、埋却とする。

【留意事項 42】家きんの排せつ物処理の方法（例）

家きんの排せつ物の処理については、以下の基準に基づき病原体の拡散防止に万全を期しつつ実施する。

- 1 消石灰を散布し、ブルーシートで被覆する。
- 2 定期的に温度を計測し、少なくとも 40 日間静置後、ウイルス分離検査を実施する。
- 3 ウイルス分離検査の陰性を確認した上で、堆肥化处理（発酵消毒）を行う。
- 4 堆肥化处理の過程で、排せつ物の中心温度が 60℃まで上がったことを確認する。
- 5 温度が 60℃まで上がらない場合は、さらに 50 日間静置する。

【留意事項 43】汚染物品の処理について

以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第7の3の(2)の汚染物品の処理が完了したとみなす。

ただし、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれるウイルスの不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止すること。なお、家畜防疫員等の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでない。

- 1 焼却又は化製処理のため汚染物品を農場から移動させるために密閉容器等を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器等に入れ終えた時点
- 2 発酵による消毒を行う場合、病原体の拡散防止に万全を期した消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点

4 家きん舎等の消毒（法第 25 条）

防疫指針 第7の4

家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所在した家きん舎等の所有者に対し、当該家きん舎等の消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な消毒が困難であると認められる場合においては、法第 25 条第 3 項に基づき、家畜防疫員が消毒を実施する。

消毒の実施に当たっては、と殺の終了後、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号。以下「規則」という。）第 30 条の基準に従い、1 週間間隔で 3 回以上実施する。

消毒は、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、高温蒸気等を用いて行う。

第2-2の1の(4)に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、家きん舎等の消毒を行う。

【留意事項 44】 食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫措置について

食鳥処理場において家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該処理場において防疫指針第7の1から4までに準じた防疫措置を講じること。

また、防疫指針第7の4に準じる処理場における消毒については、原則として、家畜衛生部局は処理場内の生きた家きんが扱われる場所を、公衆衛生部局はそれ以外の処理施設内を中心とし、両部局が連携して、円滑に実施し、家きん排泄物や羽毛等が十分に除去されるよう洗浄をした上で、1回以上の消毒をもって消毒の完了とすることができる。

5 家きん舎等における殺鼠剤等の散布等

防疫指針 第7の5

病原体の拡散防止措置として、と殺の終了後、家きん舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤等の散布等を行う。

6 家きん等の評価

防疫指針 第7の6

- (1) 家きんの評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該家きんが患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。
- (2) 評価額の算出は、原則として、当該家きんの導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに産卵供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。
- (3) 家きんの所有者等は、と殺に先立ち、家きんの評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる代表的な個体について、体型・骨格が分かる写真、評価額の算定に必要となる資料等を準備する。
- (4) 農林水産省は、県において家きんの評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

【留意事項 45】 家きんの評価額の算定方法

患畜又は疑似患畜となった家きんの評価額の算定は、原則として、別紙2により行う。

[別紙2、防疫指針参照]

(5) と殺時における評価物の確認（現地対策本部）

① 家きん

と殺前に代表的な個体について、体格がわかる様に写真を撮る。

② 汚染物品

埋却又は焼却の対象となる汚染物品について、物品の内容や数量などの確認、写真撮影を行う。

(6) 評価人の選定（法第 58 条第 5 項）

評価人は規則第 62 条により①家畜防疫員、②家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの、③地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるもののうちからそれぞれ 1 名以上選定するものとされている。

具体的には①は家保職員、②は発生した市町村の畜産担当者、③は養鶏団体等の職員が考えられる。

(7) 評価額の算定方法

① 家きん

家きんの評価方法については、(2) のとおり。

② 汚染物品

ア 家きん卵

家きん卵は、埋却した卵数と平均卵重を乗じて埋却量とし、発生日（市場が開場していない場合、発生日より前の直近の開場日）における市場価格の平均額を乗じて評価額とする。

イ その他の汚染物品

飼料など、その他の汚染物品は実際の購入価格に埋却した数量を乗じて評価額とする。実際の購入価格を確認するため、購買伝票などで確認を行う。

第7-2 発生農場等における具体的な作業内容

1 防疫措置従事者の行程等

県は、家さんの飼養等の有無、健康状態等を配慮して防疫措置従事者を選定、配置する。また、発生農場には大量のウイルスが存在しているので、汚染ゾーン（発生農場・埋却地・仮設基地の一部等）と清浄ゾーン（仮設基地の一部・集合基地）を明確にして、ウイルスを外に持ち出さないことを念頭に置き、防疫措置従事者は、以下の行程をもって行動することとする。

集合基地への集合

- ・ 集合
- ・ 受付
- ・ 作業等の全体的な説明
- ・ 防疫措置従事者の配置
- ・ 防疫服等受取、装着



仮設基地への移動

- ・ 手袋、マスク、ゴーグル
専用長靴の受取、装着
- ・ 作業班毎の打合せ



発生農場・埋却地への移動

- ・ 作業
と殺・埋却・清掃消毒等



仮設基地への移動

- ・ 防疫服等脱衣、廃棄
手洗い、洗顔、うがい
- ・ 必要に応じて移動用防疫服の
着用



集合基地への移動

- ・ 受付、健康調査
- ・ 帰宅用衣服着衣



解 散

2 集合基地での作業

(1) 組織体制

集合基地には集合基地班を配備する。なお、各係には責任者を配置する。

係名	担当の職員・部署
総括	家保防疫課長（防疫係長）、県家防課、地域振興局畜産振興係長等 * * 県家防課、畜産振興係長等は、総括業務の補助
会場運営係	家畜防疫員、地域振興局・支庁、市町村
資材係	家畜防疫員、地域振興局・支庁、市町村
健康調査係	保健福祉部、市町村（保健師）* * 県の保健師職員だけで対応が困難になった場合に協力依頼

(2) 各係の具体的な作業内容

① 総括

- ア 県対策本部及び現地対策本部との連絡調整
動員計画、作業計画等の確認、調整
- イ 集合基地の運営責任
各係の業務進捗状況の管理・監督
- ウ 仮設基地との進捗状況確認
防疫措置の進捗状況の確認、次の防疫措置従事者の移動等に関する協議・調整
- エ 事故、問題発生時の対応（けが・病人等の発生時は健康調査係と協力）

② 会場運営係

- ア 会場の設営
円滑な作業実施のためのレイアウト検討（受付場所、健康調査場所、防疫資材の配付場所、説明場所、移動用履物の交換場所、手荷物預け場所、バスへの乗り込み場所、会場内の移動ルート等）
- イ 駐車場の確保、誘導、整理（必要に応じて）
- ウ 防疫措置従事者の受付・誘導
あらかじめ作成しておいた名簿を元にした出席確認及び会場内での誘導
- エ 集合基地から仮設基地間の現地専用バスの運行管理
運転手への情報共有及び運行に関する協議・依頼（バスは県振興課が手配）
- オ 防疫措置従事者の係編成、作業内容等の説明
仮設基地と協議し、防疫措置従事者の係を編成
防疫措置従事者への作業内容及びに留意事項等の説明
- カ 飲食等の手配

③ 資材係〔資料編P9〕

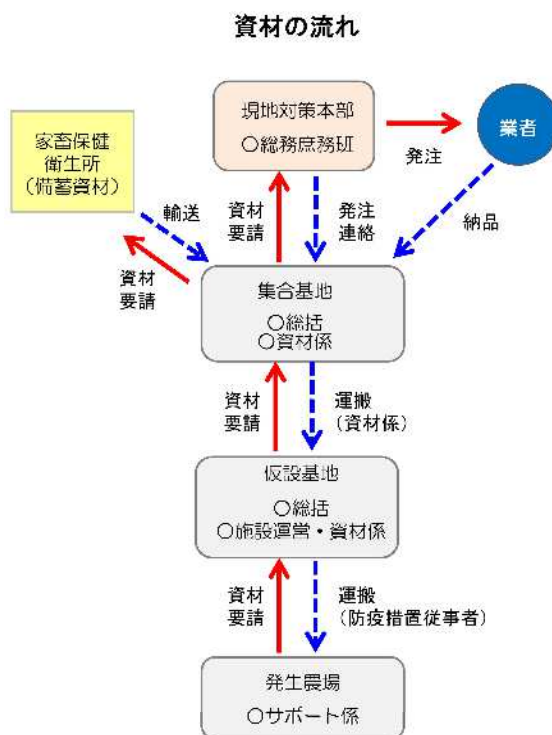
- ア 防疫資材の準備
鹿児島中央家保、肝属家保等からの備蓄資材受入
- イ 資材の在庫管理
資材台帳やホワイトボードを利用するなど情報共有に努めて、適正に管理

ウ 不足資材の発注

資材の補充は、誤発注や二重発注を防ぐため、下記図のとおり、「発生農場」→「仮設基地」→「集合基地」→「現地対策本部」の流れで要請（現地対策本部等が発注）

現地対策本部から指示があった場合、必要資材を直接発注

エ 仮設基地への資材の輸送



④ 健康調査係

保健福祉部のマニュアルに基づく防疫措置従事者の健康調査の実施。

作業中の事故や体調不良者等の発生の報告をうけた際は、総括及び会場運営係が、健康調査係に緊急性の判断等の協力を求めた上で、病院又は救急車の手配等を行う。

（３）防疫措置従事者の集合基地での流れ（防疫作業開始前）

① 集合

防疫措置従事者は、自家用車又は対策本部が用意した専用バス等を利用して指示のあった時間に集合基地に集合する。

作業しやすい服装で、着替え、タオル等を持参する。なお、集合基地は防疫作業期間中、常時開場しており、人の出入りが煩雑に行われることから集合基地における貴重品の預かりは実施しないため、貴重品は持参しないこと。作業場所内に持ち込めない私物については、手荷物預け場所に預ける。

② 受付

受付を行い、保健福祉部のマニュアルに基づく「防疫措置従事者管理表」に必要事項を記載する。この際、体調が優れない場合には申告する。

③ 作業内容の説明

集合基地内の案内に従って、作業日程、防疫服の着衣・脱衣方法、自身に割り当てられた係名、作業内容及び留意事項等について説明を受ける。

④ 防疫服等の受け取り

防疫服及びキャップを受け取り、防疫服の胸・背面にマジックで自身が割り当てられた係名、氏名（カタカナ表記）、陣数（奇数陣は○囲み数字）を大きな文字で記入する。

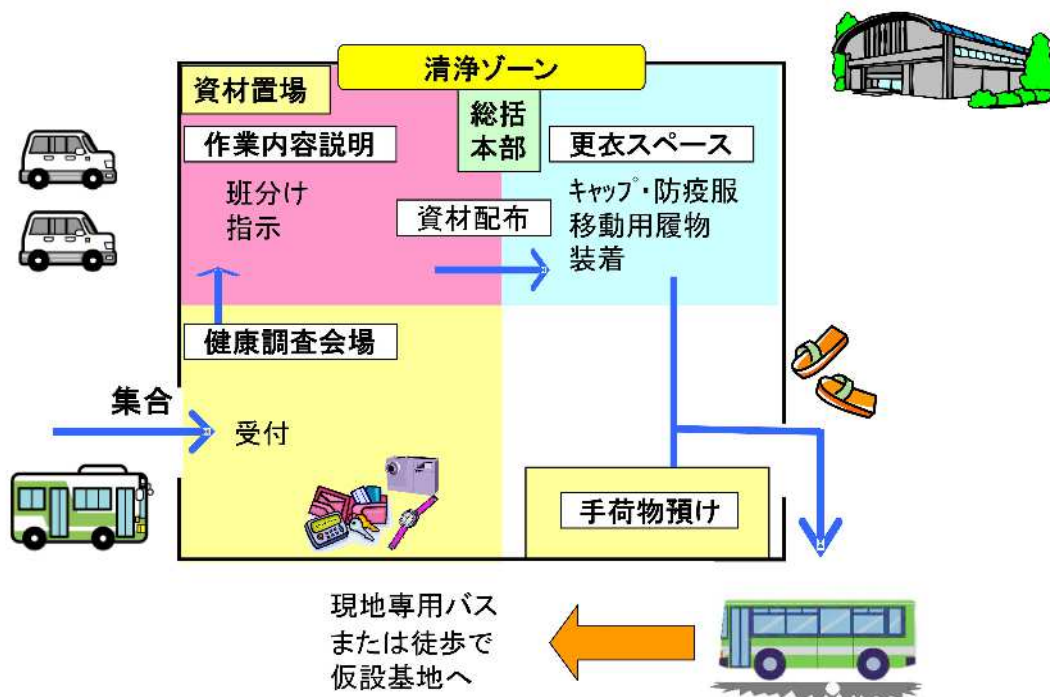
⑤ 防疫服、キャップの装着

防疫服を着用し、キャップを装着する。

⑥ 作業場所への移動

移動用履物（サンダル等）に履き替えて現地専用バス等で仮設基地に移動する（第2陣くらいまでは、自らが履く長靴を仮設基地に持って移動する場合がある）。

集合基地（農場作業前）



(4) 防疫措置従事者の集合基地での流れ（防疫作業終了後）

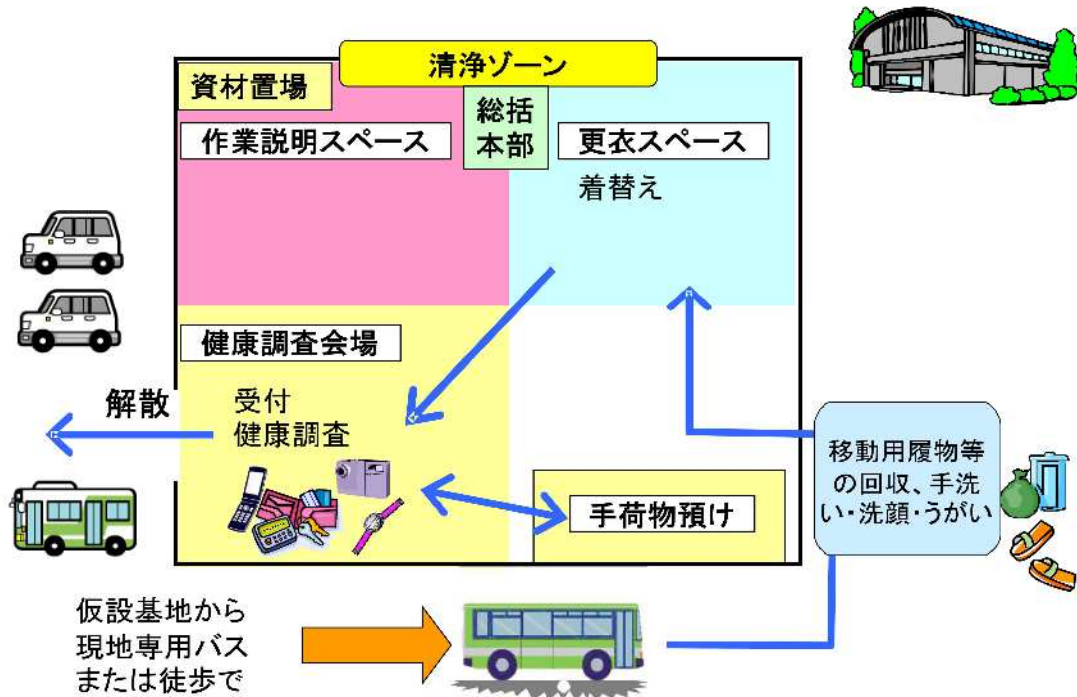
① 受付

② 健康調査

「防疫措置従事者管理表」の記入、問診、体温測定等を行う（防疫作業のあった日の翌日から10日間の健康観察を行う）

③ 解散

集合基地（農場作業後）



3 仮設基地での作業

(1) 組織体制

仮設基地には仮設基地班を配備する。なお、各係には責任者を配置する。

係名	担当の職員・部署
総括	家保防疫課長（防疫係長）、地域振興局畜産振興係長等 * * 畜産振興係長等は、総括業務の補助
施設運営・資材係	家畜防疫員、地域振興局・支庁、市町村
健康調査係	保健福祉部

(2) 各係の具体的な作業内容

① 総括

ア 仮設基地の運営責任

ホワイトボード等を利用し作業の進捗状況の確認・情報共有

イ 集合基地等との連絡調整

防疫指導班と連携し、作業状況や変更事項に応じて、集合基地と協議し防疫措置従事者の動員数等の調整

ウ 防疫作業に必要な機材、資材等の確認

重機等のオペレーターの人員、機材、資材等の配置の確認

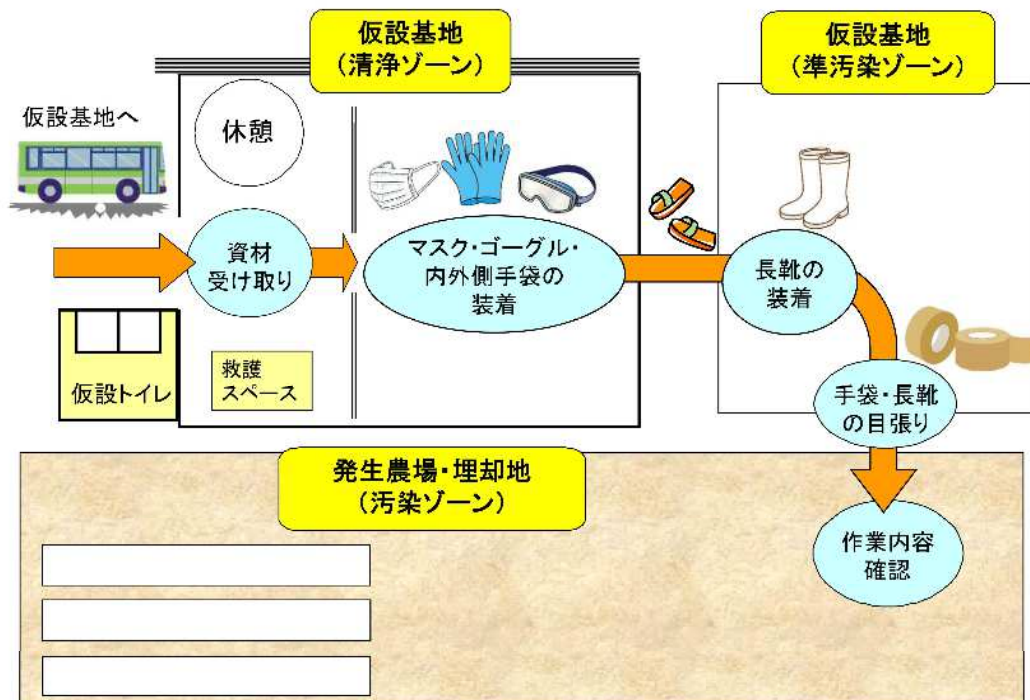
エ 農場外への病原体拡散防止のための消毒等の指示

防疫措置従事者等への動線、着替え、消毒等の指示、輸送トラック等の搬出する機材の消毒等の指示

オ 事故、問題発生時の対応（けが・病人等の発生時は健康調査係と協力）

- * 畜産振興係長等は、総括業務の補助
 - ② 施設運営・資材係 [資料編 P 9]
 - ア 会場の設営
 - ウイルス拡散防止のため清浄ゾーンと汚染ゾーンを交差することのないよう作業動線・配置等を決定
 - イ 資材の配付、回収
 - ウ 在庫の確認・調達要請
 - 資材不足時の集合基地への補充要請
 - エ 車両消毒
 - 農場出入口での車両消毒（車両表面全体、運転手及び車両内部）
 - ③ 健康調査係
 - ア 健康調査係責任者は施設運営・資材係と作業導線・配置等を決定する。
 - イ けが、病人等発生時の対応
 - ウ 防疫服の着脱指導
- (3) 防疫措置従事者の仮設基地内での流れ（防疫作業開始前）
- ① 防疫資材の受け取り・装着
 - 防疫措置従事者は、手袋、マスク、ゴーグル、長靴等の資材を受け取り、PPE指導員（防疫服・防疫用具の着脱等の指導員）の指導及び支援を受けながら装着する。
 - ② 作業場所への移動
 - 準備が完了した防疫措置従事者は発生農場、埋却地等の作業場所へ移動する。
 - ③ 休憩及びトイレ使用時の移動
 - 休憩及びトイレを使用する際には適切な防疫服等の着脱等を実施する。

仮設基地（農場作業前）



(4) 防疫措置従事者の仮設基地内での流れ（防疫作業終了後）

① 作業場所からの移動

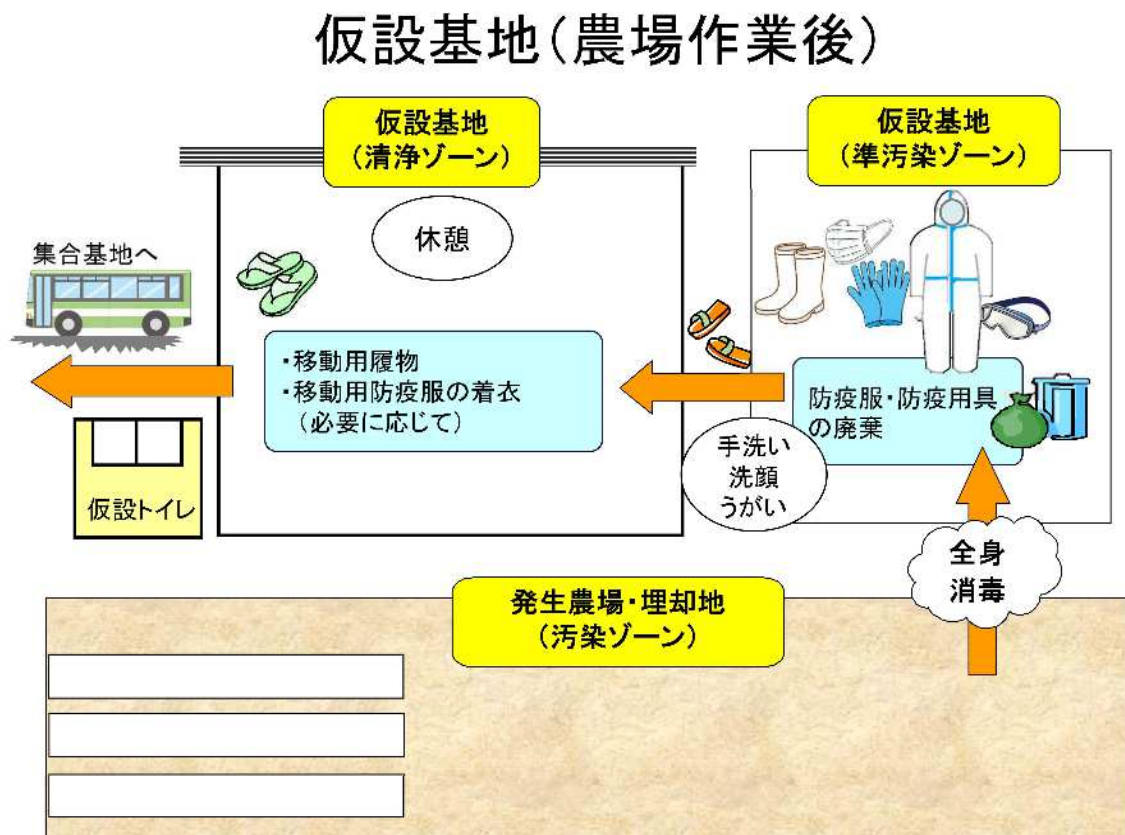
防疫措置従事者は、農場出口で防疫服の上から長靴を含めた全身を消毒してから、仮設基地へ移動する。

② 防疫服等の脱衣

仮設基地（準汚染ゾーン）で、PPE指導員の指導及び支援を受けながら手袋、マスク、ゴーグル、防疫服等を脱衣し、廃棄用の容器に投入する。手洗い、洗顔、うがいをした後、必要に応じて移動用の防疫服を着用する。

③ 集合基地への移動

移動用履物に履き替えて、現地専用バス等で移動する。



4 発生農場での作業

(1) 組織体制

発生農場には現地対策本部の防疫対応班及び記録班を配備する。なお必要に応じて責任者を配置する。

係名	担当の職員・部署
総括	家保防疫課長（防疫係長）
サポート係	家畜防疫員、地域振興局・支庁、市町村
捕鳥係	県職員、市町村、その他
台車係	県職員、市町村、その他
ガス係	県職員、市町村、その他
ボンベ係	県職員、市町村、その他
フレコン係	県職員、市町村、その他
タマゴ係	県職員、市町村、その他
積込係	県職員、市町村、その他
輸送係	県職員、市町村、その他
清掃消毒係	県職員、市町村、その他
飼料係	県職員、市町村、関係団体、その他
重機オペレーター	業者
記録係	県職員、市町村、その他
写真・動画係	県家防課、県振興課、その他

(2) 各係の具体的な作業内容

① 総括

- ア 人員の確認、作業工程の説明と進行・調整
- イ オペレーター等との調整
重機等の手配（オペレーター及び重機の手配を現地家保に要請）
- ウ 防疫措置従事者への作業上の留意事項の伝達
- エ 事故、問題が発生した場合の対応

② サポート係

- 作業場の管理、資材の配付・手配
- 資材の手配は、仮設基地と連携し、原則、仮設基地から調達依頼

③ 捕鳥係

- 家きんの捕獲及び90Lポリ容器（以下「ペール」という。）への収容

④ 台車係

- ペールを搭載した台車の操作

⑤ ガス係

- 家きんが収容されたペールへの二酸化炭素ガス注入

⑥ ボンベ係

- ガス係の補助及び二酸化炭素ガスボンベの交換

⑦ フレコン係

- ペール内の処分家きんのフレコンバッグ等への投入

- ⑧ タマゴ係
家きん卵のフレコンバッグ等への投入
 - ⑨ 積み込み係
死体及び汚染物品（以下「死体等」という。）を遠隔の埋却地までトラック等で輸送する際の補助及びウイルス拡散防止対策の実施
 - ⑩ 輸送係
埋却地までの死体等の運搬車両に随行
 - ⑪ 清掃消毒係
ア 死体搬出後の敷料等の汚染物品の搬出
イ 農場の清掃、消毒
 - ⑫ 飼料係
飼料タンク内に残った飼料の抜き取り
 - ⑬ 重機オペレーター
ホイールローダー、トラック、バックホー等の防疫作業に必要な重機の操作については、業者へ委託
 - ⑭ 記録係
と殺した家きんの羽数、処分した家きん卵の個数、飼料の量等の集計
 - ⑮ 写真・動画係
農場内での防疫作業の状況の写真及び動画撮影
- (3) 防疫措置従事者の農場内での作業の流れ
- ① 作業前の説明
ア 係毎に整列する。
イ 作業工程の説明を受け、作業上の注意点について十分に理解し、安全性の確保に努める。
ウ 作業の途中で気分が悪くなった場合や、事故等発生した場合は速やかに家畜防疫員に届け出る。
 - ② 資材搬入・と殺・運搬・輸送
と殺は、臨床症状が確認されている家きん舎を優先して、動物福祉に配慮しつつ迅速に行う。
ア 資材搬入 [資料編 P10]
家きん舎内にと殺や死体の運搬に必要な資材を搬入、設置する。
イ と殺 [資料編 P11～13]
捕鳥係は家きんを捕獲し、台車係が持つペールに收容する。
台車係は、ペールを2台搭載した台車を操作して、ペール内に指示のあった羽数が收容できたら、ガス係の元へペールを運搬する。
ガス係は、台車係が運搬してきた家きんを收容したペール内に二酸化炭素ガスを5秒間注入する。ボンベ係は、ガス係の補助及び二酸化炭素ガスが無くなった際のボンベの交換を行う。 [資料編 P21]
ウ 運搬
台車係は、二酸化炭素ガスを注入したペールをフレコン係の元へ運搬する。
フレコン係は、ペール内の家きんが死亡していること（目安：二酸化炭素

ガス注入から1分～1分半経過）を確認した上で、ペール内の死体をフレコンバッグ等に投入（処分家きんの投入作業については、状況に応じ、羽毛等の飛散防止のためビニール袋に処分家きんを入れた上で、フレコンバッグに投入する場合があります）し、重機で埋却場所へ移動又は輸送車両（埋却場所が、農場内でない場合）へ積込むための補助作業を行う。

埋却場所が離れている場合には、ウイルスの拡散防止対策として死体等をシートで覆う。

エ 輸送

発生農場から埋却地まで処分した家きんの死体等を輸送する場合は、動物衛生課と協議の上、第7-1の2の（2）及び3の（2）に留意する。輸送係は、死体等の運搬車両に随行し、留意事項の励行を監視する。

③ 農場の清掃・消毒

清掃消毒係は、死体等の搬出後、農場内を消毒する。

家きん舎内の清掃は、上部から下部へ、農場奥から出口に向かって行う。ブラシ、スコップ等を用い、家きん排せつ物や塵埃等の除去を隅々まで行う。家きん舎周囲も同様に清掃する。

清掃終了後、家きん舎内、外周ともに動力噴霧器を用いて、逆性石けん液等の消毒薬で、清掃作業と同様に農場奥から出入り口に向かい消毒を行う。必要に応じて、消石灰を散布する。

すべての作業終了後、使用した重機、機材等も厳重に消毒する。

5 埋却場所での作業

（1）組織体制

埋却場所には現地対策本部の防疫対応班を配置する。

係名	担当の職員・部署
総括	家保防疫課長（防疫係長）[発生農場と兼任する場合あり]
現場管理係	県農業土木技師、家畜防疫員、地域振興局・支庁、市町村、業者
埋却係	県職員、市町村、その他、業者
車両消毒係	県職員、市町村、その他
重機オペレーター	業者等
写真・動画係	県家防課、県振興課[発生農場と兼任]、その他

（2）各係の具体的な作業内容

① 総括

ア 人員の確認、作業工程の説明と進行・調整

イ オペレーター等との調整、重機等の手配（オペレーター及び重機が不足する場合、現地対策本部（家保）に手配を要請）

ウ 防疫措置従事者への作業上の留意事項の伝達

エ 事故、問題が発生した場合の対応

- ② 現場管理係
総括の補佐、埋却作業の管理
 - ③ 埋却係
 - ア ブルーシートの設置
 - イ 埋却溝への消石灰散布の補助
 - ウ 死体等投入時の補助
 - ④ 車両消毒係
車両、重機等の消毒
 - ⑤ 重機オペレーター
 - ア 埋却溝掘削作業
 - イ 死体等投入作業
 - ウ 埋め戻し作業
 - エ 埋却地への消石灰散布作業
 - オ 撤収作業
 - ⑥ 写真・動画係
農場内での防疫作業の状況の写真及び動画撮影
- (3) 防疫措置従事者の埋却場所での作業の流れ
- 原則、以下の手順で作業を実施するが、埋却地の状況や周辺状況等により、手順や埋却溝の工法等を変更する必要があるため、総括又は現場管理係の指示に従う。
- ① 作業前の説明
 - ア 係毎に整列する。
 - イ 作業工程の説明を受け、作業上の注意点について十分に理解し、安全性の確保に努める。
 - ウ 作業の途中で気分が悪くなった場合や、事故等発生した場合は速やかに家畜防疫員に届け出る。
 - ② 埋却溝への消石灰散布
埋却係は、重機オペレーターと連携し、重機のバケットに消石灰を投入するなどして、消石灰を散布する。
 - ③ 埋却溝へのブルーシートの敷設
 - ア 埋却係は、重機オペレーターと連携しながら、埋却溝にブルーシートを広げ、掘削面を覆う。この時、シート端が地表（埋却溝の辺縁から1m程度）に残るように設置。シート端に杭を打ち込み地面に固定する。
 - イ 次のブルーシートは設置したシートと2m重ね、同様の方法で設置する。
 - ウ ブルーシート敷設後、再び消石灰を散布する。
 - ④ 車両の消毒
 - ア 車両消毒係は、発生農場と埋却地が離れている場合、死体等の運搬車両の入場時及び退場時並びに重機の退場時に消毒を実施する。
 - イ 車両消毒係は、運搬物を被覆していたブルーシートがあれば、念入りに消毒する。
 - ⑤ 死体等投入の補助
 - ア 補助係は、オペレーターと連携して、搬入されたフレコンバッグ等を重機

の吊り荷用フックにかけるなど、埋却溝への死体等投入を補助する。

イ 総括又は管理係の指示に従い、死体等投入後に消石灰の散布を行う。

⑥ 埋め戻し

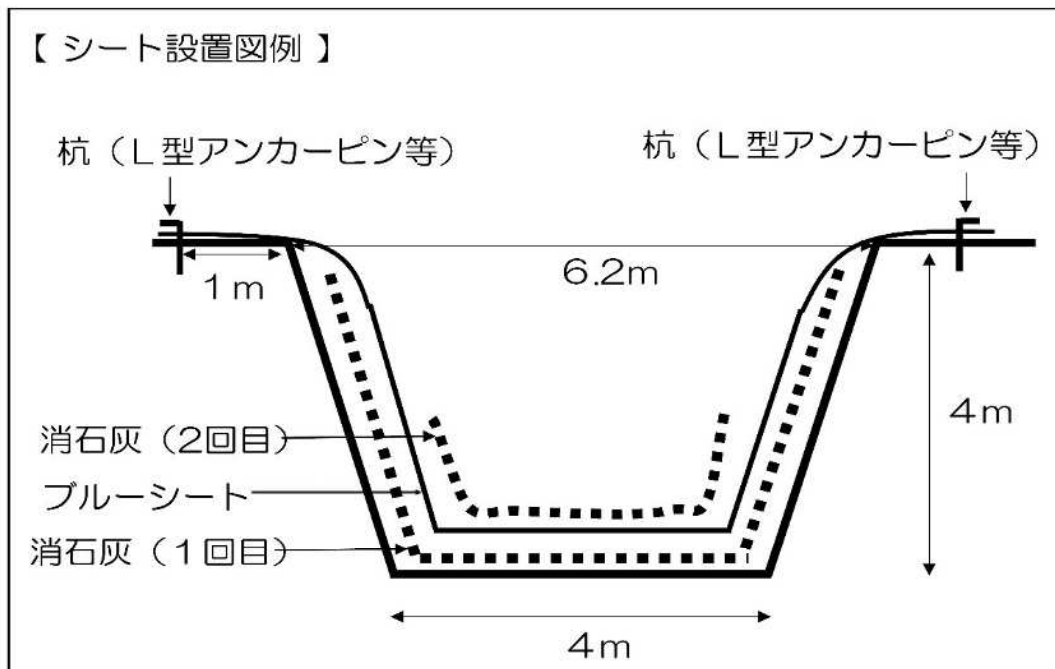
ア 埋却溝への死体等投入と消石灰散布が終了後、総括の指示に従い、補助係はブルーシートを留めていた杭を引き抜き埋却溝へ投げ入れる。

イ ブルーシートの上に消石灰を散布する。

ウ 重機による埋め戻し完了後、埋却した場所及びその附近の場所を消石灰や適切な消毒薬を用いて十分に消毒する。

エ 埋め戻し完了後、埋却地には規則第 30 条により立て看板を設置する。

【埋却方法の一例】

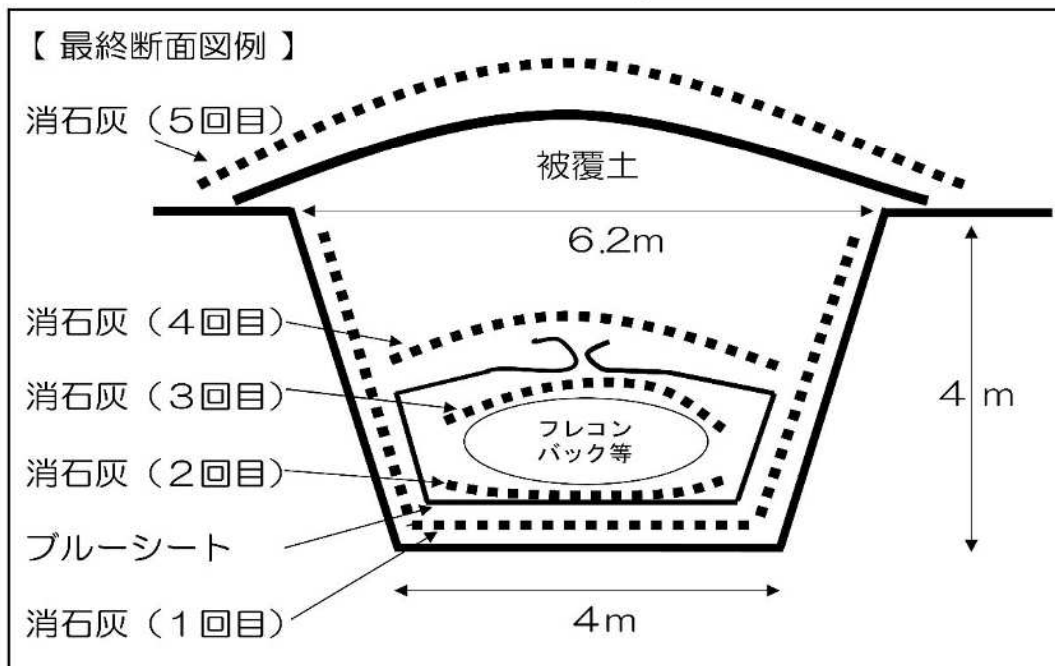


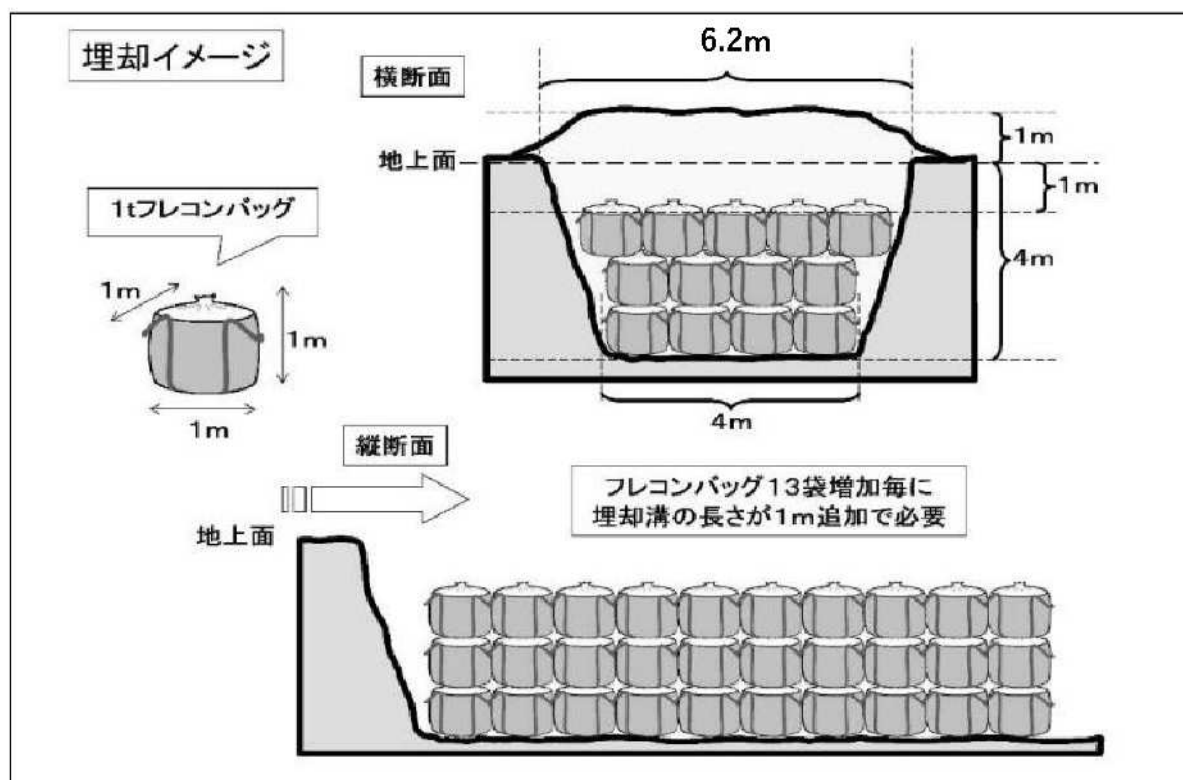
【投入前】

- ①埋却溝掘削
- ②消石灰散布 (1回目)
- ③ブルーシート設置
- ④消石灰散布 (2回目)

【投入後】

- ⑤家畜、汚染物品の投入
- ⑥消石灰散布 (3回目)
- ⑦ブルーシートの投げ入れ
- ⑧消石灰散布 (4回目)
- ⑨埋め戻し
- ⑩消石灰散布 (5回目)
- ⑪看板の設置





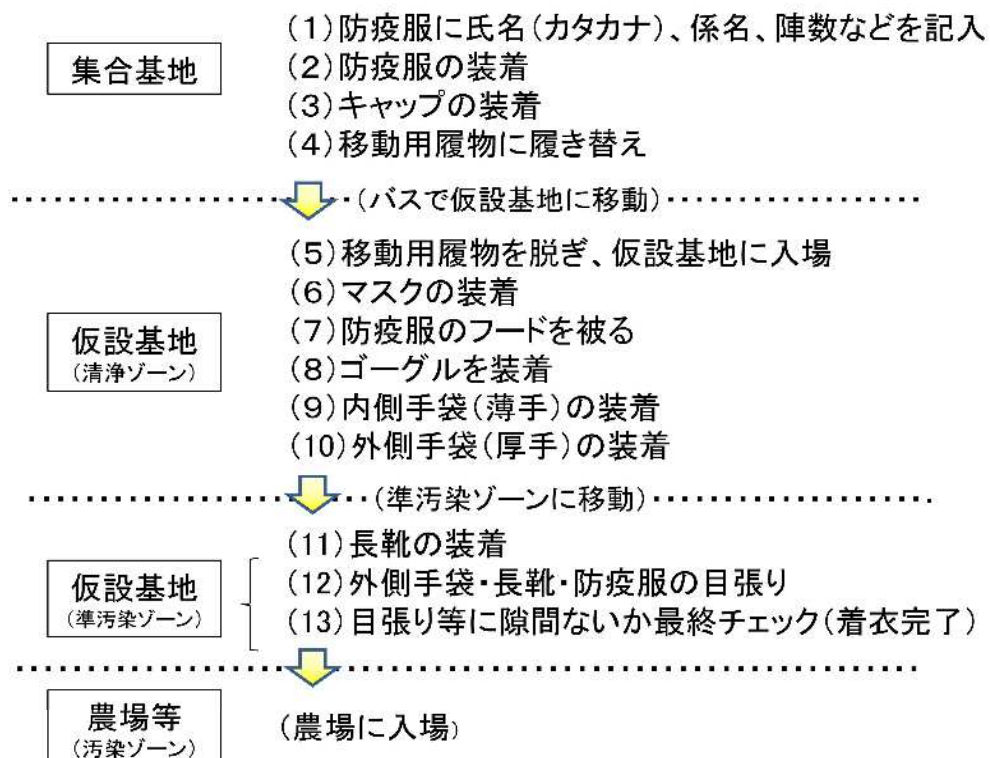
(4) 埋却物の漏出防止対策

埋却地からの埋却物等の漏出を防止するため、埋却溝の掘削開始後も、以下の事項に留意する。

- ① 家畜防疫員は、埋却溝の掘削開始後も、県の農業土木技師及び施工業者と意見交換し、次の②から④までの必要がないか確認すること。
- ② 掘削時に埋却地の土質を確認し、粒径の大きな礫質である場合であって、近隣に河川等がある場合は、埋却処理の手法の検討、又は、埋却処理の中止の検討を行うこと。
- ③ 掘削時に湧水の有無を確認し、湧水があった場合は、埋却処理の手法の検討、又は、埋却処理の中止の検討を行うこと。
- ④ 埋却完了から数日後に、埋却物に由来するガスや液状物が地上に噴出する場合があるため、埋却地の地形や周辺の河川の有無など状況に応じ、埋却地に畦畔等を設置するなど、事前に漏出防止対策を講じること。
- ⑤ 埋却完了から1週間経過するまでの間、毎日、埋却地及びその周辺地の状況を確認すること。
- ⑥ 埋却完了後に漏出等が生じる可能性があるほどの状況変化が生じた場合は、速やかに埋却地の復旧措置、その他必要な対策を行うこと。

6 防疫服、防疫用具の着衣・脱衣の手順
原則、次の手順に従って、着衣・脱衣を行う。

防疫服・防疫用具の着衣等手順



集合基地での着衣手順



仮設基地（清浄ゾーン）での着衣手順



仮設基地入場



マスクの装着



防護服のフードを被る



ゴーグルの装着



内側手袋（薄手）の装着



外側手袋（厚手）の装着

仮設基地（準汚染ゾーン）での着衣手順



長靴装着



防護服の目張り



外側手袋・長靴の目張り



防護服を長靴の外へ

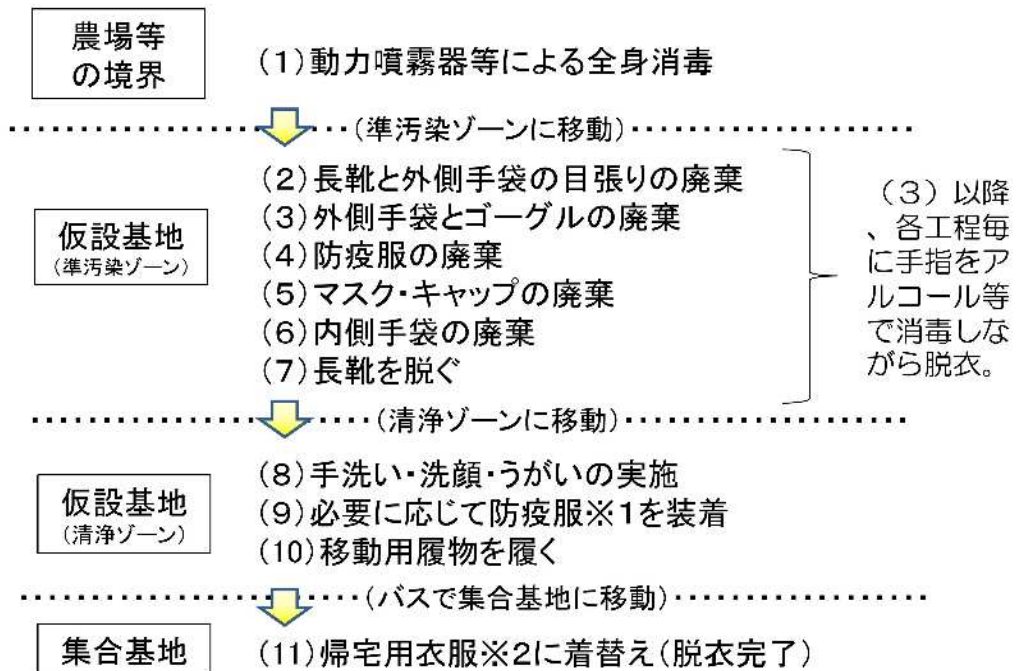


ゆとりを持たせて



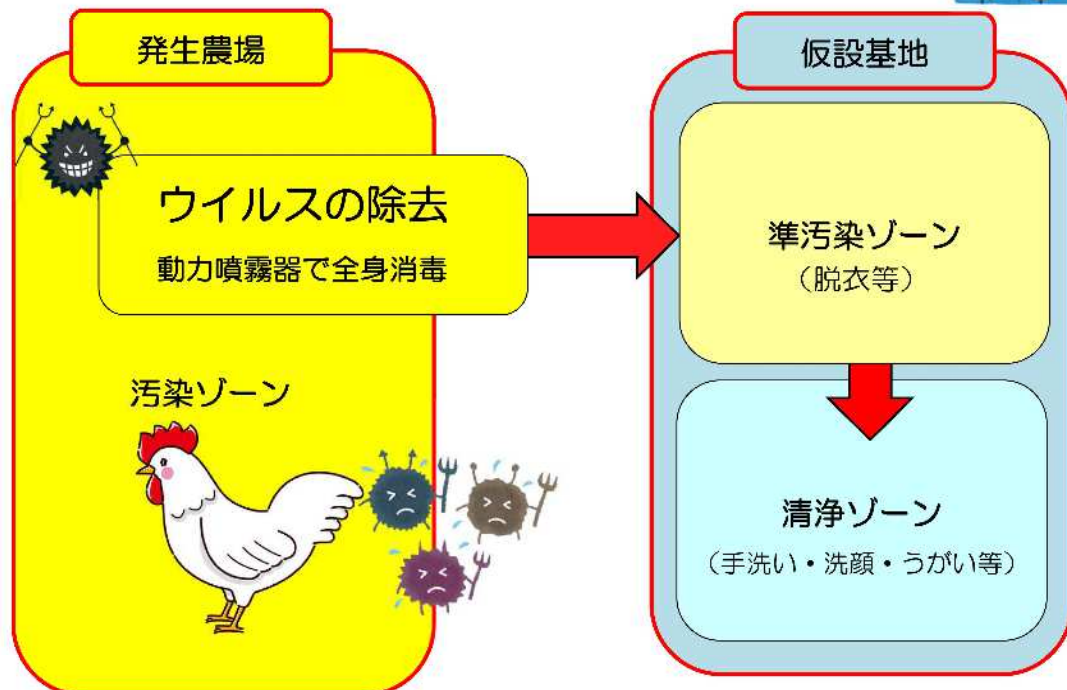
着衣完了

防疫服・防疫用具の脱衣等手順



※1 作業着が汚れた場合など。 ※2 帰宅用衣服は各自で用意・持参。

農場退場時の消毒・脱衣



農場等の境界

農場退場時の消毒・脱衣



動力噴霧器等による全身消毒

準汚染ゾーン

農場退場時の消毒・脱衣



目張りの除去



ゴーグルの廃棄



外側手袋の廃棄

準汚染ゾーン

農場退場時の消毒・脱衣



防疫服の脱衣・廃棄

外面を内側に巻き込む
ようにクルクルと



各工程毎に手指をアルコール等で消毒しながら脱衣。

準汚染ゾーン

農場退場時の消毒・脱衣



マスクの廃棄

キャップの廃棄

各工程毎に手指をアルコール等で消毒しながら脱衣。



※防疫服等の着脱については、現場の保健福祉部職員の指示に従うこと。

第 8 通行の制限又は遮断（法第 15 条）

防疫指針 第 8

- 1 県又は市町村は、動物衛生課と協議の上、本病の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

ただし、第 9 の 1 の（１）の①のア又は（２）の①のアにより、第 9 の 1 の（１）の①のアの移動制限区域を設定しない場合には、必要に応じて発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。

- 2 法に規定されている上限の 72 時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。

- 3 家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号）第 5 条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

【留意事項 46】非商用農場の確認について

家きん飼養羽数 100 羽未満（エミュー及びだちょうにあっては、10 羽未満）の施設であって、疫学調査により当該施設より生きた家きん等（防疫指針第 9 の 4 に掲げるものをいう。以下本項において同じ。）の出荷がないと確認された施設（以下「非商用施設」という。）の判定については、次に掲げる事項を確認の上、動物衛生課と協議する。

- ・ 防疫指針第 4 の 2 の検査時の家きんの飼養羽数が 100 羽未満（エミュー及びだちょうにあっては、10 羽未満）であること。
- ・ 病性等判定日から遡って 21 日目の日から現在までの間に、当該施設から家きん等の移動がないこと。
- ・ 疫学調査により、周辺への感染拡大のおそれがないこと。

【留意事項 47】非商用農場施設における防疫措置について

非商用農場で発生が確認された場合には、原則として、防疫指針第 7 の措置を講じる。ただし、消毒ポイントを設定しないで、当該施設から死体、汚染物品等を移動させる場合には、農場設内において運搬車両を十分に消毒する。

第9 移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域の設定

1 制限区域等の設定

防疫指針 第9の1

県家防課は、動物衛生課から家きんが本病の患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、家きん等の移動及び家きん集合施設の開催等の制限を行うため、病原性に応じて、移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定し、告示を行う。

- ・ 制限の対象：生きた家きん、家きん卵、家きんの死体、家きんの排せつ物等、敷料、飼料、家きん飼養器具
- ・ 移動制限区域：当該区域での対象物の移動を禁止する区域
- ・ 搬出制限区域：当該区域からの対象物の搬出を禁止する区域

（1）高病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域（法第32条）〔資料編 p16〕

ア 県家防課は、第5の2により家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家きん等（4に掲げるものをいう。以下本項、②及び5の（9）において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

なお、非商用農場（飼養羽数が100羽未満（エミュー及びだちょうにあっては、10羽未満）の農場であって、病性等判定日から遡って21日目の日から現在までの間に、当該農場からの家きん等の移動がないことが第12の1の（1）の疫学調査により確認されたものをいう。以下同じ。）で発生が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を設定しないことができるものとする。

イ 県家防課は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、又は、第4の4の（2）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径10km以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、10kmを超えて設定する。

② 搬出制限区域（法第32条）〔資料編 p16〕

県家防課は、原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下、「搬出制限区域」という。）として設定する。

ただし、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から10km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

なお、①のアにより、移動制限区域を設定しない場合には、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域を設定しないことができるものとする。

③ 監視強化区域

県家防課は、原則として、次に掲げる区域（他の農場での高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生を契機として設定された移動制限区域又は搬出制限区域と重複している区域を除く。）について、本病の発生の監視を強化する区域（以下「監視強化区域」という。）として設定する。

ア 3の（1）の②により、搬出制限が解除された区域

イ 3の（1）の①により、移動制限が解除された区域

④ 食鳥処理場で発生した場合

県家防課は、食鳥処理場に所在する家きんが第5の2により高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

ア 当該食鳥処理場を中心として、原則として半径1 km 以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ 当該家きんの出荷元の農場を中心として、原則として①及び②と同様に制限区域を設定する。

（2）低病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域（法第32条）

ア 県家防課は、第5の2により家きんが低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径1 km 以内の区域について、移動制限区域として設定する。

なお、非商用農場で発生が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を設定しないことができるものとする。

イ 県家防課は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、かつ、第4の4の（2）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径5 km 以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、5 km を超えて設定する。

② 搬出制限区域（法第32条）

県家防課は、原則として、発生農場を中心とした半径5 km 以内の移動制限区域に外接する区域について、搬出制限区域として設定する。

ただし、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から5 km 以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

なお、①のアにより、移動制限区域を設定しない場合には、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域を設定しないことができるものとする。

③ 監視強化区域

県家防課は、原則として、次に掲げる区域（他の農場での高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生を契機として設定された移動制限区域又は搬出制限区域と重複している区域を除く。）について、監視強化区

域として設定する。

ア 3の(2)の②により、搬出制限が解除された区域

イ 3の(2)の①により、移動制限が解除された区域

(3) 制限区域等の設定方法

① 制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

② 制限区域が複数の県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該県の間で十分に協議を行う。

③ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

ア 制限区域内の家きんの所有者、市町村及び関係機関への通知

イ 報道機関への公表等を通じた広報

ウ 主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域それぞれとの境界地点での標示

(4) 家きんの所有者への連絡

県は、制限区域及び監視強化区域（以下「制限区域等」という。）の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家きんの所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

(5) 制限区域等内の農場への指導

県は、制限区域等の設定を行った場合は、制限区域等内の全ての家きんの所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、次の①から③までに掲げる異状を確認した場合にあっては、直ちに、その旨を報告するよう求める。また、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡羽数等について制限区域等が解除されるまで報告するよう求める。

ただし、監視強化区域のうち、(1)の③のイの区域及び当該区域に外接する(1)の③のアの区域又は(2)の③のイの区域及び当該区域に外接する(2)の③のアの区域においては、当該報告を省略することができる。

① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

② 家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染家きんが呈する症状を確認した場合

③ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡していること（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）又はまとまってうずくまっていることを確認した場合

【留意事項 48】制限区域等内における指導事項

家畜防疫員は、制限区域及び監視強化区域（以下「制限区域等」という。）内において、次に掲げる者に対し、それぞれ次に定める事項について関係者への指導を行う。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

1 家きんの所有者

（１）法第 52 条の規定に基づく報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

① 死亡家きんの羽数、死亡家きんがいる場合には、①死亡家きんの位置（家きん舎名及びケージ等の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること

② 農場からの出荷状況

③ 農場への導入状況

④ 死亡家きんの周辺家きんの臨床所見

（２）家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。

（３）農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。

（４）家きん舎の出入口、家きん舎周辺及び家きん衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること。

（５）家きん舎内については、本病ウイルスに効果のある消毒薬を用いて消毒すること。

2 獣医師等の畜産関係者

（１）携行する器具及び薬品は、最小限とすること。

（２）農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。

（３）消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること。

（４）車両の農場の敷地内への乗入れを自粛すること。

（５）移動経路を記録し、保存すること。

3 飼料輸送業者・集卵業者

（１）農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。

（２）感染リスクの低い運搬経路を選択すること。

（３）複数の農場を連続して配送又は集卵を行わないこと。

（４）配送経路を記録し、保存すること。

4 家きん取扱業者・廃鶏取扱業者

（１）農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。

（２）感染リスクの低い運搬経路を選択すること。

（３）複数の農場を連続して配送又は集荷を行わないこと。

（４）配送経路を記録し、保存すること。

5 死亡鳥取扱業者

（１）農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。

（２）感染リスクの低い運搬経路を選択すること。

(3) 原則として、農場の出入口で受渡しを行うこと。

(4) 配送経路を記録し、保存すること。

6 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設
車両の消毒を徹底すること。

2 制限区域の変更

防疫指針 第9の2

(1) 制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

(2) 制限区域の縮小

1の(1)の①のア又は1の(2)の①のアの区域を超えて移動制限区域の設定又は拡大を行った場合であって、発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を高病原性鳥インフルエンザの場合は半径3kmまで、低病原性鳥インフルエンザの場合は半径1kmまで縮小することができる。その際、高病原性鳥インフルエンザの場合は、発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域を、低病原性鳥インフルエンザの場合は、発生農場を中心とした半径5km以内の移動制限区域に外接する区域をそれぞれ搬出制限区域として設定する。

3 制限区域等の解除

防疫指針 第9の3

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく家きん舎等の消毒（1回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する第12の2の(2)の清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

イ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過していること。

② 搬出制限区域

①のアで行う第12の2の(2)の清浄性確認検査及び第12の2の(3)の搬出制限区域解除検査により全ての農場で陰性が確認された場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

③ 監視強化区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア 第12の2の(4)の監視強化区域解除検査により全ての農場で陰性が確

認されていること。

イ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 28 日が経過していること。

(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

高病原性鳥インフルエンザの場合と同様に、(1)の①の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

② 搬出制限区域

第 12 の 2 の (1) の発生状況確認検査により制限区域内の全ての農場で陰性が確認された場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

③ 監視強化区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア 第 12 の 2 の (4) の監視強化区域解除検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

イ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 28 日が経過していること。

4 制限の対象

防疫指針 第 9 の 4

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた家きん
- (2) 家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたもの及び病性等判定日から遡って 14 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (3) 家きんの死体
- (4) 家きんの排せつ物等
- (5) 敷料、飼料及び家きん飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）

5 制限の対象外

防疫指針 第 9 の 5

[資料編 p 17]

(1) 移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷

① 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の家きんについて、県は、動物衛生課と協議の上、第 10 の 4 の (1)（食鳥処理場の再開）により事業を再開した制限区域等内の食鳥処理場に出荷させることができる（制限区域等外の食鳥処理場には出荷できない。）。ただし、監視強化区域に出荷させる場合には、第 9 の 1 の (5) の指導が行われている場合に限る。

ア 当該農場について、第 12 の 2 の (1) の発生状況確認検査により陰性が確認されていること。

イ 出荷しようとしている家きん舎の家きんについて、出荷日から遡って 3 日以内に採材した検体が遺伝子検出検査により陰性が確認されていること。

【留意事項 49】家きんの食鳥処理場への出荷のための遺伝子検出検査の検体数

出荷する家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあっては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがいない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に気管スワブを検体として採材する。

② 家きんの移動時には、次の措置を講ずる。

ア 食鳥処理を行う当日に移動させる。

イ 移動前に、臨床的に農場の家きんに異状がないか確認する。

ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ 荷台は、羽毛等の飛散を防止するために、ネット等で覆う。

オ 車両は、他の家きんの飼養場所を含む関連施設に入らない。

カ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク 移動経過を記録し、保管する。

（2）移動制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンター等への出荷

臨床検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の家きん卵（種卵を除く。）について、県は動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の第10の4の（2）（GPセンター等の再開）により事業を再開したGPセンター等又は移動制限区域外にあるGPセンター等に出荷させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

【留意事項 50】制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンター等を経由しない出荷について

制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンター等を経由しない直販所等での販売については、動物衛生課と協議の上、販売前に家きん卵を洗浄・消毒することにより、GPセンター等への出荷とみなすことができる。

（3）移動制限区域内の種卵のふ卵場又は検査等施設（大学、家保等）への出荷と当該種卵から生まれた初生ひなのお荷

① 臨床検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の種卵について、県は、動物衛生課と協議の上、次の要件に該当するふ卵場又は検査等施設に出荷させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ア 移動制限区域内のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

(ア) 第 10 の 4 の (3) (ふ卵場の再開) により事業を再開したこと。

(イ) 移動制限区域内の農場から出荷された種卵から生まれた初生ひな（ふ化後 72 時間以内のひなのことをいう。以下同じ。）を出荷する（出荷先の農場の所在地を問わない。）場合には、次の要件に該当するものであること。

a 当該初生ひなの種卵の出荷元の農場で本病の患畜又は疑似患畜が確認されていないこと。

b ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けており、ロットごとに区分管理されていること。

c 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。

(a) 臨床検査

(b) 当該ふ卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査

【留意事項 51】家きん卵の出荷のための検査の検体数

気管スワブについては、家きん舎ごとに 5 羽（高病原性鳥インフルエンザにあっては、うち 3 羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがいない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に、遺伝子検出検査（PCR 検査又はリアルタイム PCR 検査をいう。以下同じ。）の検体として採材する。血液については、家きん舎ごとに生きた家きん 5 羽を対象に、血清抗体検査の検体として採材する。

【留意事項 52】ふ卵場からの初生ひな（ふ化後 72 時間以内のひなのことをいう。）の出荷のための簡易検査の検体数

1 死ごもり卵を中心に 25 検体を採材すること。

2 5 検体を 1 プールとして、5 プール検体の検査を実施すること。

3 採材に当たっては、異常卵の増加の有無等の臨床検査を確実に行うこと。

イ 移動制限区域外のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

(ア) 第 10 の 4 の (3) の①（ふ卵場の再開）の要件のいずれにも該当すること及び第 10 の 4 の (3) の②の事項を遵守していることを家畜防疫員が確認したこと。

(イ) アの (イ) に該当すること。

ウ 移動制限区域内又は移動制限区域外の検査等施設で次の要件のいずれにも該当するものであること。

- (ア) 移動制限区域内の農場から出荷された種卵をふ化させないこと。
 - (イ) 施設の管理責任者、施設の所在地、施設における種卵の使用目的及び使用後のウイルスの不活化に適した処理方法が県によって把握されていること。
- ② ①の種卵から生まれた初生ひなを制限区域内のふ卵場から出荷する場合（出荷先の農場の所在地を問わない。）及び移動制限区域内の農場に出荷する場合（出荷元のふ卵場の所在地を問わない。）には、次の措置を講ずる。
- ア 密閉車両を用いる。
 - イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - エ 移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
 - オ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類〔別記様式 6、様式編 p19〕を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - キ 移動経過を記録し、保管する。
- (4) 移動制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）の出荷**
- 第 10 の 4 の (3)（ふ卵場の再開）により事業を再開した移動制限区域内のふ卵場の初生ひなであって移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものについて、県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は移動制限区域外の農場に出荷させることができる。この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。
- ① 密閉車両を用いる。
 - ② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ④ 移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
 - ⑤ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類〔別記様式 6、様式編 p19〕を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ⑦ 移動経過を記録し、保管する。
- (5) 搬出制限区域内の家きん、家きん卵（種卵を含む。）及び初生ひなの食鳥処理場、GPセンター等、ふ卵場、農場、検査等施設への出荷**
- ① 家きん

搬出制限区域内の農場の家きんについて、県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外（移動制限区域でも搬出制限区域でもない区域）の食鳥処理場に出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に

消毒する。

② 家きん卵（種卵を含む。）

搬出制限区域内の農場の家きん卵について、県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外のGPセンター等、ふ卵場又は検査等施設（（３）の①のウに該当するものに限る。）に出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

③ 初生ひな

搬出制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）について、県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外の農場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するとともに、移動制限区域内の農場に出荷する場合には、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

ウ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

エ 移動経過を記録し、保管する。

（６）制限区域外の家きん、家きん卵（種卵を含む。）及び初生ひなの食鳥処理場、GPセンター等、ふ卵場、農場、検査等施設への出荷

① 家きん

制限区域外の家きんについて、県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の食鳥処理場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

② 家きん卵（種卵を含む。）

制限区域外の家きん卵（種卵を含む。）について、県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内のGPセンター等、ふ卵場又は検査等施設（（３）の①のウに該当するものに限る。）に他の農場等を経由しないで出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

③ 初生ひな

制限区域外の家きん卵の初生ひな（移動制限区域外の家きん卵から生まれたものに限る。）について、県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

- イ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ウ 移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- エ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- オ 移動経過を記録し、保管する。

(7) 制限区域内の家きんの死体等の処分のための移動

- ① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家きんに臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家きんの死体、家きんの排せつ物等、敷料、飼料等について、県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。
- ② 移動時には、次の措置を講ずる。
 - ア 原則として、密閉車両又は密閉容器等を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
 - イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - エ 複数の農場を連続して配送しないようにする。
 - オ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
 - カ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類〔別記様式 6、様式編 p19〕を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ク 移動経過を記録し、保管する。
- ③ 焼却、化製処理又は消毒を行う場合には、次の措置を講ずる。
 - ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等体液等の飛散のないように措置を講ずる。
 - イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - ウ 焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

【留意事項 53】制限の対象外となっていることを証明する書類

消毒ポイント等で提示することとなっている、制限の対象外となっている旨を証明する書類は、別記様式 6 により作成する。

(8) 制限区域外の家きんの死体等の処分のための移動

制限区域外の農場の家きんの死体、家きんの排せつ物等、敷料、飼料等について、県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動

前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(7)の③の措置を講ずる。

(9) 制限区域外の家きん等の通過

制限区域外の農場の家きん等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、食鳥処理場等の目的地に移動させることができない場合には、県は、動物衛生課と協議の上、制限区域内を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(10) 異状発見時の措置

上記の移動制限の対象外となり、家きん、家きん卵又は初生ひなの移動元の農場若しくはふ卵場又は移動先の農場若しくはふ卵場に、1の(5)の①から③までのいずれかの異状が認められた場合のほか、移動の際に必要な措置が講じられていないことが判明した場合、移動制限区域内の複数の農場において本病の発生が継続する場合等、動物衛生課が特に必要と認めた場合には、直ちに、家きん、家きん卵及び初生ひなの移動を禁止し、当分の間、(1)から(4)までの協議を見合わせる。

当該禁止は、必要に応じて、小委の委員等の専門家の意見を聴きつつ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザによる症状でないことが明らかとなるまで、又はその他の移動を禁止する事情に対して必要な措置が講じられるまでの間継続する。

6 必要書類等

(1) 申請者（家きん所有者等）から県への提出書類

- ① 対象外協議書 [様式編 P16～17]
- ② 消毒ポイントを含む運搬ルートを記した地図（必要に応じて）
- ③ 対象者リスト（必要に応じて）

(2) 県から国への提出書類

- ① 動物衛生課への協議文書 [様式編 P18]
- ② (1)の②と同じ
- ③ (1)の③と同じ

(3) 県から申請者への交付書類

移動制限除外証明書 [別記様式 6、様式編 P19]

第 10 家きん集合施設の開催等の制限等（法第 26 条、第 33 条及び第 34 条）

防疫指針 第 10

1 移動制限区域内の制限

（１）県は、動物衛生課との協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

- ① 食鳥処理場（食肉加工場を除く。）における食鳥処理
- ② ＧＰセンター等
- ③ ふ卵場
- ④ 品評会等の家きんを集合させる催物

（２）県は、移動制限区域内の食鳥処理場、化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させるものとする。

【留意事項 54】家きん集合施設の消毒の実施期間

原則として、移動制限区域の解除を目安とする。

【留意事項 55】移動制限区域内の制限の対象となる業務

- ・食鳥処理場：新たな家きんの受入
- ・ＧＰセンター：新たな食用卵の受入（ただし、家きん舎の集卵ベルトとラインが直結しているようなＧＰセンターにおける併設家きん舎からの受入については除く。）
- ・液卵加工場：新たな食用卵の受入（農場からＧＰセンターを経由せず直接原卵を搬入している場合及びＧＰセンターにおいて洗卵・消毒の処理をせずに搬入している場合に限る。ただし、家畜防疫員が立入検査により、防疫指針第 10 の 4 の（２）に示す要件を満たし、遵守されていることが確認できる場合は、動物衛生課と協議の上、発生時に当該要件を満たしていることを再度確認した上で、制限の対象外とすることができる。なお、当該協議については別記様式 9 により行うとともに、毎年 5 月から 9 月末まで 1 回は立入検査により当該状況を確認すること。）
- ・ふ卵場：新たな種卵の受入（ふ卵業務は継続することができるが、ふ化した初生ひなの出荷は移動制限の対象。）

2 搬出制限区域内の制限

県は、動物衛生課との協議の上、搬出制限区域内における品評会等の家きんを集合させる催物の開催を停止する。

3 汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場の制限

県は、動物衛生課と協議の上、汚染物品に該当する種卵が搬入されていることが判明したふ卵場に対し、新たな種卵の受入れの停止、初生ひなの出荷一時停止等の必要な措置を指示する。

また、県は、当該ふ卵場が4の(3)の再開の要件を満たすことを確認し、当該ふ卵場内の汚染物品となる全ての種卵の隔離又は処分が完了した場合、動物衛生課と協議の上、種卵の受入れの停止及び初生ひなの出荷一時停止を解除することができる。

なお、出荷を一時停止している期間において、当該ふ卵場内にある種卵（汚染物品となるものを除く。）から生まれる初生ひなについては、第9の5の(3)の①のアの(イ)のcに準じた出荷時の検査により陰性を確認することで、動物衛生課と協議の上、出荷させることができる。

4 制限の対象外

(1) 食鳥処理場の再開

① 再開の要件

移動制限区域内の食鳥処理場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、食鳥処理場で本病が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。

ウ 定期的に清掃・消毒をしていること。

エ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

オ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

② 再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 作業従事者が食鳥処理場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

ウ 家きんの搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。

エ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、搬入時に食鳥処理場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該家きんを搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。

オ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちに食鳥処理を行うこと。

カ 搬入した家きんについて、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき、食鳥処理を行うことが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。

キ 出荷カゴ等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒すると

もに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。

ク 搬入した家きんは、農場ごとに区分管理すること。

ケ 家きん及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

(2) GPセンター等の再開

① 再開の要件

移動制限区域内のGPセンター等について、次の要件のいずれにも該当する場合には、県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 原卵と製品が接触しない構造になっていること。

ウ 野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。

エ 定期的に清掃・消毒をしていること。

オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

② 再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

イ 家きん卵の収集は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場には立ち寄らないこと。

ウ GPセンター等の関係者が当該GPセンター等に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

エ トレー等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。

オ 搬入した家きん卵は、農場ごとに区分管理すること。

カ 家きん卵及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

(3) ふ卵場の再開

① 再開の要件

移動制限区域内のふ卵場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しない構造であること。

ウ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。

エ 定期的に清掃・消毒をしていること。

オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

② 再開後の遵守事項

再開後は、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

- ア 第9の5の(3)又は(4)により出荷が認められるまで、初生ひなを出荷しないこと。
- イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- ウ ふ卵場の関係者が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- エ ハッチャー等の器具は、使用前後に消毒すること。
- オ コンテナ、トレイ等は、使用前後に消毒するとともに、害虫、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。
- カ ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しないようにすること。
- キ 搬入する種卵は、入卵時及びふ卵中に少なくとも1回ホルマリン燻蒸等により消毒すること。
- ク 初生ひなの出荷は、農場ごとに行うこと。
- ケ ふ卵に伴う残存物等（卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等）は、焼却又は消毒後廃棄等により、適切に処理すること。
- コ 種卵及び初生ひなの搬出入に関する記録を作成し、保存すること。
- (4) 県は、(1)から(3)までに基づき事業を再開した施設において、遵守事項が遵守されていないことを確認した場合には、当該施設における事業の実施を再度停止する。

【留意事項 56】家きん等の集合を伴わない催物等に関する事項

家きん等の集合を伴わない催物等については、発生農場を中心に徹底した消毒を行うことにより、本病のまん延防止を図ることが可能であることから、都道府県は、必要に応じた消毒の実施等を条件に開催可能であること等を周知及び指導する。また、本病が発生している地域から催物等に参加する者がその参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

5 必要書類等

- (1) 申請者（施設管理者等）から県への提出書類
 - ① 対象外協議書〔様式編 P20〕
 - ② その他の再開要件の確認事項に関する書類（必要に応じて）
- (2) 県から国への提出書類
 - ① 動物衛生課への協議文書〔別記様式 9、様式編 P21〕
 - ② (1)の②と同じ
- (3) 県から申請者への交付書類
 - 開催等の制限除外証明書〔様式編 P22〕

第 11 消毒ポイントの設置（法第 28 条の 2）

1 消毒ポイントの設置

防疫指針 第 11 の 1

県は、第 5 の 2 により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。

ただし、防疫指針の第 9 の 1 の（１）の①のア又は（２）の①のアにより、移動制限区域を設定しない場合には、必要に応じて消毒ポイントを設置する。

（１）県対策本部の対応

- ① 制限区域・消毒ポイントの設置場所の決定
- ② 委託業者との調整（雇用人員、必要資材等の確保）
- ③ 消毒ポイントに係る周知

（２）家保の対応

- ① 制限区域・消毒ポイント設置に係る助言
- ② 消毒ポイントで使用する消毒薬に係る使用上の注意点等の指導・助言
- ③ 消毒ポイントに係る防疫資材の確保に係る協力

（３）地域振興局・支庁の対応

- ① 消毒ポイント候補地の選定
- ② 消毒ポイントの管理・運営
- ③ 消毒ポイントにおける作業と人員の派遣
- ④ 消毒ポイントに係る防疫資材の確保
- ⑤ 通行制限及び消毒ポイント設置に係る道路使用の調整
- ⑥ 道路占用及び道路使用許可申請の手続
- ⑦ 通行車両の記録、証明書の発行
- ⑧ 車両消毒実施状況の集計

（４）市町村等の対応

- ① 制限区域・消毒ポイント設置に係る助言
- ② 消毒ポイントにおける作業と人員の派遣に係る協力
- ③ 消毒ポイントに使用する水源及び電力確保に係る協力
- ④ 消毒ポイントに係る防疫資材の確保に係る協力

消毒ポイント設置手順

【簡易検査陽性】
県家畜防疫対策課
県畜産振興課より
協力依頼

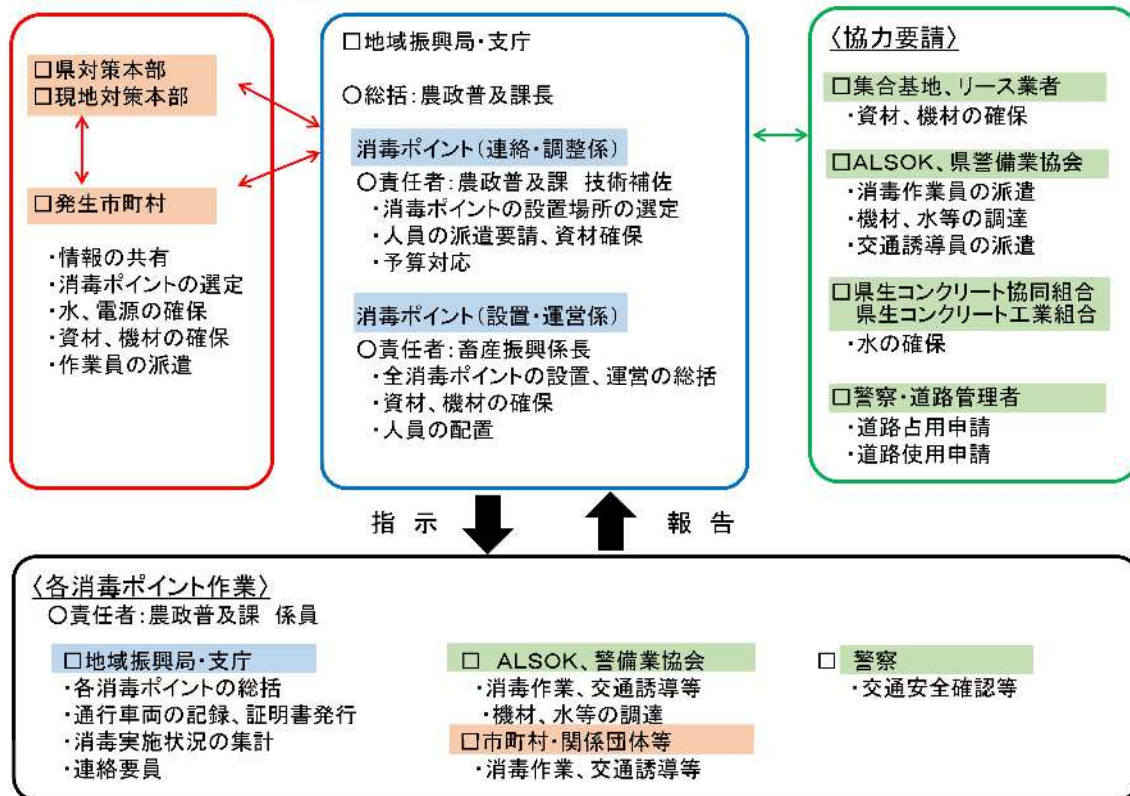


【疑似患畜決定】

消毒作業開始

優先度	作業	詳細
1番目	資材発注	消毒ポイント必要物品表に基づき手配 ※記載されていないものについても必要に応じて準備する
	作業員手配	振興局、市町村 ALSOK熊本支社、(一社)鹿児島県警備業協会との協定締結あり 消毒作業員・交通誘導員等
	・道路占用許可申請 ・道路使用許可申請 に係る手続き	所管する警察署と協議し、消毒場所の交通上の安全性や徐行看板の位置等を確認してもらい、許可申請を提出する、 所定の様式、配置図の提出も必要 消毒ポイントが決定した時点で警察署に連絡(畜産振興係) ※状況に応じて協議の上、県警察等に交通規制、警戒を依頼
優先度	作業	詳細
2番目	消毒用の水確保	1か所2トン貯留程度のタンクを準備し、定期的に補給する市町村(ALSOK熊本支社)と十分連携をとること ・水の提供については、県内の生コンクリート協同組合等に協力依頼
優先度	作業	詳細
3番目	消毒マット敷設等手配 (必要に応じて)	(道路へ消毒マットの敷設や消毒帯を設置する場合)マットについては、 マットを直接紙で打ち込み、消毒薬をまき車両のタイヤ消毒を行う徐行させるため、マット手前にビタリング(簡易式体感マット)を複数置くこと。消毒帯については、直接路上に散布する。 無人の消毒ポイントの場合、消毒実施の掲示で周知すること
管理運営		
1. 燃料の補給(ガソリンスタンド依頼)、資材の補充等 2. 給水 3. 簡易トイレの汲取り等		

消毒ポイント運営体制



2 消毒ポイントの選定

防疫指針 第11の2

具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場から概ね半径1kmの範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所を選定する。また、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。

- ・道路網の状況
- ・一般車両の通行量
- ・畜産関係車両の通行量
- ・山、河川等による地域の区分

(1) 消毒ポイントの設置条件

- ① 大型車両の引き込み及び停車が可能であり、機材などを設置するスペースを有する場所であること。
- ② 車両の出入りに、視界が確保できること。
- ③ 交通渋滞を引き起こさない場所であること。
- ④ 作業によって発生する可能性のある騒音・水質汚濁など、周辺の環境（住宅・河川等）に影響のない場所であること。

(2) 消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントは原則、(1)の条件を満たす、次の場所に設置する。

- ① 発生農場周辺（当該農場からおおむね半径1kmの範囲内）の主要な幹線道路
- ② 移動制限区域の境界その周辺の主要な幹線道路
- ③ 搬出制限区域の境界その周辺の主要な幹線道路
- ④ 移動及び搬出制限区域内の高速道路のインターチェンジ付近

※ 高速道路のインターチェンジは、道路管理者である高速道路株式会社（NEXCO）や国土交通省、管轄する警察署に協力要請を行い、必要に応じて、道路使用許可申請等、必要な書類を提出する。

【消毒ポイント設置場所の一例】



3 消毒ポイントの設置、運営

防疫指針 第11の3

消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効果的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、県は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき、複数か所設置する等の措置を講じる。

[資料編P19～20]

(1) 道路の使用について

地域振興局・支庁は管轄警察署及び道路管理者に、道路使用許可申請又は、道路占用許可申請等〔様式編P23～25〕の必要な書類を提出する。また、警察官等に設置現場を確認してもらい、各種看板の設置や交通誘導員の配置等について指導を受ける。

(2) 資材の搬入

地域振興局の担当者は、消毒ポイント必要物品表〔資料編P18〕を参考に、集合基地やリース業者、委託業者等から、機材・資材や消毒に用いる水等の調達を行う。また、運営に必要な機材のレンタル契約や資材の購入を行い、速やかに消毒ポイントに配置されるよう手配する。コンテナハウスや簡易トイレの搬入・設置は、現地で立ち会い指示を行う。

(3) 人員の配置

地域振興局の担当者は、各消毒ポイントの運営に必要な人員を配置するとともに、車両の誘導や消毒作業を行う業者の手配を行う。なお、消毒ポイントの作業については、防疫協定により業務委託することになっているが、業者が到着するまでの期間や業者の手配が困難な場合は、車両の誘導及び消毒作業も地域振興局や市町村、関係団体等が協力し実施する。

消毒ポイントにおける防疫作業の初動時は、必要最低限の人員と資材で、速やかに消毒を開始する。

4 消毒ポイントの作業

消毒ポイントは、病性決定後速やかに稼働できるように準備し、発生日より制限区域が解除されるまで24時間3交替制（8時間交替）で作業を実施する。

(1) 人員配置（1消毒ポイントあたりの目安）

記録総括係・・・・・・・・・・2名（県、業者等：2名）

車両誘導係・・・・・・・・・・2名（県、市町村、業者等：2名）

車両消毒係・・・・・・・・・・2名（県、市町村、業者等：2名）

計・・・・・・・・・・6名（8時間交替）

※ 1消毒ポイントあたりの人員については、交通量等の状況に応じ変更する場合がある。また、状況に応じて協議の上、県警察等に交通規制、警戒を依頼する。

(2) 各係作業内容

- ① 記録総括係：通行車両の記録、証明書の発行、資材等の調達
- ② 車両誘導係：消毒ポイントへの車両の誘導
- ③ 車両消毒係：車両の消毒

(3) 対象

- ① 畜産関係車両
- ② 一般車両

(4) 作業手順（畜産関係車両の場合）

- ① 車両誘導係は車両等を消毒ポイント（消毒マットを含む。）まで安全に留意して誘導。
- ② 記録総括係は車両ナンバー等を確認し、「車両消毒記録表」〔様式編P27〕に記録。
- ③ 車両消毒係が車両消毒の実施。
- ④ 消毒終了後「車両消毒済証明書」〔様式編P28〕を発行。
- ⑤ 記録総括係は、1日の車両消毒台数を取りまとめ、地域振興局・支庁に報告
- ⑥ 報告を受けた地域振興局・支庁は、各消毒ポイント分を取りまとめ県振興課に報告。
- ⑦ 車両消毒マットが配備されている場合は、随時消毒薬を補充。
- ⑧ 地域振興局・支庁は、必要に応じて防疫資材の補充や、施設の補修等を実施。

※ 一般車両の消毒

必要に応じ、車道への車両用踏込消毒槽や消毒マットの設置などにより消毒を実施する。

※ 自主消毒ポイント

市町村等が、制限区域に係る消毒ポイント以外に、本病のまん延及び侵入防止の観点から必要と判断した場合は、関係機関と協議の上、自主的な消毒ポイントを設置することができる。

※ 公共施設等における消毒

県は、本病の発生の状況及び発生のリスクの程度を踏まえつつ、公共施設、各種イベント、ホテル、ゴルフ場等の多数の者が集合する施設等について、消毒設備を自主的に設置するよう、指導する。

【留意事項 57】 車両消毒等に関する事項

都道府県は、車両消毒等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

1 消毒ポイントによる消毒

(1) 消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案すること。

(2) 消毒の実施に係る記録

消毒ポイントにおいて車両消毒を実施した場合は、移動先で消毒を実施

した旨を確認できるよう証明書を発行し、これを当該車両とともに携行するよう指導するとともに、都道府県においても実施した車両を特定できるよう記録し、これを保管すること。

2 消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消毒）により行う。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置すること。

（１）畜産関係車両

車両の消毒は、車体を腐食しにくい逆性石けん液、消石灰等を用いることとし、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ回りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒すること。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意するとともに、運転手の手指の消毒及び靴底消毒を徹底すること。

（２）一般車両

少なくとも、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施すること。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換すること。

3 消毒ポイントの設置期間

原則として、制限区域の解除を目安とする。

4 正確な情報提供・指導

発生都道府県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生都道府県の車両の出入りが制限されることがないように、正確な情報提供・指導を行うこと。

【留意事項 58】発生農場周辺の消毒の徹底

発生農場周辺の消毒を徹底するため、消毒ポイントの設置による車両等の消毒のほか、必要に応じて散水車等を活用した発生農場周辺の地域全体の面的な消毒を行うことを検討する。

第 12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 疫学調査

防疫指針 第 12 の 1

(1) 調査の実施方法

県は、第 4 の 4 の (2) による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染したおそれのある家きん（以下「疫学関連家きん」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

(2) 疫学関連家きん

① 高病原性鳥インフルエンザの場合

(1) の調査の結果、次のアからエまでのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第 32 条第 1 項の規定に基づき移動を禁止する。疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行うとともに、法第 52 条に基づき、毎日、当日の死亡羽数等の報告を求め、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14 日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行う。

ア 病性等判定日から遡って 8 日以上 21 日以内に患畜と接触した家きん

イ 病性等判定日から遡って 8 日以上 21 日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家きん

ウ 第 5 の 2 の (1) の②のオ及びカに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

エ その他、病性等判定日から遡って 21 日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から 7 日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の家きんや車両が食鳥処理場等において発生農場からの出荷家きんや車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある家きんが飼養されている当該他の農場の家きん

② 低病原性鳥インフルエンザの場合

(1) の調査の結果、次のアからエまでのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第 32 条第 1 項の規定に基づき移動を禁止する。疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行い、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14 日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び血清抗体検査を行う。

ア 病性等判定日から遡って 8 日以上 180 日以内に患畜と接触した家きん

イ 病性等判定日から遡って 8 日以上 180 日以内に疑似患畜と接触した家きん

ウ 第 5 の 2 の (2) の②のキ及びクに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

エ その他、病性等判定日から遡って 180 日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から 7 日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の家きんや車両が食鳥処理場等に

において発生農場からの出荷家きんや車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患者となるおそれがある家きんが飼養されている当該他の農場の家きん

【留意事項 59】疫学調査に関する事項

- 1 都道府県は、家きん、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問前後の行動歴を含む。）その他本病ウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行うこと。
- 2 このため、都道府県は、農場所所有者、関連事業者その他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日頃から、複数の農場等に出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理するよう指導すること。
- 3 都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該他の都道府県畜産主務課に連絡すること。連絡を受けた都道府県の畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行うこと。
- 4 農場等への立入検査及び報告徴求は、法第 51 条第 1 項及び第 52 条第 1 項の規定に基づき実施する。報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、この他に必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。
 - （1）特定症状の有無
 - （2）死亡家きんの羽数、死亡家きんがいる場合には、①死亡家きんの位置（家きん舎名及びケージ等の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
 - （3）農場からの出荷状況
 - （4）農場への導入状況
 - （5）死亡家きんの周辺家きんの臨床所見

【留意事項 60】疫学調査に関する実施項目

本病の感染経路をあらゆる面から検証するため、以下を参考に、関係者からの聴取り調査等を実施し、疫学情報の収集を行う。なお、感染経路の究明のために行う検体の採取に当たっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況や発生状況に応じて、動物衛生課と協議して決定する。

- 1 調査対象
 - （1）発生農場
 - （2）発生農場と疫学関連のある農場及び畜産関係施設（種鶏場、ふ卵場、GP センター等、食鳥処理場、飼料工場、飼料・敷料販売先、農協等）
 - （3）発生農場周辺の水きん類の飛来している池等
- 2 調査事項
 - （1）河川、池、湖沼、ダム、山、湿地、道路、田畑、野鳥飛来地などの状況及

び農場との位置関係

- (2) 気温、湿度、天候、風量・風向等
- (3) 家きん運搬車両、廃鶏運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入等の車両や運搬物資の動き
- (4) 農場所有者及び従業員、管理獣医師、飼料・敷料販売者、資材販売者、薬品業者、畜産関係者（農協職員等）、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野鳥等との接触の有無を含む。）
- (5) 野鳥、ねずみ、いたち等の野生動物、はえ、ごきぶり等の衛生害虫の分布、侵入及び接触機会の有無
- (6) 家きん舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策、給餌方法、給水方法（給与水の消毒を含む。）、機器・設備の他農場との共有の有無など

3 ウイルス分離検査及び抗体保有状況調査

下記のことを、必要に応じて検査を実施する。なお、以下の検査で陽性となった場合については、直ちに動物衛生課に連絡すること。

- (1) 野 鳥： 猟友会等の協力、捕獲器等により発生地周辺の野鳥を捕獲して採材する。また、発生農場周辺で発見された死亡野鳥についても検査を実施する。
- (2) 野生動物： 捕獲器等により発生農場周辺のねずみ、いたち等を捕獲して採材する。
- (3) 豚： 発生地を中心とした半径5km 周辺の豚飼養農場を抽出し、農場当たり10頭程度の検査を実施する。

【留意事項 61】疫学関連農場における移動制限について

- 1 疫学関連家きんの移動制限については、原則として患畜又は疑似患畜と接触後14日を経過した後に実施する検査の結果が陰性となった場合、動物衛生課と協議の上、解除することができる。
- 2 1にかかわらず、次の要件のいずれにも該当する疫学関連家きん（制限区域等内のものに限る。）について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、防疫指針第10の4の(1)により事業を再開した制限区域等内の食鳥処理場に出荷させることができる（制限区域等外の食鳥処理場には出荷できない。）。なお、疫学関連家きん以外の移動制限については、動物衛生課と協議の上、対象物及び制限期間を決める。
 - ア 当該農場について、防疫指針第12の1の(2)の検査により陰性が確認されていること。
 - イ 出荷しようとしている家きん舎の家きんについて、出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検出検査により陰性が確認されていること。

【留意事項 62】疫学関連家きんにおける簡易検査及び血清抗体検査の検体数

疫学関連家きんを対象とした簡易検査及び血清抗体検査における検体数については、当該家きんが飼養されている家きん舎ごとに5羽とする。

【留意事項 63】あひる及びほろほろ鳥が高病原性鳥インフルエンザの疫学関連家きんと判定された場合の移動制限解除のための検査について

移動制限解除の検査については、防疫指針第12の1の(2)の②に準拠した臨床検査、簡易検査及び血清抗体検査を実施する。また、当該疫学関連家きんを対象とした簡易検査及び血清抗体検査の検体数については、家きん舎ごとに10羽とする。

2 制限区域内等の周辺農場の検査

防疫指針 第12の2

(1) 発生状況確認検査

家畜防疫員は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める農場（家きんを100羽以上飼養する農場（エミュー及びだちょうにあっては、10羽以上飼養する農場）に限る。）への立ち入り等により、臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合には簡易検査を行う。

① 高病原性鳥インフルエンザの場合

移動制限区域内の農場

② 低病原性鳥インフルエンザの場合

制限区域内の農場

(2) 清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、(1)と同様の検査を行う。

(3) 搬出制限区域解除検査

搬出制限区域内における清浄性を確認するため、高病原性鳥インフルエンザの発生の場合にあっては、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、搬出制限区域内の農家戸数に応じて、95%の信頼度で30%の感染を検出できる数を対象として、臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合には簡易検査を行う。

(4) 監視強化区域解除検査

監視強化区域内における清浄性の維持を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後28日が経過した後に、監視強化区域内の農家戸数に応じて、95%の信頼度で30%の感染を検出できる数を対象として、(3)と同様の検査を行う。

【留意事項 64】発生状況確認検査、清浄性確認検査、搬出制限区域解除検査及び監視強化区域解除検査の方法

- 1 都道府県は、対象農場に対して死亡率の増加、産卵率の低下等の異常の有無を確認するなどの臨床検査を実施する。なお、当該検査については、電話やオンライン会議システムを活用できる。
- 2 1の結果、異状が認められた場合には、防疫指針第4の2の措置を講じる。
- 3 搬出制限解除検査及び監視強化区域解除検査の対象農場の選定に当たっては、飼養羽数100羽以上（エミュー及びだちょうにあっては、10羽以上）の農場を対象に、95%の信頼度で30%の感染を検出できる数の検査農場を、下表を参考に選定する。

母集団	標本数
1～19 戸	6 戸
20～29 戸	7 戸
30～99 戸	8 戸
100 戸以上	9 戸

【留意事項 65】発生状況確認検査の実施を省略できる場合

防疫指針第12の2の（1）の①の発生状況確認検査について、密集地域の複数の農場で短期間（7日程度）に発生が続発し、防疫措置及び疫学調査に支障が生じる場合には、既に発生状況確認検査が実施され、報告徴求により異状のないことが確認されている農場については、小委等の専門家の意見を踏まえ、動物衛生課と協議の上、新たな検査の実施を省略することが可能である。

（5）検査基地

制限の対象外に係る検査等のため採取した検体について、数や内容の確認等を行うための場所。発生市町村内の公共施設等に設置する。

（6）検査における対応等

① 県対策本部の対応

- ア 対象農場の確認
- イ 対象農場を管轄する家保が複数に及ぶ場合は該当する家保への連絡
- ウ 食肉衛生検査所、獣医師会、農水省等へ獣医師の動員要請
- エ 動物衛生課への農場リストの送付（制限の対象外に係る検査等を実施し、農林水産省への報告等が必要な場合）

② 現地対策本部（検査基地班）の対応

- ア 検査対象農場のリストアップ

- イ 対象農場・生産者団体への連絡
- ウ 検査基地（公共施設等）の確保要請
- エ 資材の準備
- オ 市町村・生産者団体に対し、案内員の動員及び車両提供を要請
- カ 班編成、行程の作成
- キ 検体確認及び送付
- ③ 生産者団体の対応
 - ア 検査のための行程案の作成に係る助言
 - イ 案内人の確保
 - ウ 車両の確保
- ④ 市町村の対応
 - ア 案内人の確保（必要に応じて）
 - イ 車両の確保（必要に応じて）
 - ウ 検査基地（集合基地とは別の公共施設等）の提供
 - エ 検査基地における車両消毒の協力
- ⑤ 家畜防疫員の対応

家畜防疫員は対象農場に立ち入り後、臨床検査を行い、検査基地班マニュアルに基づき、採材を実施する。なお、臨床症状等に異状が認められた場合は、直ちに現地対策本部に連絡し、第４の３に準じた検査を行う。

３ １の（２）又は２の（１）及び（２）の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

防疫指針 第１２の３

- （１）１の（２）の検査で異状又は陽性が確認された場合、県は、第４の３に準じた検査を行い、農林水産省は第５の判定を行う。さらに、２の検査で陽性が確認された場合、農林水産省は第５の判定を行う。
- （２）農林水産省は、１の調査及び２の（１）及び（２）の検査の結果並びに（１）において行う第５の２の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。

４ 検査員の遵守事項

防疫指針 第１２の４

- １の調査及び２の（１）及び（２）の検査を行う者は、次の事項を遵守する。
- （１）発生農場の防疫措置に従事した日から少なくとも７日を経過していない者は、１の調査及び２の（１）及び（２）の検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を３日まで短縮できるものとする。
- （２）当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。
- （３）帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- （４）立ち入った農場の家きんについて１の（２）又は２の（１）及び（２）の検査

で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家きんが患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

5 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

防疫指針 第12の5

- (1) 県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第1の2の(2)によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導等の結果等により、制限区域内を中心に家きんを飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。
- (2) 県は、(1)の結果、家きんの所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ本病がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該家きんの所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。
 - ① 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾患の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
 - ② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾患の病原体の拡散の防止の方法に関する事項
- (3) 県は、(2)の勧告を受けた家きんの所有者が、当該勧告に従わない場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

第 13 緊急ワクチン（法第 31 条第 1 項）

防疫指針 第 13

本項の内容は防疫指針第 13 を参照とする。

別記様式 7 [様式編 P 29]、別記様式 8 [様式編 P 30]

第 14 消毒等（法第 9 条又は 30 条による消毒及びねずみ駆除等）

県は、本病の発生予防及びまん延防止の観点から、発生農場以外の家きん飼養農場での、消毒及びねずみ駆除等の実施を命ずることがある。また、県は、国内又は県内での本病の発生状況を踏まえて、必要に応じて、消毒に必要な消石灰等の消毒薬を手配し、関係業者（薬品会社や輸送業者等）等と協力して対象農場へ配付する。消毒薬の配付に当たっては、車両の消毒を徹底する等、病原体が拡散しないように十分留意して行う。

1 役割分担

（１）県対策本部の対応

- ① 消毒及びねずみ駆除実施に係る周知（告示等）
- ② 消毒薬等の確保と対象農場の決定
- ③ 対象農場（系列）への消毒薬等の配付方法の調整
- ④ 各農場（系列以外）への配付予定等の連絡
- ⑤ 関係業者との連絡調整
- ⑥ 消毒薬等の関係書類事務
- ⑦ 状況に応じて、地域振興局・支庁、市町村の協力を求める。

（２）家保等の対応

- ① 対象農場のリストアップ
- ② 対象農場（系列以外）への消毒薬等の配付方法の調整
- ③ 各農場（系列以外）への配付予定等の連絡
- ④ 消毒薬等の受領書の確認及びとりまとめ
- ⑤ 状況に応じて、地域振興局・支庁、市町村の協力を求める。

2 消毒薬等の選択

効果的な消毒薬等を選択する。消毒薬については、鳥インフルエンザウイルスに有効な、逆性石けん液、アルデヒド製剤、塩素系製剤、アルコール製剤、消石灰などから県が選択する。ねずみ駆除等の薬剤についても、効果のある薬剤から県が選択する。

3 消毒の方法

- （１）対象農場の各家きん舎から少なくとも 1 m 以上の範囲で消石灰等の消毒薬を散布するとともに、対象農場の敷地外縁部の内側 1 m 以上の範囲で散布する。
- （２）ウインドレス鶏舎など、ねずみ等が侵入し難い構造になっている家きん舎の周囲については、家きん舎出入口を中心に散布する。

4 消毒薬の使用上の注意

- (1) 添付の使用指示書を確認し、使用基準等を遵守する。
- (2) 有機物の混入は消毒薬の効果を低減させるため、消毒薬の使用前には、水洗により有機物を十分洗い落とす。
- (3) 消毒薬液の温度が低いと効果が下がる薬剤が多いため、冬期は温水を利用するか、通常よりも濃い薬液を準備する。
- (4) 病原体は瞬間的には消毒されないため、薬液への作用時間を十分にとる。
- (5) 消毒薬の散布に当たっては、環境に与える負荷に十分考慮し、特に河川に隣接している農場であって当該河川の下流域の近隣に上水道の取水口がある場合は注意する。
- (6) 消毒薬の散布に当たっては、酸とアルカリの消毒薬を同時に使用しない、飛散に十分気を付ける等、消毒薬の特性を考慮し、適切に実施する。
- (7) 消毒薬散布時は、直接、皮膚・口・呼吸器等に付着しないよう、マスク、ゴーグル、ゴム手袋等を着用するなど適切に対応する。

[消石灰を取り扱う際の注意、資料編P22]

●消石灰等の消毒薬の散布方法

- ① 農場の外縁部と鶏舎周辺1m以上の範囲に散布してください。



- ② 範囲内の地表面に、むらなく、まんべんに散布してください。

(散布量の目安 … 消石灰: $1\text{ kg} / \text{m}^2$, 消毒薬: $2\text{ L} / \text{m}^2$)



農場の出入口



鶏舎の周囲(幅1m以上)



農場敷地の外縁部(幅1m以上)

第 15 家きんの再導入

防疫指針 第 14

本項の内容は防疫指針第 14 を参照とする。

第 16 農場監視プログラム

防疫指針 第 15

本項の内容は防疫指針第 15 を参照とする。

第 17 発生の原因究明

防疫指針 第 16

本項の内容は防疫指針第 16 を参照とする。

第 18 離島における対応

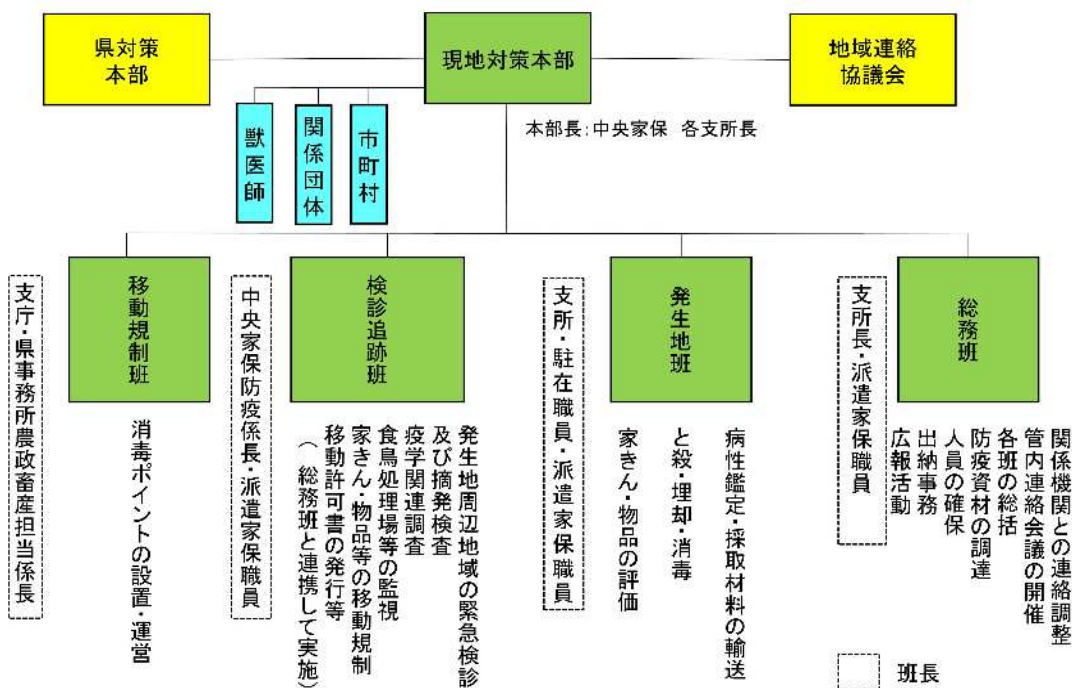
1 組織体制（現地対策本部）

（1）現地対策本部の運営

離島の鹿児島中央家保各支所・駐在においては、現地対策本部を設置する上で、人員が不足することから本土からの職員派遣等によって補充するものとする。現地対策本部長は、その離島を管轄する鹿児島中央家保所長又は鹿児島中央家保各支所長をもって充てる。現地対策本部の構成は総務班、発生地班、検診追跡班、移動規制班とし、必要に応じて本部長が変更できるものとする。

[各班構成メンバー]

高病原性鳥インフルエンザ等現地対策本部組織図 (離島支所・駐在)



班 名	班 長	家畜 防疫員	県職員	市町村	団体等
総務班	家保 支所長 派遣家保職員	○	○		
発生地班	家保 支所・駐在職員 派遣家保職員	○	○	○	○
検診追跡班	中央家保防疫係長 派遣家保職員	○		○	○
移動規制班	支庁・県事務所 農政畜産担当係長		○	○	○

2 動員体制

(1) 現地対策本部

現地対策本部の本部長、総務班長、検診追跡班長については各家保及び鹿児島中央家保等から派遣する。

(2) 家畜防疫員

島内の保健福祉部の獣医師や市町村・農業共済組合獣医師の協力を依頼するとともに、発生規模に応じて県対策本部が不足する人員を直ちに派遣するものとする。

(3) 防疫措置従事者

原則として、各島内に居住する県職員、市町村職員、団体等職員、業者等から動員する。

3 農場での検査（簡易検査等）

農場内へは、原則として家畜防疫員1名で立入り、第4の3に基づき検査を実施する。家畜防疫員は簡易検査が終了次第、死亡羽数の推移及び簡易検査の結果を支所へ連絡する。連絡を受けた支所は、鹿児島中央家保に連絡する。

4 病性鑑定材料の送付

鹿児島中央家保への運搬は、事前連絡の上、空輸にて運搬する。検査材料の送付と同時に「異常家きんの症状等に関する報告」〔別記様式2-1、様式編p2〕及び「異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告」〔別記様式2-2、様式編p3〕をファクシミリ又は電子メールで送付する。

(1) 鹿児島中央家保支所の対応

- ① 鹿児島中央家保支所に待機する家畜防疫員は、県支庁（県事務所）・市町村に電話連絡し、あらかじめ登録しておいた検体搬送担当者の中から対応できる者の決定を依頼する。
- ② 搬送担当者に規定の運送用容器、消毒用噴霧器、危険物貨物に係る「輸送申告書兼チェックリスト」〔様式編P31〕を受け渡すとともに、搬送に係る留意点等（下記）を説明する。
- ③ 空港への到着時間、搭乗可能な便などを確認し、県家防課へ報告する。

【輸送に係る（搬送担当者の）留意点】

- 1 検体の受け取りは、農場敷地境界付近で行うこと（農場内に入らないこと）。
- 2 農場敷地境界付近で検体を受け取る際は、防疫服及び手袋等を着用し、検体の入った容器の外装を消毒噴霧器などで消毒すること。
- 3 農場内で採材を実施した家畜防疫員と、携帯電話等で十分に連絡をとること。
- 4 危険物貨物に係る「輸送申告書兼チェックリスト」、免許証等身分証明書

（書類訂正の際に必要）、印鑑を携帯し、鹿児島空港での着払いとすること。

- 5 空港貨物部において、「国内貨物運送状」への記入をすること。
- 6 貨物運送状の受付番号や運送料金など検体送付に係る事項を家保支所に連絡すること。
- 7 国内貨物運送状（写し）などを受領すること。

※ 家保駐在の場合

- 1 家保支所職員は、市町村等に電話連絡し、あらかじめ市町村等が登録した検体搬送担当者の中から対応できる者の派遣を依頼する。
- 2 規定の運送用容器、消毒用噴霧器及び危険物貨物に係る「輸送申告書兼チェックリスト」等の必要書類については、市町村等に保管し、万一の場合に対応できるようにしておく。
- 3 搬送に係る注意点等について、日頃から十分に搬送担当登録者に説明しておく。

（2）県支庁（県事務所）・市町村の対応

- ① 検体搬送者に決定された県支庁（県事務所）・市町村職員は、農場外に待機して、農場で検体を採取した家畜防疫員から外装を十分に消毒した検体を受け取る。
- ② 検体を受け取った検体搬送者は、事前に家保支所で受け取った規定の運送用容器に検体を入れて空港へ搬送する。
家保駐在がある離島では、規定の運送用容器を常備しておく。
- ③ 検体搬送者は、農場の出発時間など検体送付に係る事項を家保支所に連絡する。

（3）県家防課の対応

- ① 検体を搭乗させる便を決定する。
- ② 鹿児島空港から鹿児島中央家保まで検体を搬送する職員を手配する。
- ③ 鹿児島中央家保への到着予定時間を連絡する。

（4）輸送経路及び時間

- ① 検体輸送の際には、空輸手続きや貨物受取等に約2時間を要する。
- ② 航空便での搬送は、病性鑑定材料採取から空港到着までの所要時間を勘案し、随時決定する。

HPAI等検査材料の空輸措置

所内での書類作成等	空港での手続き
事務書類作成 ①異常家きん等の届出を受けた際の報告 ②異常家きんが所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）	空港貨物部への事前連絡 ①空輸する品名 （危険物（HPAI関連）である旨） ②搭乗便名 連絡先：JAL貨物部
危険物貨物の申告書作成 JAL：輸送申告書兼チェックリスト	空輸手続き ①出発時刻90分前に貨物部にて手続き ②危険物貨物の申告書提出 ③貨物運送状番号を記入し、畜産課へ連絡 ④身分証明書、印鑑、免許証（身分確認、書類訂正に必要） ⑤空輸料金の着払い ⑥貨物運送状（写し）などの受領
検体輸送容器等の準備 ①保冷剤 ②輸送容器に輸送容器記載事項貼付 ③検体輸送箱へ危険物シール貼付 ④輸送箱の上部に必要事項記載	

[表 離島にかかる輸送経路及び必要時間]

	種子島	屋久島	大島	喜界	徳之島	沖永良部	与論
空輸手続き	60分						
各空港～ 鹿児島空港	35分	35分	55分	1時間10分	1時間	1時間5分	1時間10分
貨物受取	60分						
鹿児島空港～ 中央家保	1時間10分						
計	3時間45分	3時間45分	4時間5分	4時間20分	4時間10分	4時間15分	4時間20分

5 病性鑑定材料送付後の作業

病性鑑定材料送付後の緊急防疫作業等は、本土発生時と同様とするが、加えて以下の項目についても検討・実施する。

(1) 鹿児島中央家保各支所の対応

農場へ立ち入った家畜防疫員から受けた調査内容、状況等について県家防課及び鹿児島中央家保へ逐次連絡する。

また、県支庁（県事務所）、市町村等に防疫措置従事者派遣等について協力を依頼する。

(2) 家畜防疫員の対応

農場へ立ち入った家畜防疫員は、直ちに農場内等の緊急防疫作業を実施するとともに初動防疫措置に必要な資材、人員等を算出し、家保支所へ連絡する。

(3) 鹿児島中央家保の対応

鹿児島中央家保は、直ちに県家防課と協議し、緊急防疫作業に必要な家畜防疫員等の派遣（人数、移動方法、宿泊先等）について検討する。

6 防疫資材、機材の準備

各防疫措置を実施する際に必要と考えられる防疫資材及び機材の確保については、本土発生時と同様の手順で実施するが、加えて以下の項目についても検討・実施する。

（１）鹿児島中央家保各支所・各駐在の対応

農場の緊急防疫作業等が直ちに実施できるよう、消毒薬等の資材については、平時より備蓄する。

（２）鹿児島中央家保の対応

県家防課と協議し、と殺等の防疫措置を実施するにあたり、現地で確保できない資材、機材の確保に備え、その輸送方法（コンテナ、トラック等）について平時より検討する。特に船便の確保を最優先事項とする。

（３）県支庁（県事務所）の対応

県支庁（県事務所）は、消毒ポイント設置の際は、その管理・運営を担うため、県家防課及び県振興課、鹿児島中央家保各支所、市町村等と協議し、消毒ポイントに係る資材、機材の確保に備える。

7 制限区域の設定

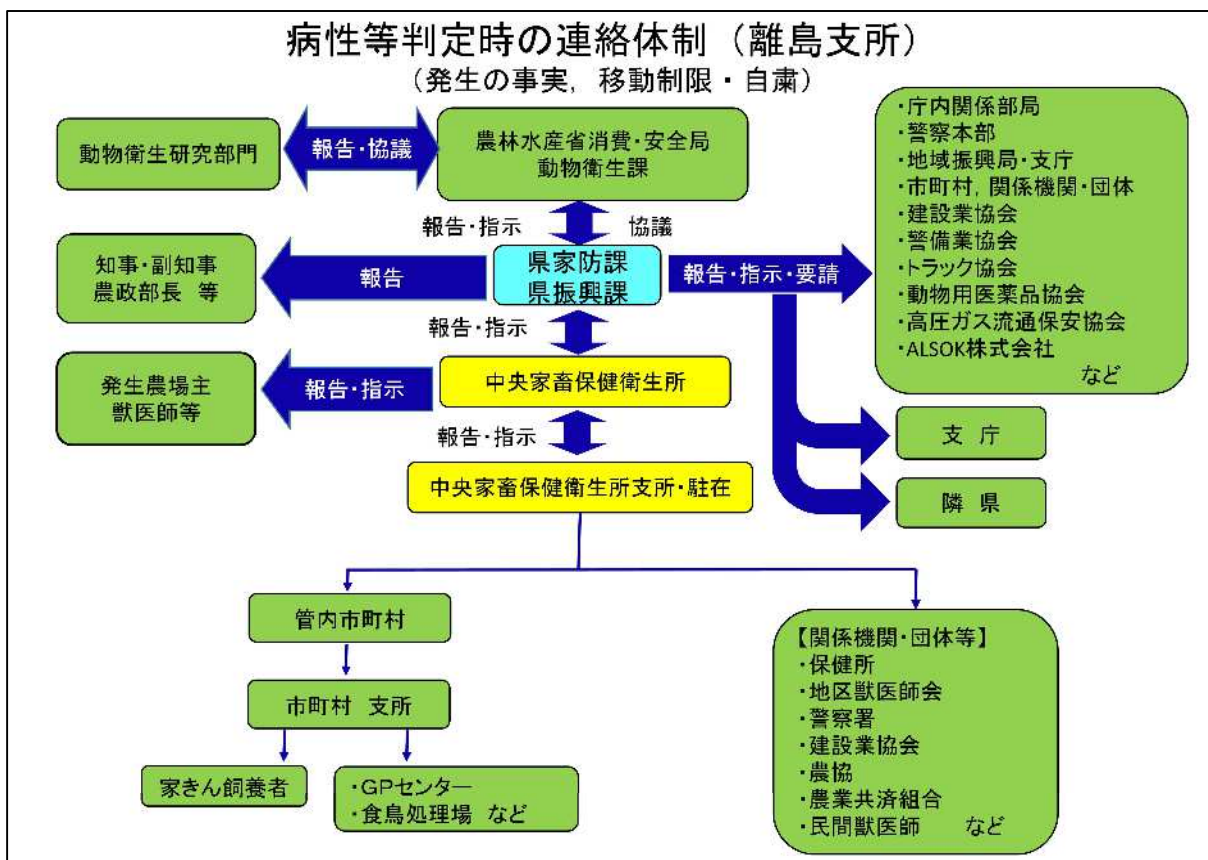
制限区域の設定に当たっては、原則として本土発生時と同様とするが、県家防課は、離島の立地条件等を勘案し、島内全ての地域を移動又は搬出制限区域として設定する必要があると判断した場合、その設定範囲について動物衛生課と協議する。

8 消毒ポイント

消毒ポイントの選定に当たっては、原則として本土と同様とするが、発生農場と他の家きん飼養農場の位置関係、畜産関係車両の道路の利用状況を踏まえ、発生農場周辺の道路を重点的に選定するなど、県対策本部と協議の上、決定する。

また、消毒ポイントの稼働時間は原則として６：００～２０：００とし、人員配置は１日２交代制とする。２０：００～６：００の時間帯は、原則として、島内畜産関係車両の一部道路の利用自粛を市町村と協力して要請する。また、フェリー（貨物船舶を含む）からの乗降車両（畜産関係車両を主体）を対象とした消毒マット等による消毒を実施する。

9 病性等判定時の連絡体制



第 19 食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫措置

1 食鳥処理場で異常家きんを発見した場合

(1) 食肉衛生検査所の対応

食肉衛生検査所は、異常家きんに対して簡易検査を実施し、その検査結果、出荷農場の情報などを県生活衛生課に速やかに連絡するとともに、管轄の家保へ異常家きんを発見した旨届け出る。県生活衛生課は異常家きんを出荷した農場の家きんのと殺中止の指示や、国や県家防課への報告を行う。

また、食肉衛生検査所は、陽性時に備えた対応を行う。

(2) 家保の対応

食鳥処理場や出荷農場を管轄する家保は、通報を受け、第 4 の 2 により対応し、直ちに家畜防疫員を当該食鳥処理場及び出荷農場に派遣する。

また、当該食鳥処理場及び出荷農場にて、第 4 の 3 により、発生状況確認と簡易検査を行い、結果を県家防課へ報告する。

(3) 県家防課の対応

県生活衛生課と協議しながら、食鳥処理場へ第 4 の 2 の留意事項 14 の 3 について指導する。

2 簡易検査陽性から疑似患畜決定までの作業

家保の簡易検査で陽性となった場合、県家防課は第 4 の 5 により防疫措置の準備・農林水産省への報告等を行う。

3 患畜又は疑似患畜と決定した場合の対応

食鳥処理場において異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定された場合、当該処理場において第 7-1 の 1 から 4 に準じた防疫措置を行う。

(1) と殺について

作業内容は発生農場でのと殺作業と同様に行う。

(2) 死体及び汚染物品の処理について

原則として埋却処理とし、方法については発生農場での処理作業と同様に行う。

(3) 食鳥処理場の清掃、消毒について

原則として、処理場内の生きた家きんが扱われる待機場内外については家保の指示の下に、それ以外の処理施設内については県生活衛生課の指示の下に実施する。両部局は連携・協力して処理場内の清掃、消毒を行う。

ア 待機場内の清掃・消毒

待機場内の捕鳥カゴその他の埋却処分できない資材については、排せつ物等を除去するよう洗浄する。待機場内はブラシやスコップ、動力噴霧機で排せつ物等を除去・洗浄する。清掃終了後、動力噴霧機を用いて捕鳥カゴや壁、床に消毒薬を噴霧する。

イ 待機場外の清掃・消毒

敷地周辺と待機場周辺に動力噴霧器等を用いて逆性石けん液等を散布し、その後、状況に応じ、消石灰等を散布する。

第 20 防疫作業における注意事項

防疫作業に当たっては、防疫措置従事者による外部へのウイルス拡散防止を図るとともに、防疫措置従事者や家きんの所有者の健康及び安全等に留意して作業を行う。

1 発生農場からのウイルス散逸防止

防疫措置従事者は家畜防疫員等の指示に従い次の項目に注意する。

- (1) 家きん飼養者は、発生農場における防疫作業には従事しない。
- (2) 防疫措置従事した者は、作業後、原則 7 日間は発生農場以外の家きんに接触しない。
- (3) 防疫服等は、体格に合ったサイズを使用し、第 7-2 の 6 「防疫服、防疫用具の着衣・脱衣の手順」に沿って、現場の PPE 指導員等の指示に従い着脱する。汚染部位を直接素手や素肌に触れさせずに脱衣する手順を事前に理解しておくことが望ましい。
- (4) 作業中に防疫服等をゆるめたり、外したりしないよう注意し、作業中に防疫服が破損する等、不備が生じた場合は、直ぐに交換を行うこと。
- (5) 腕時計、携帯電話、カメラ等の私物は持ち込み禁止とする。誤って持ち込まれた物品は原則として廃棄する。
- (6) 集合基地退場時は、靴底の消毒を徹底するとともに、速やかに帰宅し、入浴及び洗髪し、着用した衣服も速やかに洗濯する。

2 健康管理・感染予防対策

保健所は、「鶏舎内等での高病原性鳥インフルエンザ等発生時の対応マニュアル」（県保健福祉部感染症対策課作成）に基づき、関係部局と連携して防疫措置従事者の感染防止対策及び健康調査、併せて、当該発生農場における感染鶏との濃厚接触が疑われる者（農場主、従業員等）の健康状況の把握等を実施する。防疫措置従事者等は、次の項目に注意する。

- (1) 熱中症及び脱水症を起こさないよう、適宜、水分補給（スポーツドリンク等）及び休憩をとる。
- (2) 気分や体調が優れない場合やケガをした場合は、無理をせず、すぐに家畜防疫員に申し出る。
- (3) 消毒薬は皮膚や粘膜に障害を起こすものもあるため、肌や眼に触れないよう取り扱う。万が一、眼に入ったり、誤飲・吸入したりした場合は、水で洗い流す等の応急処置を行って、家畜防疫員に申し出る。
- (4) 作業終了時には所定の場所で脱衣後、石けん等を使用して手洗いや洗顔、うがいを必ず行う。
- (5) 作業終了後、気分が優れない、眠れないなどの症状がある者は、県相談窓口（県障害福祉課、県精神保健福祉センター、保健所）に相談する。
- (6) 防疫作業のあった日の翌日から 10 日間は健康観察（モニタリング調査）期間となるため、毎日、健康チェックを行い、インフルエンザ様症状が見られる者及びインフルエンザ様疾患が疑われる者については、その都度、当該所属長に報告する。

- (7) 防疫措置従事者の所属長は、当該職員の健康状態について、防疫作業従事の翌日から10日間、毎日、本庁職員にあっては感染症対策課に、地域振興局の職員にあっては局内の保健所に報告する。報告を受けた感染症対策課及び各保健所は、原則として第二種感染症指定医療機関等の受診を勧奨する。受診する場合は、保健所等は第二種感染症指定医療機関等に対し、受診日時及び受診者の氏名等を連絡して調整する。
- (8) 上記の(2)及び(3)のその後の対応については、状況に応じて、集合基地に直ちに帰って、健康調査係に緊急性の判断等の協力を求めた上で、必要な場合は、速やかに医療機関を受診する。

3 防疫措置に関する安全管理

家畜防疫員は、防疫措置従事者の安全を図るため、次の項目に留意する。

- (1) 防疫措置従事者に対し、作業場所や作業内容を十分に周知した上、作業スペースを確保し、接触・転落等による事故防止を図る。
- (2) ケージの上部や埋却地など足下が不安定な場所での作業にあたっては、作業動線及び作業スペースの確保等を行い、安全に作業できるように工夫する。
- (3) 炭酸ガスボンベ等の重量物を取り扱う際は、専用キャリアの利用や複数人で取り扱う等、注意を払う。
- (4) フォークリフトやバックホー等の作業オペレーターへの指示・誘導や周囲への注意喚起をする係を配備する等、安全に配慮しながら作業を行う。
- (5) 埋却場所の重機周辺で作業をする時は必ずヘルメットを着用する。
- (6) 重機の旋回範囲内（重機が届く範囲）には不用意に立入らないように留意し、重機周囲での作業を行う場合は、重機のバケット等が停止したことを確認し、オペレーターとの確認が取れてから重機に近づき作業を行う。
- (7) アンモニア等の有毒ガスの発生が想定される場所での作業では、体調不良者の把握に努める。

4 家きんの所有者等への配慮

- (1) 家きんの所有者は本病の発生により精神的なストレスを受けているため、心情に配慮した言動に心掛け、作業エリア内で談笑する等の行為は慎む。
- (2) 伝染病のまん延防止のために犠牲となった家きんに対して、と殺終了後に黙祷を捧げる等、哀悼の意を表す。

第4章 その他

第21 その他

国防疫指針第17の1

1 リスク分散

種鶏など遺伝的に重要な家きんを含め、畜産関係者の保有する家きんについて、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、種鶏の分散配置などにより、日頃からリスク分散を図る。

2 イベント等の開催

県対策本部は発生状況に応じて制限区域外の家きん関係のイベント（品評会等）について開催の自粛を要請する。また、必要に応じて発生市町村及びその周辺地域における家きん関係以外のイベント、大会、集会等についても自粛を要請する。なお、開催する場合でも会場出入口での消毒など防疫措置を実施するよう市町村、教育委員会、関係団体等を通じて依頼する。

3 公共施設等における消毒マット等の設置

県対策本部は発生状況に応じて市町村、教育委員会、関係団体等を通じ公共施設、学校、小売店舗等多くの人が集まる場所において消毒マットの設置等により消毒を徹底するよう依頼する。

4 相談窓口の設置

県対策本部は、県庁、各家保等に相談窓口を設置して、家きん所有者や防疫措置従事者、発生地域の住民等の不安解消に努めるとともに、状況に応じて家きんをと殺した農家等を対象に心身の状態について電話や訪問による聞き取り調査等を実施し、心のケアに努める。

- (1) 家きんに関する相談窓口：県家防課、家保
- (2) 消費者からの相談窓口：県生活衛生課、県農政課
- (3) 健康に関する相談窓口：県感染症対策課、保健所
- (4) 心の健康に関する相談窓口：県障害福祉課、県精神保健福祉センター、保健所
- (5) 畜産農家の経営支援窓口：各地域振興局又は各支庁農林水産部農政普及課
- (6) 経営・融資に関する相談窓口：各地域振興局又は各支庁農林水産部農政普及課
- (7) 県税に関する相談窓口：各地域振興局又は各支庁税務課
- (8) 中小企業者からの金融相談窓口：県経営金融課
- (9) 観光に関する相談窓口：各市町村観光担当課
- (10) 野鳥に関する相談窓口：県自然保護課、各地域振興局又は各支庁林務水産部
- (11) 学校の鳥類の飼育に関する相談窓口：県義務教育課（公立）、県高校教育課（公立）、県学事法制課（私立）
- (12) 児童・生徒の健康に関する相談窓口：県保健体育課（公立）、県学事法制課（私立）
- (13) 国指定天然記念物（鳥類）に関する相談窓口：県文化財課